

研 究 紀 要

第 3 号

2001

財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団

研 究 紀 要

第 3 号

2001

財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団

序

財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団は平成4年に発足し、以来、高速自動車道・国道等の公共事業に関連した遺跡の発掘調査を実施しております。平成8年度には埋蔵文化財の調査・研究、整理・保存、情報収集、専門職員研修などを行う新潟県埋蔵文化財センターが設立され、より充実した業務の遂行に努めてまいりました。

事業団の任務の一つに、発掘調査等で得られた成果を県民の皆様に還元する普及・啓発活動があります。本誌「研究紀要」も「発掘調査報告会」、発掘現場での現地説明会の開催、広報誌「埋文にいがた」の発行と並ぶ代表的な活動であります。

いわゆるバブル経済崩壊の後、発掘調査件数は全国的に漸次減少していますが、その一方でより高度な調査と迅速な公開が求められております。このため当事業団の職員は日々の業務に従事するかたわら、社会的付託を意識した研鑽をみずから積んでおり、その成果を「研究紀要」・「研究紀要」第2号で公表いたしました。

今般、第3号を刊行することになりましたが、調査・研究活動にご活用いただくとともに、皆様のご批評を賜れば幸いであります。本書の刊行にあたり、ご協力いただいた関係各位に感謝申し上げるとともに、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成13年3月

財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団

理事長 野本憲雄

目 次

荒屋遺跡と中土遺跡－共通点と相違点の実態把握と検討－	1
加 藤 學	
新潟県大洞原C遺跡の弥生時代末から古墳時代初頭の土器	27
春 日 真 実	
新潟県における古代の鉄生産－鍛冶関連遺構の検討－	39
尾 崎 高 宏	
豊栄市正尺の立地－正尺集落と正尺遺跡から－	49
松 井 智	
「遺跡カード」デジタル化作業の経緯と問題点	67
調査課資料担当普及班	

荒屋遺跡と中土遺跡

—共通点と相違点の実態把握と検討—

加藤 学

はじめに

北魚沼郡川口町 荒屋遺跡と南蒲原郡下田村 中土遺跡は、東北日本を代表する細石器文化の遺跡であり、その重要性については先学諸氏が指摘しているところである。両遺跡は、細石刃製作過程の分類から、「削片系」 [鶴丸1979] と大枠でグルーピングされる一方、多くの相違点が認められ [中村1965a]、その解釈をめぐっては様々な議論がある。ここでは、両遺跡の石器群を詳細に比較することで、共通点と相違点を明らかにしたい。そして、石器群の実態を把握して、共通点と相違点が意味することについて検討していく。

1. 荒屋遺跡と中土遺跡をめぐる研究史

(A) 荒屋遺跡の概要

荒屋遺跡は、新潟県北魚沼郡川口町西川口荒屋に所在する。信濃川と魚野川との合流点の段丘上に立地し、標高86mを測る。遺跡は、1957年に星野芳郎氏・井口通泰氏により発見され、1958年に芹沢長介氏により発掘調査（第1次調査）された [芹沢1959b]。それから30年後の1988年には第2次調査、1989年には第3次調査が実施され [芹沢ほか1990]、遺跡の重要性が再確認されている。

1958年の第1次調査では、荒屋遺跡以前に確認されていた矢出川遺跡 [芹沢1954] と顕著に異なる細石刃石器群であることが明らかにされた [芹沢1959b・1961]。芹沢氏は、「矢出川遺跡における石器の組み合わせをみると、細石刃と半三角錐形の細石核が主体をなしてて、他にわずかばかりの撞器、礫器その他がわずかにふくまれているにすぎない。ところが、この荒屋遺跡では細石刃と舟底形細石刃核とが組み合わされているらしく、さらに、おびただしい彫刻刀とその削片とが発見されていることに特殊性が認められるのである。」 [芹沢1959b] と述べている。

細石核の形態の相違は、細石刃製作技術の相違を反映しており、荒屋遺跡における舟底形細石核は湧別技法 [吉崎1961] 札滑型によるもの [吉崎1963] と評価された。また、採集資料を分析した大塚和義氏は、本州における湧別技法は「札滑型細石刃核に特徴づけられるステージのもの」としながらも、「いくつかの脱落現象がみられる」ことを指摘した。そして、荒屋遺跡に代表される舟底形細石核を「荒屋型細石核」と命名した [大塚1968]。また、湧別技法のほかにホロカ技法 [Morlan1967、鶴丸1979] による細石核の出土も確認されている [識笠昭1979]。

石器組成では、特徴的な形態の彫器が多量に伴うことが注目され、「荒屋型」の名称が与えられている [芹沢1958・1959a・1959b]。第1次から第3次調査分で574点、そのほか表採資料を含めると他に例をみない膨大な数量となる。すなわち、一形態に極めて偏った石器組成であることがわかる。しかし、荒屋型彫器の素材を作出したと考えられる石核は、彫器の出土点数と見合う点数が出土していない。わずかに扁平石

核[芹沢 1959b、織笠昭 1979]の出土が指摘されているが、その数量は少ない。第2・3次調査で出土した細石核と荒屋型彫器との接合資料は、この問題を解決する上で重要な意味をもっている。また、鎌形石器といった、他の遺跡にみられない特異な形態が組成に加わることも特徴的である。

石材は、報告書が未刊行であるため、具体的に示すことはできないが、珪質頁岩が圧倒的多数を占めているようである。しかも、その多くは風化面が光沢を帯びる特徴的なものであり、山形方面で多く産出されるものに類似する。ただし、多量に用いられている状況を勘案すれば、遺跡周辺において未知の原産地が存在する可能性もある。

また、細石器文化期の遺構が検出されていることも特筆される。第1次調査で相沢忠洋氏によって確認された土坑をはじめ、竪穴住居状遺構とその内部の炉と推定される遺構が検出されている。

(B) 中土遺跡の概要

中土遺跡は、南蒲原郡下田村大字長野小字中土に所在する。五十嵐川とその支流守門川との合流点の段丘上平坦面に立地し、標高 115 m を測る。遺跡は、1962 年に中村孝三郎氏により発見され、1964 年の発掘調査後に報告書が刊行されている[中村 1965b]。その後、1996 年には新潟石器研究会が再検討の結果を報告している[新潟石器研究会 1996]。

発掘調査の結果、杉久保系ナイフ形石器石器群と削片系細石刃石器群が検出された。特に、湧別技法による細石刃石器群の発見は、学史上、重要な意味を持つ。すなわち、中土遺跡の発見以前には、北海道と荒屋遺跡の中間地域において湧別技法は発見されておらず、荒屋遺跡を本州において孤立した遺跡であるとする滝沢浩氏の見解[滝沢 1964]に見直しを迫る発見であった[中村 1965b]。

しかし、細石刃石器群にはナイフ形石器石器群が混在しており、両者の共伴関係について議論があった。新潟石器研究会による再検討では、遺物の母岩別分類とその分布状況を勘案して、ナイフ形石器石器群と細石刃石器群に分離されると結論付けている。確かに、指標的な形態における区分の蓋然性は高いものの、母岩別分類と分布状況の相違を文化層分離に直結することの問題点も指摘されている[織笠昭・織笠明子 1997]。このように作業過程に問題もあるが、これまで調査されている他の遺跡の状況と比較すれば、およそ妥当な分離であると考え、指標的な形態を中心に検討を進めることにしたい。

(C) 荒屋遺跡と中土遺跡をめぐる研究史

中土遺跡の発掘調査後、荒屋遺跡と中土遺跡をめぐる共通点と相違点の存在が着目された。特に、両遺跡をめぐる編年観については、活発な議論が展開されている。編年観を考える上で重要な役割を担う両遺跡の細石核は、区分と変遷に関する三つの案が示されている[織笠昭 1979]。

麻生優氏は、技術・形態と他地域における変遷を考慮して、「中土（半船底状細石核）→荒屋（船底状細石核）」という変遷を想定している[麻生 1965]。中土を調査した中村孝三郎氏も、中土においてナイフ形石器文化の伝統技術が、強く保持されていたと評価し、「中土（船底形石核）→立川→荒屋」という変遷を想定した[中村 1965b]。ただし、中村氏はナイフ形石器文化と細石器文化の重複遺跡である可能性も指摘しており、両文化の石器の混在を示唆している。

これに対し、杉原莊介氏は細石核の形態分類を行い、各分類における土器共伴の有無を基準に「半船形石核（荒屋）→船形石核（中土）」という変遷を想定した[杉原 1974]。ただし、土器は西北九州の西海技法[麻生 1965]に伴うものであり、これと中土出土の細石核を一括できるかどうかは課題といえる。

また、佐藤達夫氏は荒屋と中土の細石核を「舟底形石核」と分類している。そして、沿海州における編年観との対応関係を検討し、「舟底形（白滻）からセルト形（蘭越型）への変遷」を導き出している〔佐藤1974〕。すなわち、荒屋・中土を一括して扱うことにより、両遺跡をめぐる編年差について言及していない。

これら三つの区分・変遷を整理した織笠昭氏は、両遺跡の「出土遺物を中心に据えた資料化を基準にするというよりは、北海道地方や西南日本との比較というかたちでのみ細石核の問題が語られることが多かつたとも言える」と指摘した。そして、このことが両遺跡の関係についての見解が一致していない一因である可能性を示した〔織笠昭1979〕。

こういった問題を受けて織笠氏は、荒屋・中土に月岡遺跡を加えた3遺跡の比較検討を試み、まずは細石核の種類と製作過程、石器組成と製作技術の実態を明らかにした。そして、各遺跡から出土した細石核を形態分類し、各種類の共伴関係を整理することから変遷観を導き出そうとした。その結果、「時間的に併行する、細石核の組み合わせとしてみることができる」とし、3遺跡間に編年的な先後関係を認めることは困難と結論付けている〔織笠昭1979〕。

その後、両遺跡をめぐっては、大きく「中土→荒屋」と「荒屋→中土」といった変遷観が示されている。

「中土→荒屋」という変遷観は、立木宏明氏・吉井雅勇氏が論じている。両氏がその根拠にあげているのが、石井浩幸氏・桜井美枝氏らによる東北地方における変遷観である〔石井1987、桜井1991〕。桜井氏は、「荒屋での細石刃生産のあり方が、典型的な湧別技法ではなく、ある程度の変質を経たものと考えることから、「幌加型」は、本州においては湧別技法よりは若干後出のものと考える」〔桜井1991〕とし、ホロカ技法が伴う荒屋遺跡に後出的要素を見出している。立木・吉井両氏は、石井・桜井両氏の「ホロカ型が後出」という見解を根拠に「削片系のみ保有する段階（中土・大平）から削片系+ホロカ型への段階（荒屋・月岡）が想定できる〔立木1996a〕」としている〔吉井1998・1999〕。

ただし、木村英明氏は湧別技法の本場である北海道において、教科書的な『湧別技法』だけが単独に存在する石器群ではなく、ホロカ技法を含む複数の技法が一連の製作工程の中に含まれることを明らかにしている〔木村1995〕。こういった状況を踏まえれば、ホロカ技法が伴うことのみを根拠に変遷観を論じることは難しいと考えられる。

立木・吉井両氏はこれに加えて、青森県大平山元II遺跡で層位的に湧別技法→ホロカ技法が示されたこと〔横山1993〕、縄文時代草創期に通じるであろう尖頭器の共伴関係〔立木1996a、吉井1998〕、ホロカ型細石核を中心とする樽口遺跡A-MH文化層で彫挫器と大形剥片素材の挫器など草創期に通じるであろう石器形態の共伴〔立木1996b、吉井1998〕を根拠としている（註1）。なお、吉井氏は荒屋と中土が時間的併行関係にある可能性を指摘し、両者にはほとんど時間差がないことを加えている〔吉井1998〕。

「荒屋→中土」という変遷観は、菅沼宣氏が論じている。菅沼氏は、荒屋・中土を「湧別技法札滑型細石核を有し、珪質頁岩主体の石器群」に分類し、荒屋型彫器の共伴の有無から「荒屋・月岡・大刈野→中土」という変遷観を示した〔高橋ほか1993〕。また、「北海道においては、ホロカ型細石刃核が削片系細石刃核と共に伴する例が多いことから両者は共存するか、もしくは前者が若干後出する」とし、ホロカ技法が認められる荒屋に後出的要素を認めていた〔菅沼・野尻湖人類考古グループ1994〕。

その後、中土遺跡の再整理に携わった菅沼氏は、「荒屋型彫刻刀形石器の有無が、石器群の時期差あるいはセトルメント・パターンの差のどちらを表すかは、現時点では判断しがたいが、後者の可能性が強いと考えられる」とし、変遷観について慎重な立場を示すとともに、「セトルメント・パターンの差」という新たな可能性を示した〔新潟石器研究会1996〕。

以上のように、荒屋遺跡と中土遺跡をめぐる変遷観については、研究者間で大きく異なるのが実情である。本稿では、まず両遺跡の共通点と相違点について整理することとした。

2. 荒屋遺跡と中土遺跡の比較検討

(A) 石器組成

荒屋遺跡と中土遺跡は、全面が発掘調査されたわけではない。しかも、荒屋については、正式な報告書の刊行には至っておらず、内容の詳細について十分に把握できないところもある。ここでは、これまでに公表されている報告書・概報・資料紹介に示されたデータを集成して検討の材料とした。現段階で公表されている資料を集成したのが第1表および第2・3・6~13図である。

① 細石刃

細石刃は、荒屋で1241点（第2図）、中土で22点（第3図）の出土が確認されている。荒屋で圧倒的に多く出土していることがわかる。これは、国内の細石刃石器群においても、有数の出土点数である。これに対し、中土では発掘調査で細石刃石器群のブロックの中心部を掘り当てていないこともあるが、数が少ない。数量に大きな差があるため、単純に比較できない面もあるが、両遺跡の細石刃には様々な相違が認められる。

荒屋と中土の細石刃は、中村孝三郎氏が中土の報告書において詳細に記述している。それによると、荒屋では長さ20~30mm、幅5~8mm、厚さ1~2mmであるのに対し、中土では長さ36~44mm、幅6~10mm、

第1表 荒屋遺跡と中土遺跡における石器組成

荒屋遺跡	文獻	細石刃	縫合状況	縫合状況外	縫合状況内	石器	新造骨盤	新造骨盤	骨器・角器	玉器	縫合石器	縫合	縫合	二次加工	石刀・骨刀	石刀・骨刀	合計
荒屋	井出1955-1990	620	15		425		1140	11	7	1	2	6	43	2	1	2126	
中土	井出1955-1990	431	5	8	345	5	629	10				61	3213	4	646		
井出資料	昭和1955	5	2	2	0				3	3	3						21
井出資料	大正1952																1
井出資料	昭和1953																5
井出資料	昭和1953	28		1	21				2								28
井出資料	昭和1953	92	2	35	18				2								99
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																3
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
井出資料	昭和1953																1
合計		1541	15	16	1	727	2	1711	31	12	15	6	104	2010	5	7206	

中土遺跡	文獻	縫合刃	縫合物	縫合状況	縫合状況外	縫合状況内	用器	新造骨盤	新造骨盤	骨器・角器	玉器	縫合石器	縫合	縫合	二次加工	石刀・骨刀	石刀・骨刀	合計
中土遺跡	新潟石器研究会1993	22	4							65	1		2	1	21			56

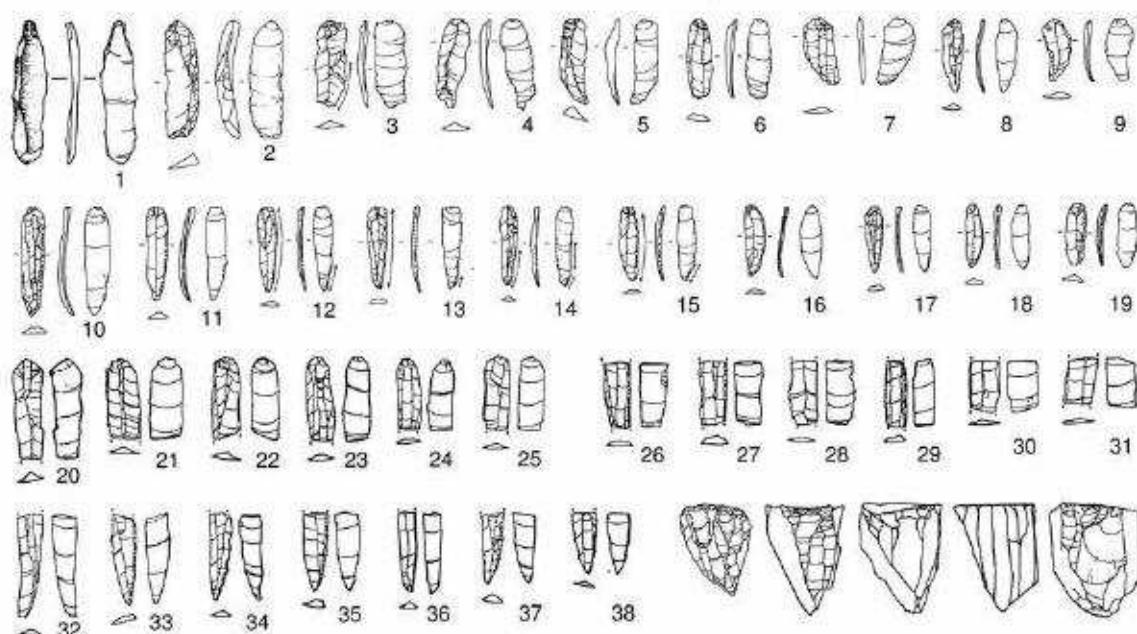
第2表 中土遺跡における母岩別器種構成
(表採資料含む)

母岩番号	縫合数	NB	MC	DB	SC	SP	UF	S	P	PT	母岩の特徴
直立M-1	7	2									直立 (Hoc 2.5Y 7/1)
直立M-2	3	3									直立 (Hoc 2.5Y 7/2)
直立M-3	3	3									直立 (Hoc 2.5Y 7/3)
直立M-4	6										直立 (Hoc 2.5Y 6/2)
直立	58	8	4	2	12	1	2	8	21		直立 (Hoc N 2/0)
直立	5	1							2		直立 (Hoc N 6/0-5/0)
直立	1										
合計	79	22	4	2	15	1	4	8	53	1	

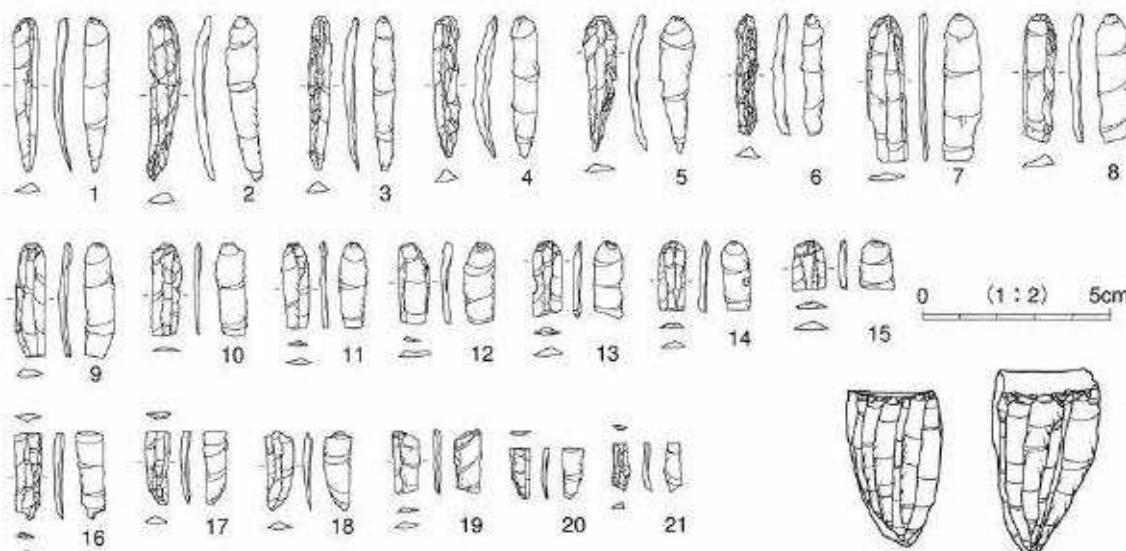
（凡例）直立：MR=縫合刃、MC=縫合物、DB=縫合状況、SC=ストレートバー、UF=二次加工で有る縫合、SP=斜状縫合、PT=縫合、NB=ナット縫合、P=尖端縫合、G=縫合刀縫合、S=縫合削り縫合、C=石核、母岩の特徴：色と直立性と直立性を併せ持つ母岩【新潟県立歴史博物館】による。



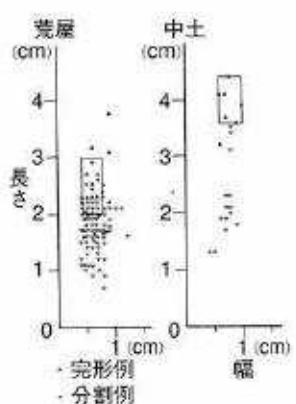
第1図 新潟県内における細石器文化の遺跡



第2図 荒屋遺跡出土の細石刃と細石核の作業面

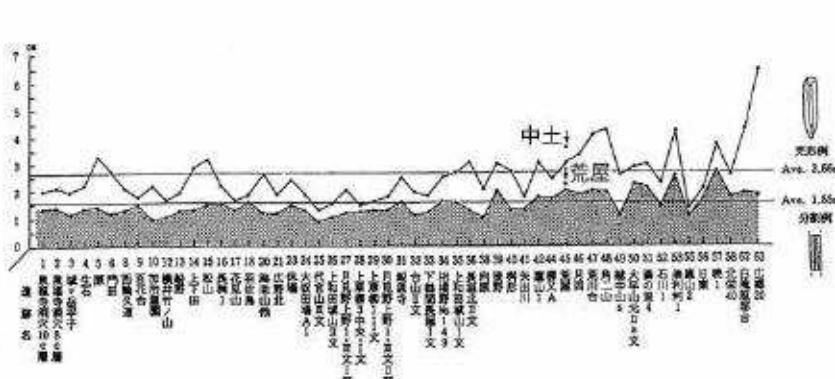


第3図 中土遺跡出土の細石刃と細石核の作業面



第4図 細石刃の大きさ

(枠は中村孝三郎氏が
示した大きさの分布)



第5図 細石刃の長さの変化

厚さ1.8mm～3.5mm（第4図の枠内）としている。

第4図に、細石刃の大きさを図示した。これからも明らかにおり、大きさの分布が両遺跡で全く異なる〔永塚1997〕。これは単に、折断を経ているか否かといった違いではなく、完形細石刃の大きさの違いを反映している。第4図のデータをもとに完形細石刃の平均的な大きさを求めたところ、荒屋で長さ23.2mm・幅6.3mm（n=25）、中土で長さ38.5mm・幅7.2mm（n=6）であった。幅は大きくは違わないが、長さは15mmもの差があり、中土の細石刃は荒屋の1.66倍もの長さをもつことになる。このことは細石核の作業面の長さにも反映されている。中村氏が報告しているとおり、中土遺跡の細石刃は荒屋遺跡に比べて大形ということができる。

しかし、織笠昭氏の集成（第5図）〔織笠昭1983・1993・1994〕によれば、荒屋における完形細石刃の長さの平均値は30mmであり、中村氏が示したデータ・今回得られたデータおよび細石核の作業面長（第2・3図右下）と大きく異なる。筆者が今回対象としていない未報告資料のデータも含めて再検討する必要があろう。いずれにしても、中土の細石刃の長さは荒屋より長いことができる。

それでは、今回得られたデータは、列島内における様相と比較すると、どのように位置付けられるのであろうか。織笠昭氏の集計〔織笠昭1983・1993・1994〕によれば、完形細石刃の平均的な長さは26.6mmである。意外なことに荒屋の平均値はそれを下回っている。一方、中土はそれを大きく上回っている。織笠氏が示している第5図と比較するならば、いわゆる「削片系」の石器群において荒屋は最も小さな一群となり、中土は珪質頁岩を主体とするものの中では最も大きな一群となる。中土例は、山形県角二山遺跡や北海道美利河1遺跡など珪質頁岩の原産地に近い遺跡との共通点が窺える。ただし、この点については細石刃の製作技術や細石核のサイズと石材原産地との関係を含めて検討しなくてはならない。

次に形態上の比較であるが、中村孝二郎氏は、中土の細石刃は、荒屋と比べると彎曲度が小さいことについて触れている。そして、荒屋出土の細石刃に認められる二次加工や摩滅痕跡が、中土には認められないことを指摘している。この2点の相違を指摘していることは極めて重要である。

筆者も、今回の比較をとおして大きさ以外にも形態上の重大な相違があるものと考えた。荒屋では末端部付近の形態の個体差が著しいのに対し、中土では両側縁が直線的に平行する範囲が長く、鋭い末端部を有するものが多い。大きさ・形態とともに、荒屋はより齊一性が低く、中土はより齊一性が高いものと理解された。

この形態的齊一性の差と、二次加工の有無は密接に関連する可能性がある。すなわち、二次加工が施されることのある荒屋ほど齊一性が低いこと、二次加工が施されることとは無関係ではないのかもしれない。荒屋における形態的齊一性は、二次加工による整形によって確保されていたと考えられないだろうか。

実際、荒屋に特徴的な二次加工を有する細石刃の形態的齊一性は極めて高い（第2図10～19）。あるいは、二次加工によって形態的齊一性が確保されるため、未加工の段階での形態に若干のバラエティーが存在しても問題なかったのであろうか。また、多くの事例に認められる裏面右側縁の二次加工は、より強い彎曲度を修正するのに有効な技術であったと考えられるかもしれない。一方、荒屋とは対照的に、より齊一性の高い形態が細石刃剥離の段階で確保される中土例は、二次加工による整形を経る必要がなかったのであろうか。

荒屋の細石刃に認められる二次加工については、綿貫俊一氏・堤隆氏が重要な指摘をしている〔綿貫・堤1987〕。「正面右側縁にそって連続する加工痕がみられ、裏面右側縁の末端部に微細な加工の認められる完形細石刃」が特徴的であるとし、「荒屋型細石刃」の名称を与えている。そして、これは折断して着柄さ

れたのではなく、二次加工が施された完形の状態で着柄されたことを想定している。二次加工が特定の範囲に施されることと、形態的齊一性の確保とが如何に関連するのか検討しなくてはならない。また、着柄方法はもとより、より根本的な問題である着柄された細石刃自体の姿について検討する必要もある。

② 細石刃製作関連

細石刃製作関連の資料は、荒屋で細石刃1241点、細石核（第6図1～11）・細石核原形（第6図12）63点（註2）、削片16点（第7図1～7）、作業面再生剥片2点（第7図8）が確認された。一方、中土では細石刃22点、細石核・細石核原形4点（第8図）が確認された。細石刃・細石核・細石核原形・削片等、湧別技法を中心とした細石刃製作過程を示す一連の資料が認められる。しかし、大別形態の種類は一致するものの、出土点数や細別形態のレベルになると、著しい相違が認められる。ここでは、大別形態の数量差を中心に触ることとし、細別形態の差は細石刃製作技術の項で詳細に触れることとする。

細石刃製作技術をもっともよく反映している細石核および細石核原形の数量は、両遺跡で大きく異なる。この相違は、総数が異なるのであるからもっともなことである。しかし、細石核と細石刃の数量比をみると、荒屋で細石核1点に対し細石刃19.7点、中土では細石核1点に対し細石刃5.6点となる。荒屋については、採集された細石核が含まれているため、より実際の比率に近いと考えられる発掘資料に限定してみても20.8点で、ほぼ同じ比率となる。このことは、如何なることを意味しているのであろうか。

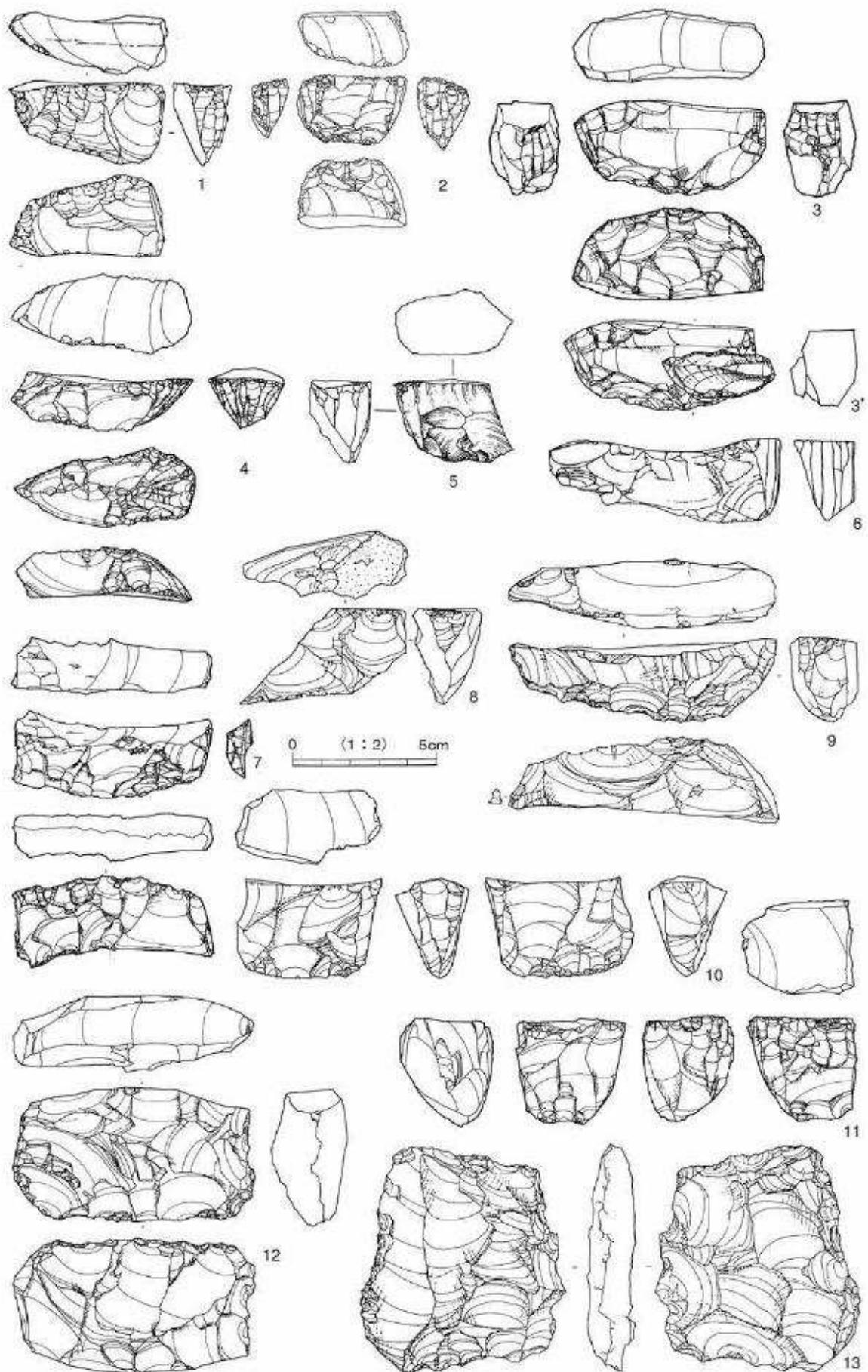
単純に考えれば、両遺跡における細石刃製作数量の差といえる。しかし、荒屋では細石核の成形・整形時に作出される剥片や削片が多数認められるのに対し、中土では細石核の成形・整形時に作出される剥片は少なく、削片は出土していない。荒屋では明らかに石器製作が行われているのに対し、中土ではそれを積極的に評価する材料に乏しいのである。このことを考慮すると、数量差以外に別途の可能性を想定する必要がある。

細石刃剥離についても同様のことがいえる。中土の再整理報告において諫山えりか氏は、細石刃と細石核とで母岩を共有しないものと判断している（第2表）。ちなみに、「貢岩」と分類されているものは、単体の母岩を集めたものであり、1母岩を表してはいない。すなわち、少なくとも現在確認されている細石核から細石刃が剥離された可能性は低いものと考えられる。調査範囲外に細石刃と母岩を共有する細石核が存在する可能性もあるが、細石核・細石刃が直接された時点の姿を表している可能性も想定する必要があろう。搬入品であれば、細石刃は中土以前に経由した遺跡において製作されたものということになる。このことと細石刃の形態的齊一性が高いことは無関係ではないのかもしれない。すなわち、搬入されたとするのであれば、搬出する段階で必要な形態が選択されたはずであり、形態的齊一性は選択時に得られた可能性もある。

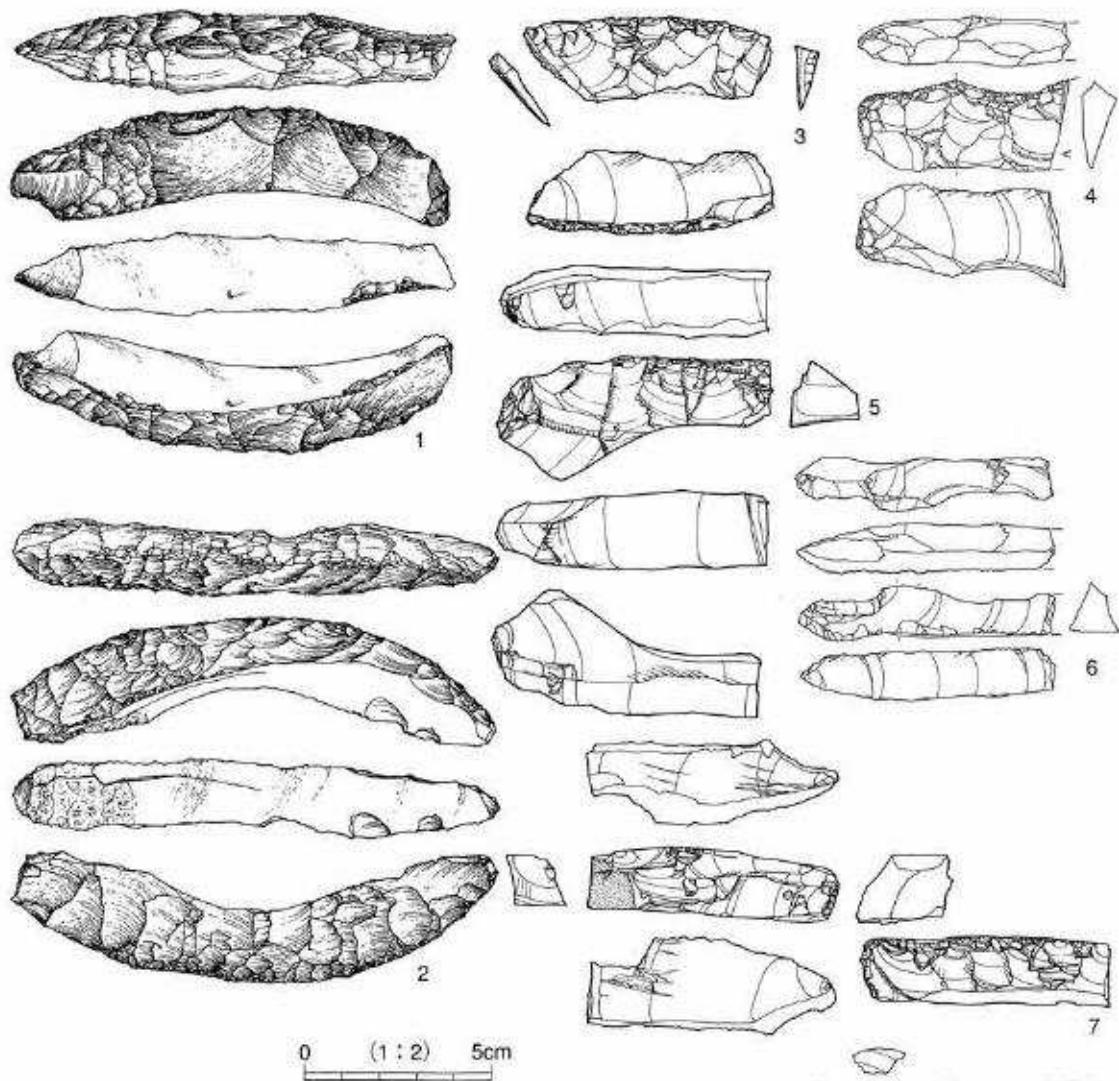
このように、両遺跡では少なくとも細石刃製作に関連する資料の数量比に明らかな差が認められる。荒屋では細石核の成形・整形から細石刃剥離に至る一連の作業が行われているのに対し、中土ではそのような痕跡が希薄である。中土の資料の多くは、他の遺跡で製作され、搬入された時点での姿をあらわしているとも考え得る状況にある。すなわち、両遺跡をめぐる数量の差は、遺跡内で行われた細石刃製作に関する作業範囲（過程）の相違を表している可能性を指摘できよう。

③ 彫器

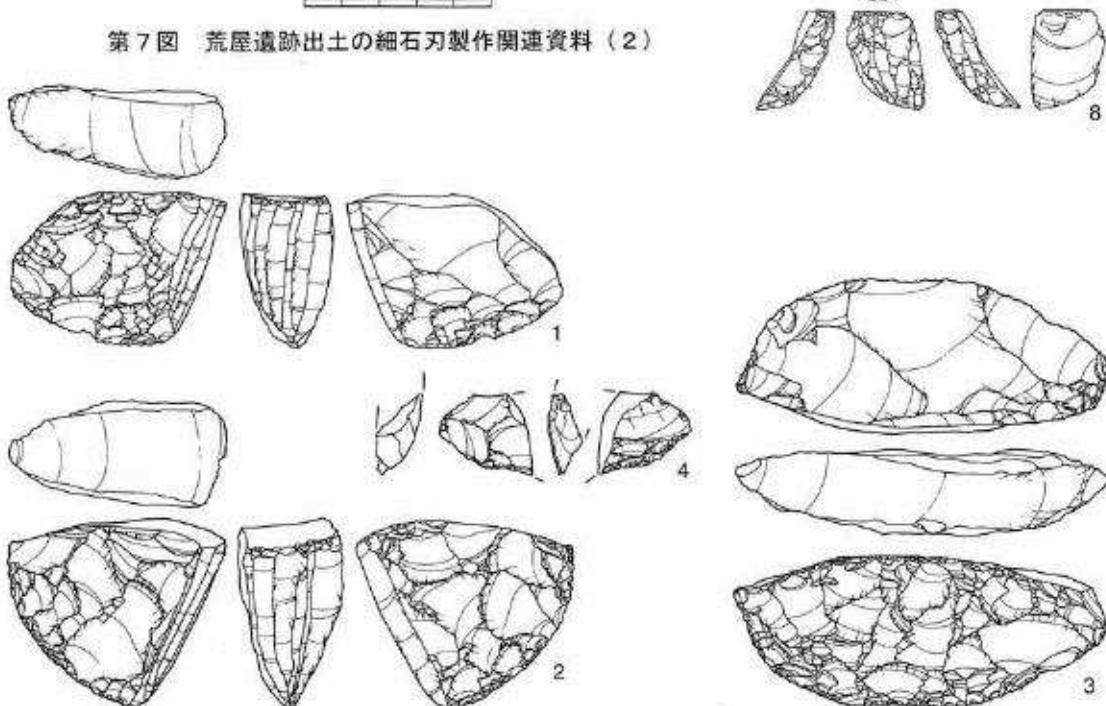
荒屋で彫器727点（第9図1～28）、彫器の母型3点（29・30）、削片1761点（31～34）が確認された。未完成品と考えられる母型や削片の出土は、遺跡内で彫器の製作や変形が行われていたことを示唆している。特に、彫刀面の作出・変形時に生じた削片の多さは注目され、彫器の長さの変異幅は削片剥離の頻度



第6図 荒屋遺跡出土の細石刃製作関連資料（1）



第7図 荒屋遺跡出土の細石刃製作関連資料（2）



第8図 中土遺跡出土の細石刃製作関連資料

と対応する可能性が高い。

荒屋の石器組成において大きな割合を占める彫器ではあるが、そのほとんどは、いわゆる荒屋型彫器〔芹沢1958・1959a・b〕である（註3）。また、荒屋型彫器を意識した形態であることは確実なもの、横長剥片を素材とするもの（6・13）、全周に急角度の調整が及ばないもの（20～22）など典型例といえないものも認められる。そのほかにも、双面彫器（24・25）、右肩に彫刀面を有するもの（26～28）も認められるが、荒屋型彫器との共通点が多い。

当該期の双面彫器の彫刀面は、右肩より左肩のほうがより長く、幅広である傾向が強い。左肩の彫刀面をより強く意識していることが窺えるのである。月岡遺跡出土の双面彫器〔中村・小林1975〕を観察したところ、右肩→左肩という切り合い関係が認められた。すなわち、右肩の彫刀面は左肩の彫刀面を作出する際の打面とも理解できる〔加藤学1999〕。また、右肩の彫刀面が、フラット・グレイバー状剥離〔綿貫・堤1987〕と連続的に分布するものもあり、そこに技術的連続性を認めることができるかもしれない。右肩に彫刀面を有するものについても、彫刀面が作出される位置以外は荒屋型彫器の条件を満たしている。

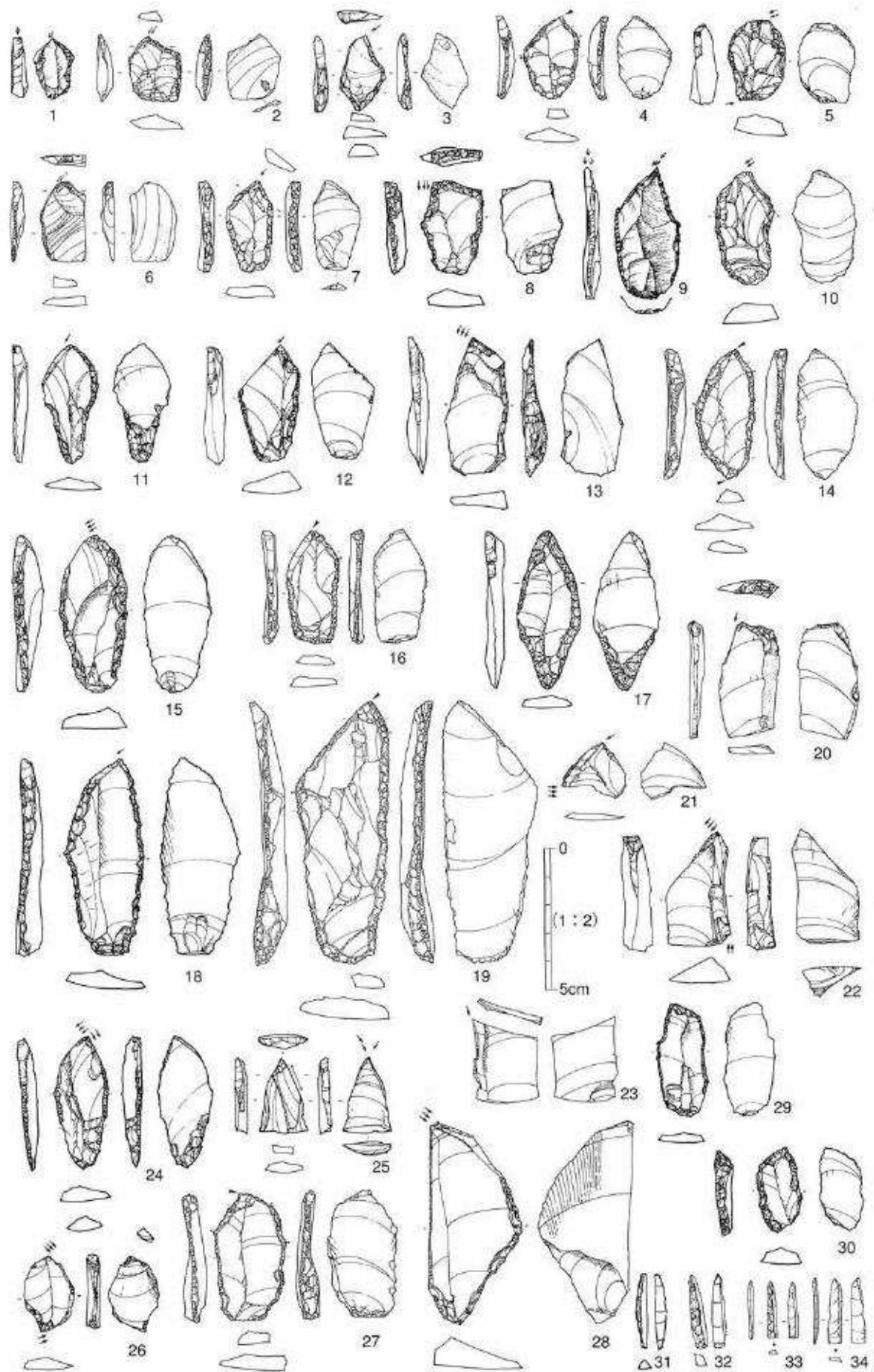
このように、荒屋型彫器の範疇に含めるか否か判断に迷う形態についても、荒屋型彫器との形態的・技術的連続性を看取することができる。特定形態がここまで突出する例は稀有であり、遺跡の特異な機能を反映している可能性がある。

彫器は、しばしば木や骨・角への溝きり具と考えられ、彫刀面の先端が機能部位とされている〔S.A.セミヨーノフ1968〕。細石器文化においては、細石刃を嵌め込む溝きりに用いられたとされる。一方、芹沢長介氏は「使用痕が残されているのは刃先ではなく、多くは溝状剥離（彫刀面）の中央に近い部分」で「實際には物を削る道具であったかもしれない」と指摘している〔芹沢1974〕。芹沢氏の指摘は、近年の使用痕研究により明らかにされつつある〔山田1984、芹沢ほか1990、美安1995、堤1997、伊藤1996〕。被加工物の理解については、肉・皮へのスクレイプなどの作業に用いられたものも存在するようである〔山田1984〕が、骨角器製作への機能的特定性が見出されている〔堤1997〕。

荒屋型彫器を有した集団は、その分布が現在のサケ・マスの天然遷上範囲と一致すること〔加藤晋平・松本1984、加藤晋平1984〕、荒屋の石器から魚類の脂肪酸が検出されていること（註4）、荒屋と同様の立地条件にある東京都前田耕地遺跡の縄文時代草創期の堅穴住居跡からサケ科の鱗骨が多量に出土していること〔加藤暁生1985〕などから、サケ・マス類の内水面漁撈と密接に関連する可能性が指摘されている〔佐藤宏之1992〕。こういった状況を考え併せれば、荒屋型彫器は角製鉗や角製植刃鉗などの漁撈具製作や魚皮加工などに用いられた可能性があるという〔堤1997〕。信濃川と魚野川の合流点に立地する荒屋遺跡は、そのような生業活動を展開する上で好都合な条件にあったといえよう。

ただし、遺跡の分布やシベリアにおける動物遺体の検討から漁撈活動との関連を積極的に評価せず、シカ等を対象とした狩猟活動が展開された可能性も指摘されている〔鈴木忠司1985、加藤博文1996a・b〕。北海道柏台1遺跡から出土した骨組織構造は偶蹄目であった可能性が指摘され、断定できないもののシカに似ていると報告されている〔福井1999〕。柏台1遺跡は、荒屋・中土とは年代差のある細石刃石器群と考えられるが、今後は動物遺体に基づいた生業活動の検討が必要となってこよう。

一方、中土では彫器が1点も加わらず、対照的な在り様が理解される。遺跡が部分的にしか調査されていないため、組成に加わらないことが真実であるかどうかはわからない。しかし、彫器が加わらないことを補完するかのように、先刃搔器が安定的に加わることは注目すべき事実である。両者の関係を検討することが重要な課題と考えられる。



第9図 荒屋遺跡出土の彫器

④ 搗器

摗器は、荒屋で22点（第10図）、中土で17点（第11図）が確認された。総数からみれば、荒屋の少なさ、中土の多さが際立つといえる。この点は、彫器の状況と対照的である。

両遺跡における摗器は、縦長剥片の先端に急角度な刃部を作出する先刃摗器が主体である。その中でも、荒屋では個体差が著しく様々な形態から構成されるのに対し、中土では形態的齊一性の高い大形品（1～5）が安定的に加わる。中土に特徴的な大形品と荒屋の大形品（1～3）とを比べると、2点の相違が認められる。

第1に、大きさである。荒屋では5cm以下の大さが主体であるのに対し、中土では長さ6～8cmほどの大きさが安定的に加わる。荒屋における摗器の大きさは、彫器の大きさと一致しており、多量に製作された彫器と同様の剥片が素材として用いられたと思われる。一方、中土に特徴的な大きさの彫器は数少ない。中土の摗器は、荒屋の摗器とは異なる過程を経て得られた剥片を素材としている可能性がある。

第2に、荒屋の摗器の基部側に裏面加工が特徴的に施されるが、中土にはそれが認められないことである。基部側の裏面加工は、しつくりと着柄させること等、使用時の都合にあわせて器体の反りを修整したのであろう。中土に認められないことは、そういった加工が不要であったことを意味しようか。そうであれば、中土の素材剥片の反りがより小さかったことを意味するのであろう。荒屋の摗器に形態的バラエティーが認められることは、素材剥片の形態的齊一性の低さを反映しているのかもしれない。

これらのほかに、荒屋では背形を呈する角二山型摗器〔加藤稔1973・1991〕（8）・円形摗器（10）、中土では裏面加工の摗器（6）・拇指状摗器（7）・両面加工の刃部が作出される摗器（8）と、それぞれ特徴的な形態が加わる。また、両遺跡とも、刃部に裏面加工が伴う摗器が特徴的である（第10図2・6、第11図6・8）。このような摗器は、山形県角二山遺跡に特徴的であり、共通性を窺うことができる。

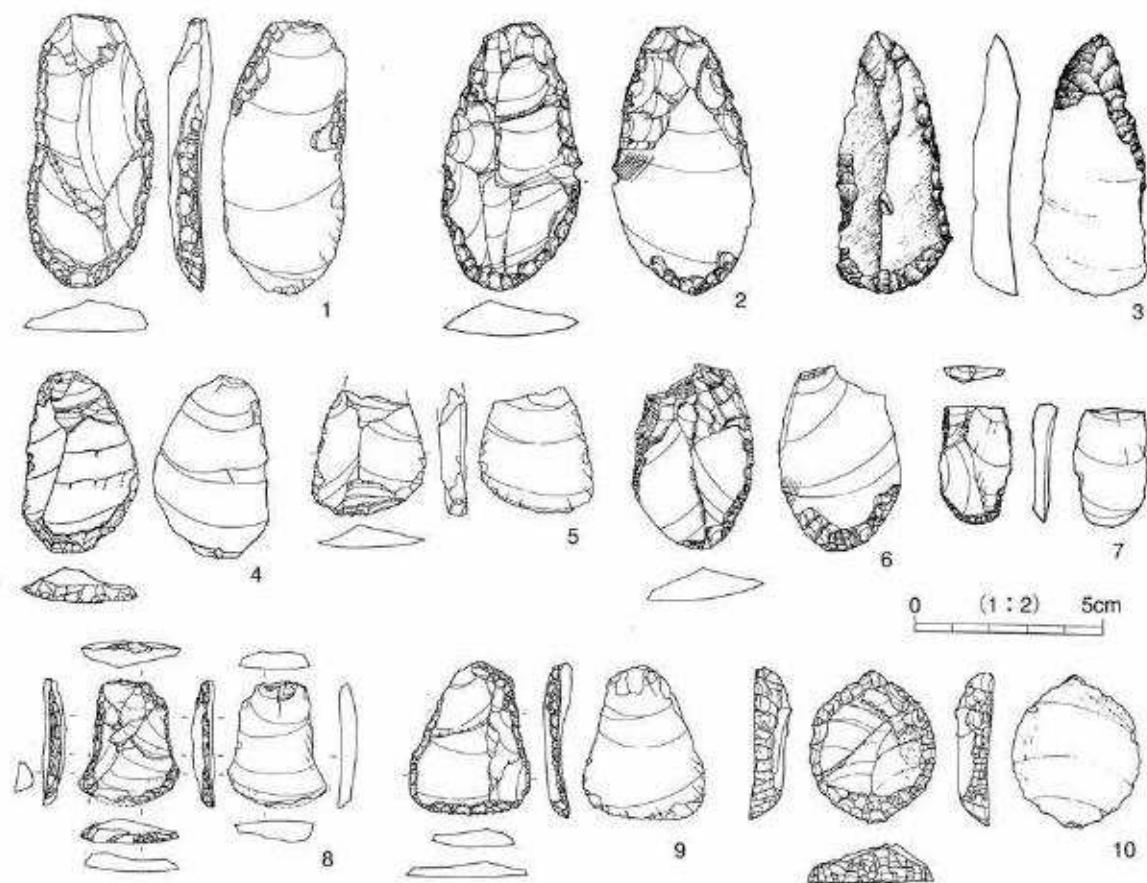
なお、加藤稔氏は、角二山型摗器を設定する際に、しばしば裏面加工が加わることを特徴としている〔加藤稔1973b〕。その後、「团扇形の平面形をもつものを、特に角二山型摗器と呼んでおく」〔加藤稔1991〕としており、近年では「背形摗器＝角二山型摗器」という認識が浸透しつつある。こういった状況を鑑み、筆者は背形であることを角二山型摗器の形態的条件とし、しばしば認められる裏面加工については付帯要素のひとつと理解している。〔加藤学1998、麻柄2000〕。

⑤ 搗器以外のスクレイパー

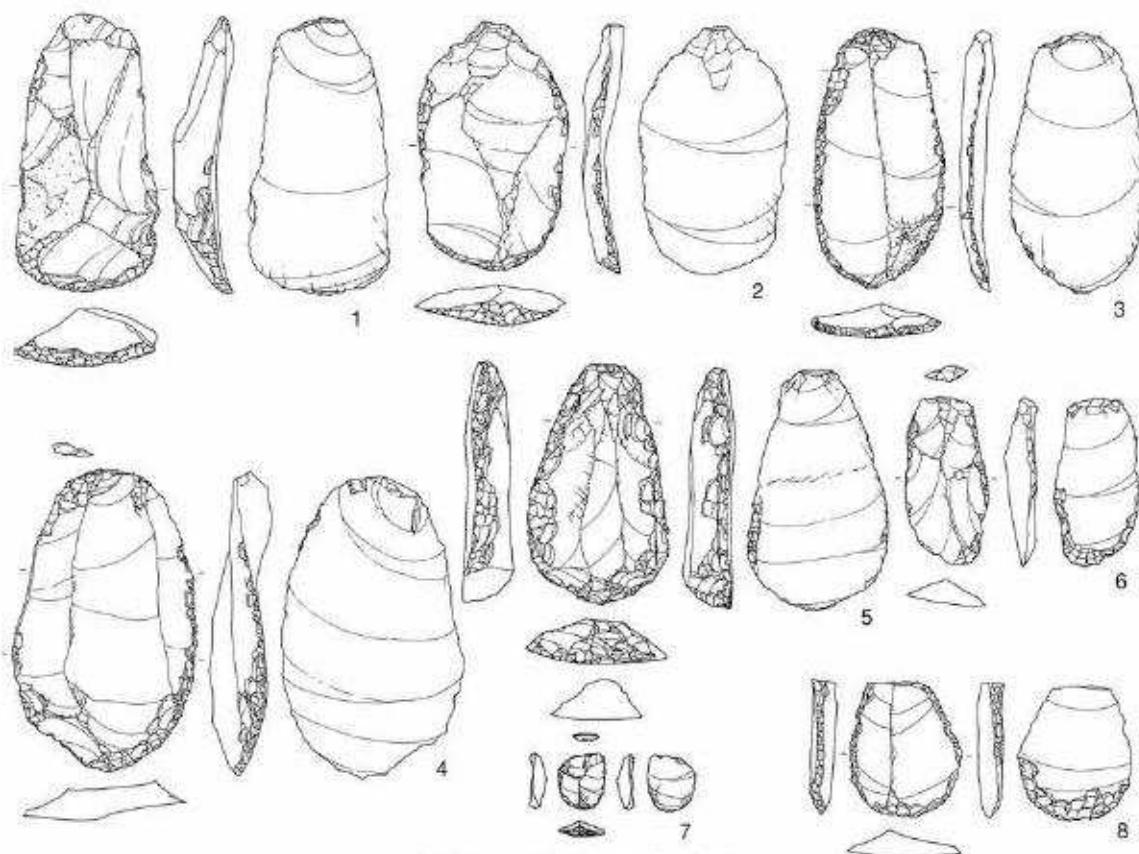
摗器以外のスクレイパーは両遺跡で認められるが、その分類の困難さから報告によって様々な名称が与えられている。また、中土においては当該期を象徴する指標的な形態以外、とりわけスクレイパー等をナイフ形石器石器群から分離する蓋然性について判断に迷うところもある。これらの事情から正確な数量の判断は難しく具体的な数値を示せないが、摗器と同程度の数量は認められるようである。

摗器を含めたスクレイパーは、縦長剥片を縦位に用いる例がほとんどである。個体差が著しく、両遺跡で明瞭な相違点を見出すことができないため、そのバラエティーを明らかにしたい。

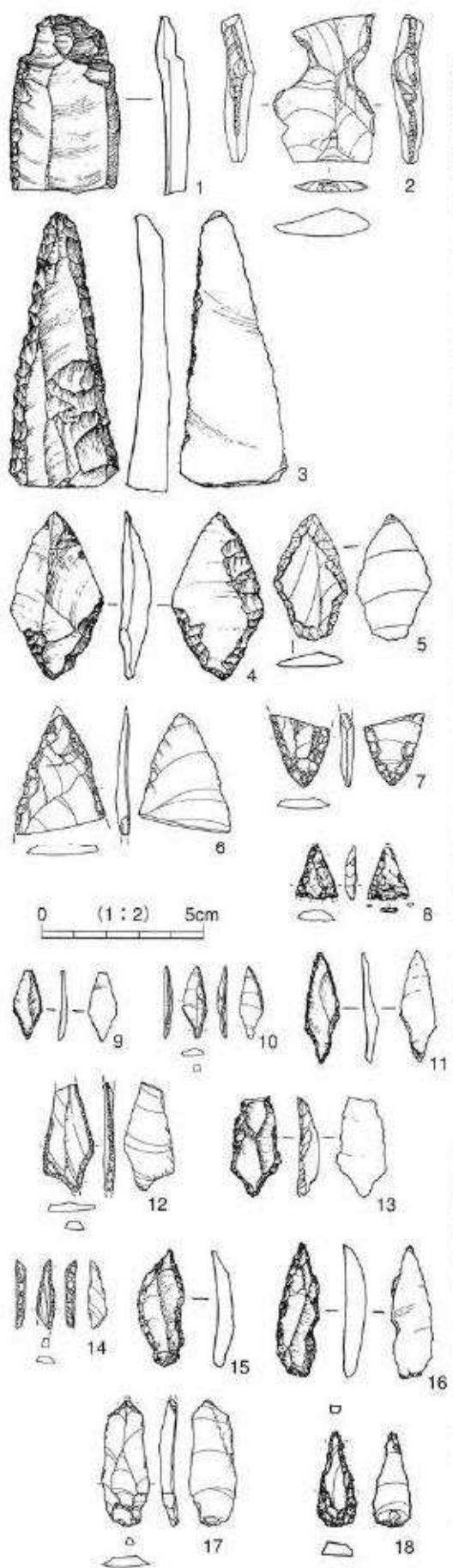
まず、最も多く認められるのが縦長剥片の両側縁に直線状の刃部を形成するものである（第12図1・3、第13図1～4）。その中には浅角度のものから急角度のものまで認められる。第13図1は縦長剥片の両側縁に浅角度の調整を施して、平面形態を四角形に仕上げたものであり、同様の形態は新潟県正面中島遺跡〔佐藤雅一ほか1996〕や長野県中ヶ原第1遺跡G地点〔八ヶ岳旧石器研究グループ1996〕等で存在する（第14図1・2）〔加藤学1996〕。第12図3や第13図2・3については、摗器との形態的連続性が認められる。あるいは、摗器と判断できるものであるかもしれない。第12図2は、いわゆるノッチド・スクレイパー（第



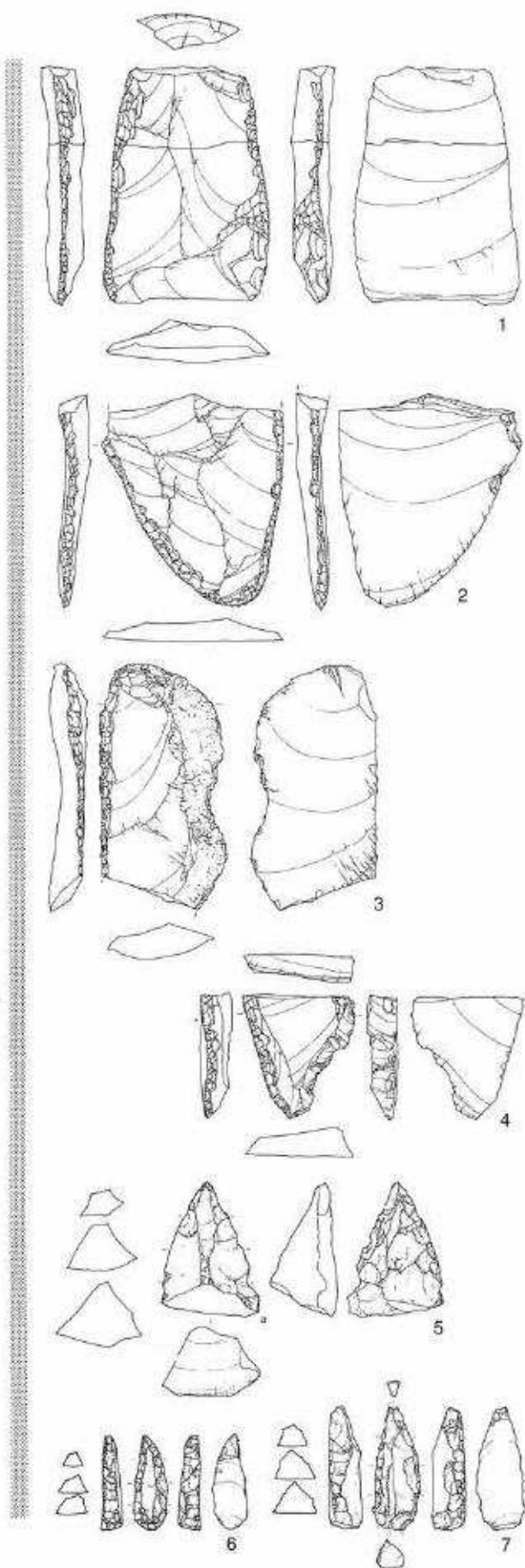
第10図 荒屋遺跡出土の搔器



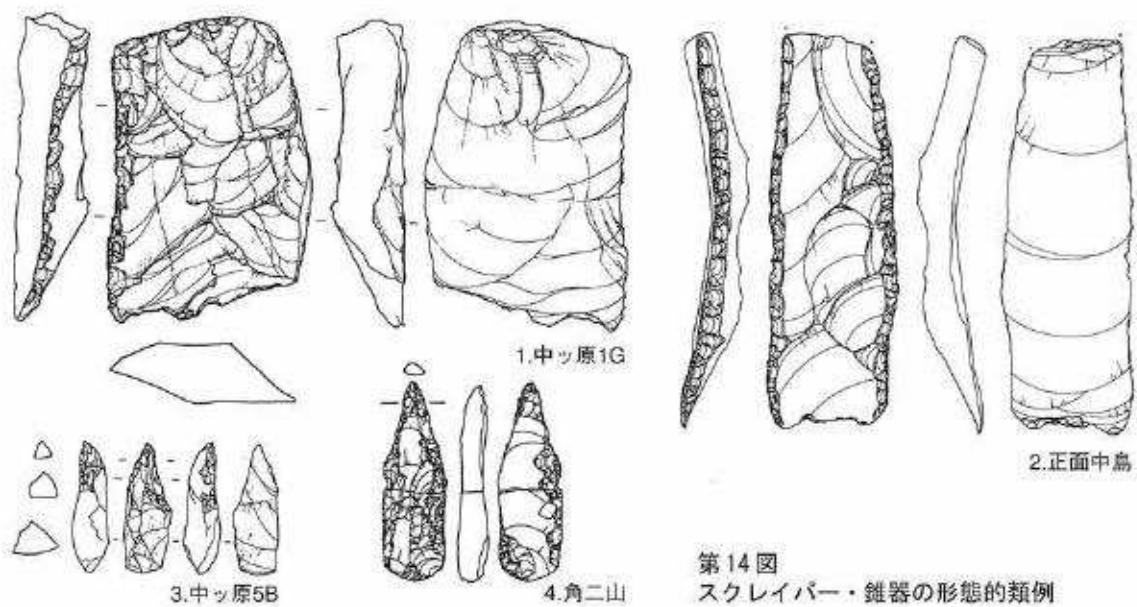
第11図 中土遺跡出土の搔器



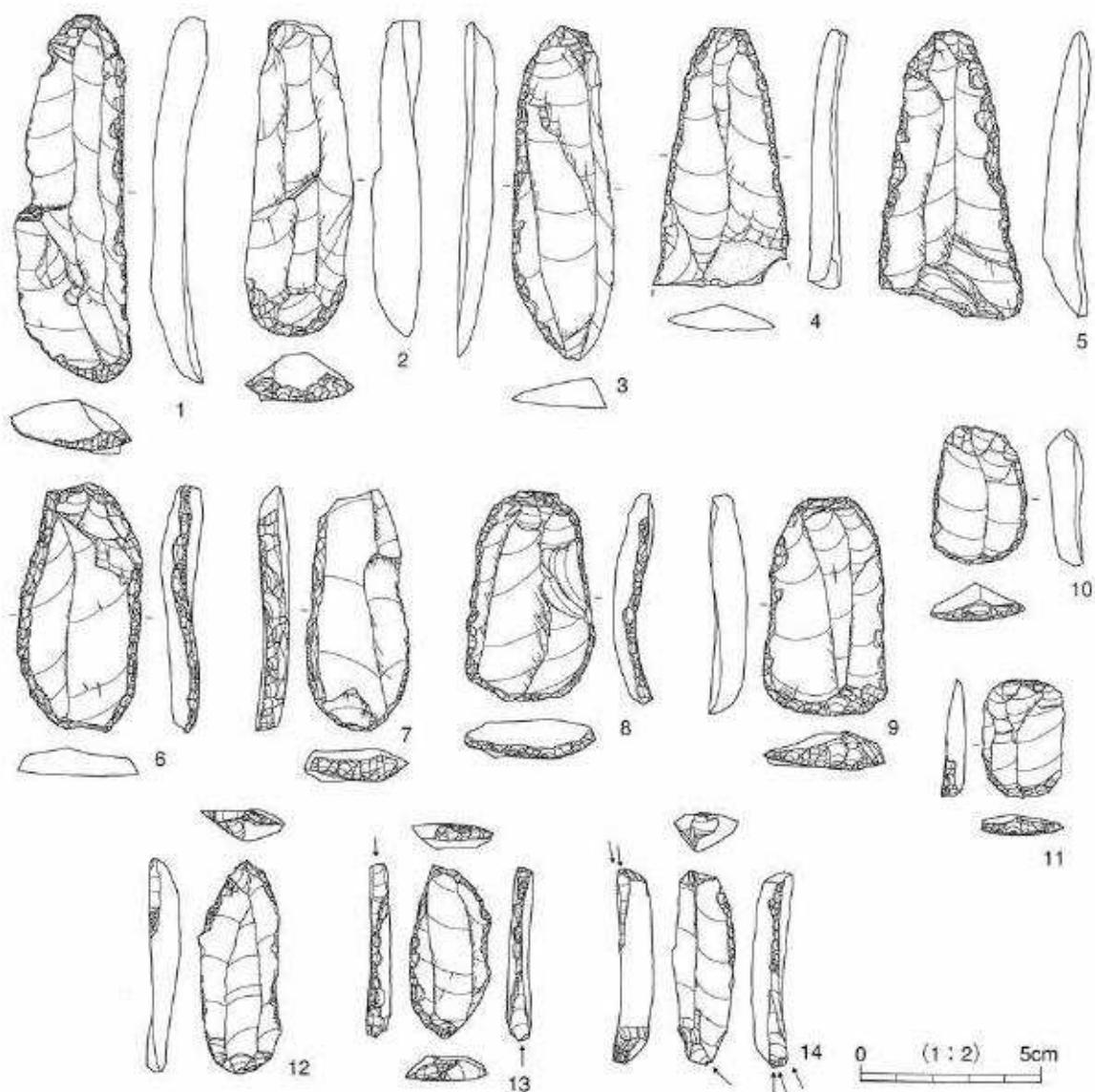
第12図 荒屋遺跡出土の石器



第13図 中土遺跡出土の石器



第14図
スクレイバー・錐器の形態的類例



第15図 正面中島遺跡出土の剥片石器

12図2)である。両側縁に大きな内弯状の刃部が作出されている。

このようにスクレイパーには形態的バラエティーが認められるものの、今後は刃部を形態的に検討することが課題といえる。特に、刃部の平面形態や剥離痕の組み合わせと刃角との相關関係を検討することは有効な方法になると思われる〔織笠明子1993、加藤学1998a〕。まずは、多様なスクレイパーの実態を明らかにする必要があろう。

⑥錐器

錐器は、荒屋で5点(第12図17・18)、中土で2点(第13図6・7)と、数少ないながらも加わる。殊に、断面三角形の細長い錐器(第12図18、第13図6・7)は、荒屋・中土のほかにも山形県角二山遺跡〔桜井1992〕・長野県中ッ原第5遺跡B地点〔八ヶ岳旧石器研究グループ1991〕でも認められ、いわゆる削片系細石刃石器群に特徴的に認められる形態と考えられる(第14図3・4)〔小口・堤1991〕。このほかに、錐部のみが作出されたものが荒屋遺跡で報告されている(第12図17)。

また、荒屋では菅沼直氏が鐵形石器に分類した第12図14〔菅沼1999〕、中村孝三郎氏が片面加工の小形尖頭器に分類した第12図15・16〔中村1965b〕など、錐器と形態的連続性を認める群が存在する。

⑦尖頭器

尖頭器は、荒屋で認められる(第12図4~7)。第1次調査の石器組成表〔芹沢1959b、芹沢ほか1990〕において5点が加わるとしている。第2次調査分については、概報で示された石器組成表には加えられていないが、出土状況の写真(PLATE23-1)と英文要旨には尖頭器が加わることが明記されている。出土状況の写真を見る限り、柳葉形の尖頭器と判断できる形態である。4・5は、中村孝三郎氏が指摘するよう彫器の母型ともなり得る形態である〔中村1965b〕が、近年、菅沼直氏が紹介した6・7は、完形品ではないものの尖頭器に分類される確実な一例と考えたい。

中土では、第13図5の尖頭器が出土している。これは、再整理報告でナイフ形石器石器群に分類されているが、報告者のひとりである吉井雅勇氏は、その後、細石刃石器群に加わるものと評価している〔吉井1998〕。ただし、この資料は荒屋のものと比べると厚手である。

⑧鐵形石器

鐵形石器(End-Blade)は、「有茎の鐵形をしている。背面にはほとんど加工痕をとどめず、わずかに基部の舌状部に、剥離痕がみられるだけである。正面の周辺にはこまかくみじかい剥離が連続して加えられ、先端はするどく尖っている。これはComposite Toolの先端部にはめこまれ、側邊にならべた細石刃とひと組みの道具として用いられたと推定されよう。」と定義されている〔芹沢1959b〕。この種の形態は、荒屋遺跡で初めて確認されて以来、他の遺跡では確認されていない。

荒屋では、鐵形石器7点が確認されている(第12図9~14)。第1次調査と表面採集資料に認められ、第2・3次調査では出土していない。これらは、大きく2種類に分類できる。第1は、最大幅が中央よりやや基部側にあり、平面形が菱形に近いものである(9~11)。第2は、最大幅が基部にあり、舌部の左側に顕著なノッチ状の加工が施されることから舌部がやや左に寄り、左右非対称なものである(12・13)。

前者は他の分類と明らかに分離されるものであろうが、後者は他の分類と形態的に連続するものといえる。この点については、芹沢氏が「舌状部の作りかたは、彫刻刀の場合と同じである。」と指摘している〔芹沢1959b〕。すなわち、後者にみられるノッチ状の加工は、彫器の彫刀面作出の打面とよく似るのである。法量的にも彫器と一致することから、鐵形石器と分類されるもの一部は、彫器の素材とも考え得る形態と

いえる。

また、「片面加工の小形尖頭器」[中村 1965b]とされた 15・16 との連続性も窺え、さらにこれは錐器と共に通するところもある。したがって、錐形石器の一部については、彫器の素材や錐器と形態的連続性について検討する必要がある。

⑨ 石錐

荒屋において、凹基有茎錐 [鈴木道之助 1974] (第 12 図 8) の存在が指摘されている。織笠昭氏は、石錐は縄文時代に一般的な石器であるとしながらも、本地方の縄文時代前半の中で普遍的に見出せるものではないとしている。そして、僅かに小瀬が沢洞窟 [中村 1960] に類例が認められるとしている。ただし、縄文時代後期以降に多数認められる凹基有茎錐との共通性を視野に入れて検討する必要があろう。

(B) 石材組成

両遺跡とも、珪質頁岩などの頁岩類が主体である。大別分類では共通するものの、石質には相違が認められる。荒屋においては、光沢のある風化面が形成された珪質頁岩が極めて高率で用いられている。一方、中土においては、玉髓またはそれに近い頁岩が一定の割合含まれることが特徴的である。

なお、荒屋における珪質頁岩製石器の多さは特筆される。このことは、豊かな石材環境を反映している可能性もあるが、現段階では遺跡付近に有力な石材原産地は確認されていない。後に触れる特徴的な剥片剥離技術や細石刃製作過程の変異幅の大きさは、遠隔地から繰り返し石材が搬入された結果を反映しているのかもしれない。

珪質頁岩のほかにも、凝灰岩製や黒曜石製の石器も若干量、認められる。荒屋採集の黒曜石製石器の原産地同定では麦草峠・和田峠といった信州産と報告されている [藁科・東村 1996、立木 1996 b]。しかし、分析数は細石刃 2 点のみであり、北方の原産地からもたらされた可能性もある。

(C) 剥片剥離技術

① 石核および接合資料から

荒屋からは、1700 点以上にものぼる膨大な数の荒屋型彫器が出土しているのにもかかわらず、その石核と考えられる資料は数少ない。わずかに、扁平石核 (第 6 図 13) が荒屋型彫器の石核と考えられる資料である。むしろ、荒屋型彫器と相応する数の石核が出土していないことは、剥片剥離技術を考察する上で重要な点である。

加藤稔氏は「扁平石核を荒屋技法の母型と解釈する余地はある」と指摘している [加藤稔 1991]。第 6 図 12 の細石核原形は、扁平石核を断ち割るかのように削片を剥離している例であり、そのことを裏付けている [加藤学 1999]。すなわち、扁平石核は細石核の成形過程を示す資料と評価できよう。ちなみに、扁平石核の類例は、山形県越中山遺跡 S 地点出土の削器 (第 18 図 6) [加藤稔 1973a] がある [織笠昭 1979]。この石器は、削器と評価される所以となった二次加工が施されているものの、形態的には扁平石核と連続性をもって捉えられる。

このように、扁平石核と細石核との関連性を積極的に評価するならば、荒屋型彫器等、剥片石器の素材は、細石核の成形・整形時に生じた剥片が充てられたものと考えられる。荒屋における細石核と荒屋型彫器との接合資料 (第 6 図 3')、角二山遺跡における削片とスクレイパーとの接合資料 (第 18 図 7) は、そのことを証明している。この点については、大塚和義氏 [大塚 1968]、宇野修平氏・上野秀一氏 [宇野・上

野1975]、剣持みどり氏 [剣持1979]、橋本勝雄氏 [橋本1988]、桜井美枝氏 [桜井1992]、永塚俊司氏 [永塚1996・1997] らが指摘しているところである。

一方、中土ではそういったことを傍証する石核や接合資料が認められない。しかし、再整理報告において吉井雅勇氏は「素材背面の求心的剥離痕と衝角打面という特徴がある一定量観察できることから、両面調整体から生じた剥片が石器素材に用いられたことが窺え、換言すれば、原石（母岩）入手から、両面調整体製作までの一連の工程に、スクレイバー等の石器素材生産も組み込まれていたことが想定できる。」[新潟石器研究会1996]としている。

② 剥片石器の表面における剥離軸の構成から

両遺跡の剥片剥離過程を復原するとき、石核や接合資料が数少ないと、荒屋の報告書が刊行されていないこと、中土から出土した剥片が数少ないと、分析する上で大きな制約が伴う。このような状況において、剥片石器の形状や表面の剥離面構成の分析から検討することは有効な手段のひとつと考えられる。筆者は、荒屋型彫器の剥離軸構成を分析した経緯があり [加藤学1999]、ここでも同様の分析を行いたい (註5)。

【分析方法】

まず、裏面の剥離軸を一方向 (剥離軸e) に固定して (註6)、表面を構成する剥離軸をa～hの8方向に分類する (第17図)。そして、表面を構成する各剥離軸の面数を累積して分析個体数で割る。ここで求められた数値は、ひとつの石器の表面を構成する平均的な剥離軸の組み合わせを表している。

例えば、グラフにおいて「剥離軸e」が「1」という数値を示せば、どの石器にも「剥離軸e」の剥離面「1面」が加わるのが平均的ということを意味している。また、数値が「0.5」であれば2点の石器に1面、「2」であれば1点の石器に2面ということになる。

【分析対象】

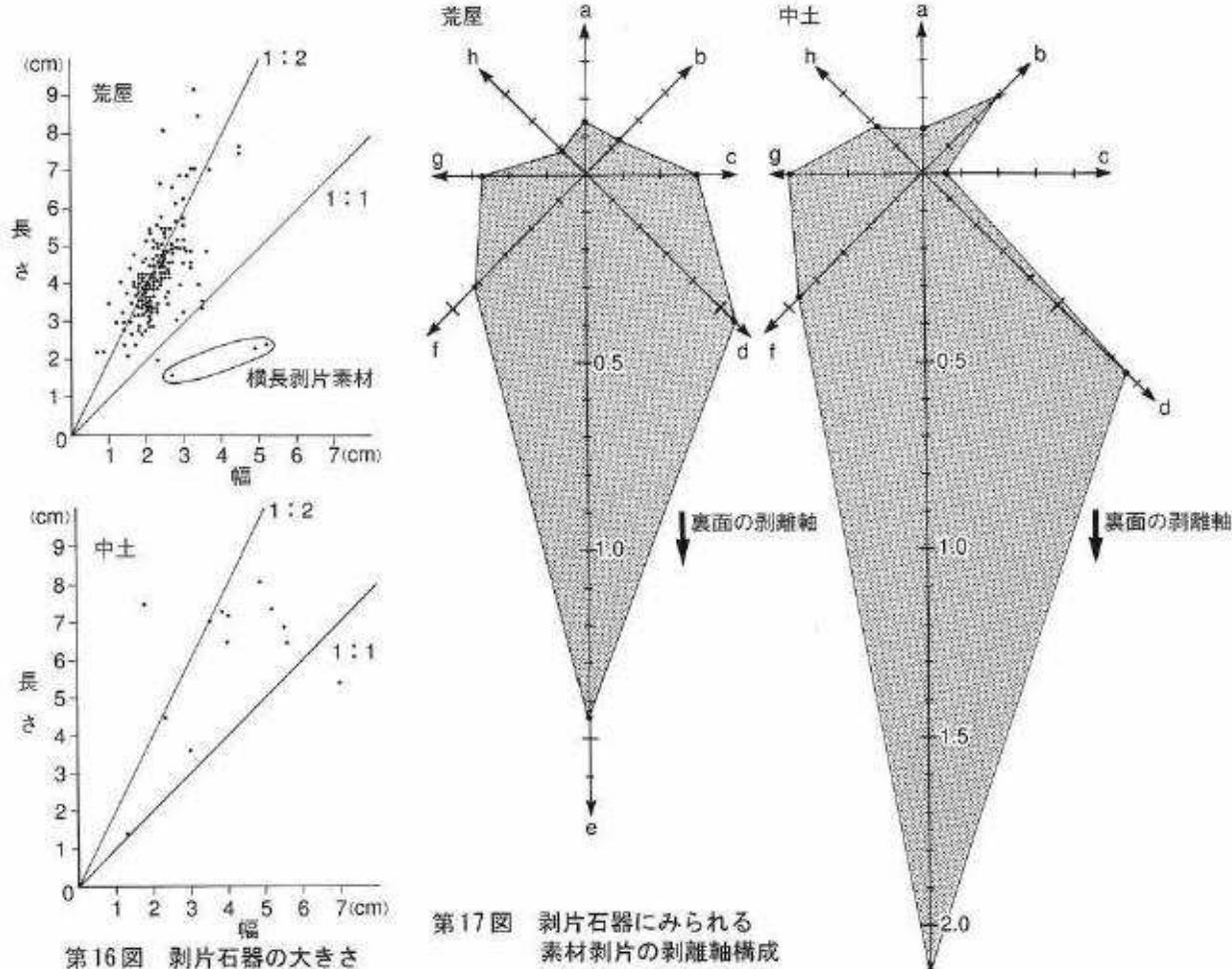
上記の方法は、剥片を対象としたときに最も有効である。二次加工により、本来、素材剥片が保有した剥離面が失われたケースが想定されるためである。しかし、剥片の特定の範囲だけが著しく失われたのでなければ、リスクは均等に配分されるものと予想される。したがって、データの有効性については、大勢に影響がないものと考えたい。今回は、共有している既報告の剥片石器を分析するが、欠損や二次加工の進行が著しく、素材剥片の状況を把握し難いものは除外した。

分析対象は、荒屋の剥片石器244点 (彫器219点・彫器素材搔器3点・搔器13点・削器2点・錐器1点・織形石器6点)、中土の剥片石器17点 (搔器9点・削器8点) である。

【分析結果】

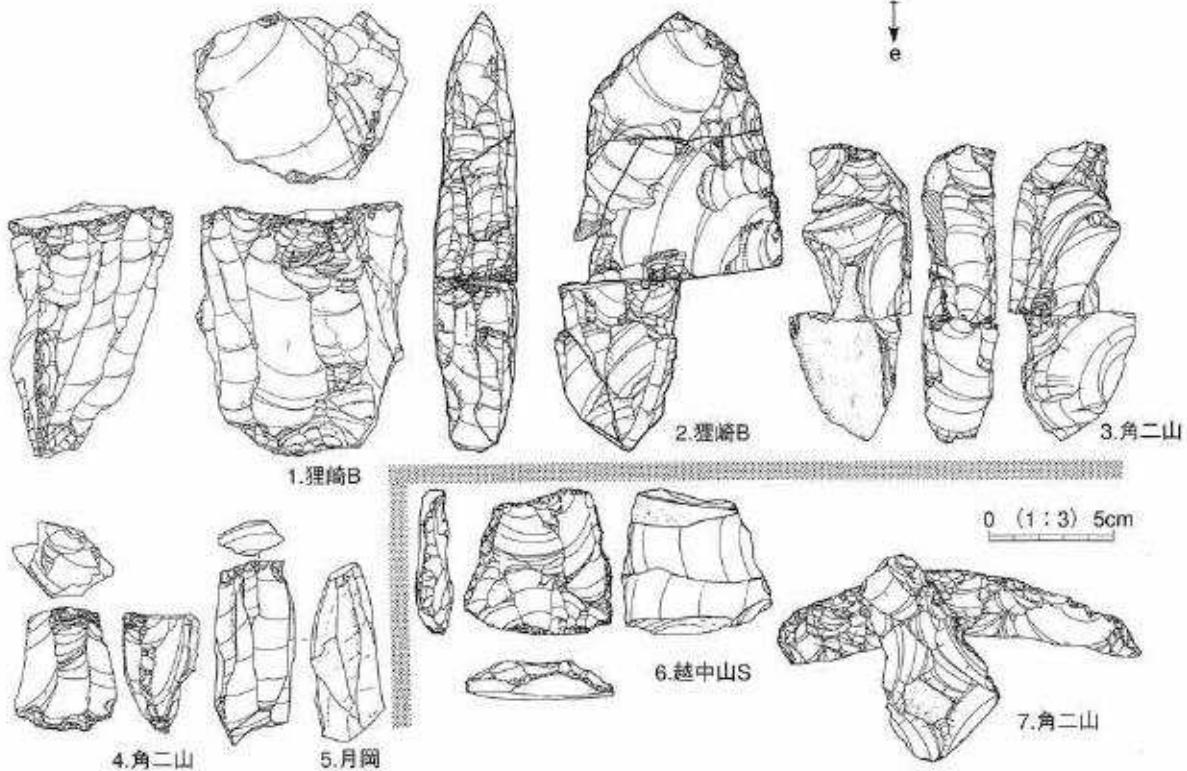
今回の分析結果を第17図に表した。このグラフからも明らかにおり、両遺跡とも裏面の剥離軸と一致する傾向が強いといえる。特に、中土では剥離軸eが2を超えており顕著である。裏面の剥離方向と一致するeを中心にd・fで大きな数値を示しており、これらは同一の打面からの剥片剥離によって形成されたと考えられる。素材剥片の多くは、表面を構成する剥離面の形成と一連の剥片剥離から得られたのであろう。

裏面の剥離軸と一致するもののほかに、それと直交する剥離軸c・gが両遺跡で安定的に加わる。およそ3～4点に1点の割合で加わる。ただし、1点の石器に集中的に認められることも多く、実質的な割合はもう少し小さいものと推測される。これらの剥離痕は、90度方向の打面転位が行われたことを示している。



第16図 剥片石器の大きさ

第17図 剥片石器にみられる
素材剥片の剥離軸構成



第18図 剥片剥離に関する資料

裏面と正反対の剥離軸 a は、両遺跡とも小さな値を示している。おおよそ 10 点に 1 点ほどの割合で認められ、180 度の打面転位の痕跡は少ないといえる。しかし、90 度の打面転位を繰り返すことで 180 度打面を移動することはあったであろう。

以上より、表・裏面を構成する剥離面は、一連の剥片剥離から形成されたものが多いと考えられた。それに加えて 90 度の打面転位が行われていたことが推測された。こういった状況から考えるに、素材剥片が扁平石核から得られたとしても矛盾しない結果といえる。

③ 剥片石器の大きさ

剥片石器の大きさを示したのが第 16 図である。ただし、裏面の剥離軸に沿うように長さと幅を計測している。すなわち、素材剥片の大きさを意識しての計測といえる。なお、大きく欠損している資料は除いてある。

このグラフからは、両遺跡をめぐる剥片石器の大きさの相違を読み取ることができる。荒屋では長さ 2.5 ~ 6 cm の範囲に収まるのに対し、中土では 6 cm を超えるものが主体である。長幅比も、荒屋では 1 : 2 前後に集中するのに対し、中土では 1 : 1 ~ 1 : 2 の間に収まる。中土のほうが、より大きく、より幅広であることがわかる。ただし、二次加工による影響も考えなくてはならない。

中土の剥片石器は、素材剥片の末端部に二次加工を施す器が主体であり、より幅広という形態は二次加工によってもたらされた結論である可能性が高い。これに対し、荒屋における器は両側縁に二次加工が施されるため、細長い形態を強調するデータといえる。すなわち、ここで示した結果が素材剥片の大きさを示さないことも考慮しなくてはならない。しかし、こういった状況を考慮したとしても、中土における素材剥片のほうがより大形ということができる。

このように、荒屋と中土とでは明らかに素材剥片の大きさが異なる。中土のような大形の素材剥片は、細石核の成形時に得ていたとすれば、その初期段階に得ていたものと考えられる。第 8 図 1・3 の裏面にみられるような大きな剥離痕が、それと対応するのであろう。あるいは、細石核の成形に組み込んで考えるのではなく、まったく別途の剥片剥離過程を想定すべきかもしれない。

④ 素材剥片の用い方

両遺跡とも、縦長剥片を縦位に利用するものがほとんどである。縦長剥片に固執することは確実であるが、荒屋ではその限りでない。荒屋では、縦長剥片を斜位に用いる例（第 9 図 2・8）、横長剥片を横位に用いる例（第 9 図 6・13、第 16 図）が認められる。これらの事例は、素材の大きさを確保することがより重要であったことを傍証している。素材剥片の形状や用い方が、副次的な条件であった可能性を指摘できる。もっとも、全周に二次加工がおよぶことで素材剥片の形状が大きく変更される器については、素材剥片に一定の形態よりも一定の大きさを必要としたのであろう。

したがって、荒屋では細石核の成形時に生じた様々な形態の剥片を積極的に利用することができたのであろう。一方、中土に多くみられる先刃器は、荒屋の器と比べると形状修正の度合いが小さく、一定の大きさ・形態を確保した素材剥片が選択されていたものと考えられる。

⑤ 素材剥片の剥離過程

これまでに検討してきたように、荒屋の剥片石器は細石核の成形時に副次的に生じた剥片が充てられた可能性が高い。先に触れた、荒屋における細石核と荒屋型器の接合資料（第 6 図 3'）等は、そのことを裏付けている。また、遺跡内に扁平石核の素材となりうる資料およびその製作過程を示す資料を積極的に認めることができない点も特筆される。現在、公表されている中では扁平石核が最も大きな資料であり、現

段階では扁平石核やその素材剥片のような状態で搬入されたものと想定される。搬入形態に関する問題は極めて重要であり、接合関係、疊面の残される頻度、遺跡周辺の石材環境等について十分に検討する必要があろう。

荒屋とは対照的に、中土では遺跡内で石器製作の痕跡がほとんど認められない。特に、安定的に加わる大形搔器の素材剥片製作は、中土以前の経由地で行われた可能性が高い。すなわち、我々の目前にある資料は、搬入された状態、もしくはそれに近い状態を表すと考えられるのである。中土以前に石器が経由した遺跡では、大形の剥片を安定的に製作する条件が整っていたということができよう。

すなわち、剥片石器の素材作出過程が荒屋と中土とでは異なることが予想される。剥離軸構成の分析結果からは、両遺跡間に相違を見出すことはできなかったものの、剥片石器の大きさは明らかに異なり、細石核の成形時の剥片が充てられたとしても荒屋とは異なる段階に得られたものと考えられよう。むしろ、別途の剥片剥離過程を想定する必要もある。

その可能性を示す資料が第18図1～5である。これらは、秋田県狸崎B遺跡〔菅原・石川1993〕・山形県角二山遺跡〔宇野・上野1975、櫻井1992〕・新潟県月岡遺跡〔中村・小林1975、鈴木俊成1990〕から出土した石核である。一部に両設打面が認められるが、基本的には単設打面のものが多い。特に、第18図2・3のように、大形剥片の分削面を打面にした単設打面の石核が顕著に認められる。

こういった石核からは、いわゆる石刃に代表される縦長剥片が連続的に得られたと考えられる。これは、細石核の成形時に副次的に生じた剥片と比べると、より大きく、より齊一性の高い形態であったと想定される。新潟県正面中島遺跡〔佐藤雅一ほか1996、山本・安部1998〕では、剥片石器の素材に、大形の石刃が顕著に充てられており（第15図1～14）、そのような剥片剥離過程の存在を示唆している。中土例は、むしろこういったグループに分類すべきであるかもしれない。ただし、接合資料等、裏付けとなる資料が発見されていない現段階では、選択肢のひとつとしておきたい。

（D）細石刃製作技術

① 細石核の形態的比較

両遺跡における細石核の多くは、湧別技法によって作出されたものである。しかし、実際には似て非なるものであり、相違点を明らかにしたい。

第1に、細石刃製作技法の組み合わせである。中土では湧別技法のみであるのに対し、荒屋では湧別技法のほかにホロカ技法が加わる〔織笠昭1979〕。

第2に、湧別技法による細石核の細部加工の在り方である。中土では下縁により入念な調整が施されるのに対し、荒屋では比較的大ぶりな加工で留まる例が顕著である。このことは、細石刃剥離前の細石核原形についてもいうことができる。中土では入念な細部加工によって端正な両面調整体を経ている（第8図3）のに対し、荒屋では扁平石核のように大ぶりな加工で留まる両面調整体から直に削片を剥離している例（第6図12）がある。ただし、荒屋では荒屋に特徴的な細石核を主体としながらも、そこに中土に特徴的な例が相伴っている〔織笠昭1979〕。荒屋採集資料の稜付削片（第7図1・2）は、中土と類似する両面調整体を経ていることを示す一例ということができよう。

第3に、湧別技法による細石核の形態的齊一性である。荒屋ではバラエティーに富むのに対し、中土では形態的齊一性が強い。中土では数量が少ないため一概にいえないが、荒屋では入念な加工が施されるものからそうでないものまで様々である。言い換えれば、荒屋では基本的な手順は守られるものの、製作の

過程により大きな変異の幅が認められるのである。母型（両面調整体）の形状、細部調整の程度、側面調整の有無、細石刃剥離作業面の設置位置に、その変異が表れている。これらの変異幅が、個体差を生み出している。あたかも、過程よりも最終的なプロポーションを重視しているようである。ホロカ技法による細石核は、こういった変異の表れのひとつといふことができるかもしれない。

第4に、湧別技法による細石核の大きさである。特に作業面長の相違は顕著で、荒屋ではより短く、中土ではより長い。このことは、細石刃の長さにも如実に反映されている。

以上のように、両遺跡の細石核には、様々な相違点が認められた。特に、両遺跡ともに認められる湧別技法による細石核は、似て非なるものという印象を強くもつた。

荒屋の類例としては、県内では月岡遺跡〔中村・小林1975、鈴木ほか1990〕、正面中島遺跡〔佐藤雅一ほか1996、山本・阿部1998〕が挙げられる。中土の類例としては、大平遺跡〔小野ほか1991〕、上ノ山C遺跡〔高橋1990〕、中道遺跡〔菅沼1991〕が挙げられるものの、中土例の細部調整の緻密さは群を抜いている。しかし、両者の形態差を明瞭に区分する一定の基準を示すことは難しい。実際、類例の選択は分類者間で異なるであろう。

② 細石刃製作技術の位置付け

立木宏明氏・吉井雅勇氏は、両遺跡の変遷観を東北地方の変遷観〔石井1987、桜井1991〕と照らし合わせながら、「削片系のみ保有する段階（中土・大平）から削片系+ホロカ型への段階（荒屋・月岡）が想定できる〔立木1996a〕」としている〔吉井1998・1999〕。すなわち、細石刃製作技法の組み合わせから変遷観を導き出している。

しかし、木村英明氏は、教科書的な『湧別技法』だけが単独に存在する石器群ではなく、ホロカ技法を含む複数の技法が一連の製作工程の中に含まれることを指摘しており〔木村1995〕、細石核の組み合わせをもつて変遷観を論じることには危険を伴う。また、荒屋にも中土のような細石核が存在すること〔織笠昭1979〕、荒屋と同列に扱われる月岡において長さ16cmを超える端正な稜付きの削片が存在すること〔中村・小林1975〕を勘案すると、両遺跡の細石核に認められる形態差を編年差に置き換えることは困難と思われる。むしろ、両遺跡に細石刃製作関連資料が如何なる状態で搬入され、如何なる範囲の細石刃製作過程が行われたのかを明らかにすることが重要と思われる。特に、石材原産地との関係を追求することが重要ではなかろうか。

おわりに

本稿では、両遺跡をめぐる共通点と相違点を明らかにすることを中心に検討してきた。その結果、相違点は、遺跡内に搬入された時点での形態の差、遺跡内で行われた石器製作過程の差、遺跡の利用頻度の差、遺跡の機能の差等、様々な要素に起因するものと考えられた。したがって、これまで何人かの研究者が指摘するように、相違点を編年差に置き換えることは困難と判断した。

地層の堆積状況に恵まれない新潟県においては、良好な堆積状況のもとで作成された編年観との対応関係を求めるのが大きい。しかし、まずは個別石器の形態的検討を原点として、各遺跡の実態を可能な限り正確に把握する必要がある。その上で遺跡間、地域間における比較検討を実践すべきであろう。

ただし、荒屋と中土を比較検討するには「見えない部分」が多すぎるという現実もある。こういった制約があったとしても、共通点と相違点を具体的に示すことで、石器群の実態を明らかにしなくてはならぬ。

い。このことは、多様な解釈を生むために最も優先させなくてはならない課題であり、重大な条件整備といえる。先決すべき問題ひとつひとつを十分に吟味する必要性を強調しておきたい。

謝辞

本稿は、吉井雅勇氏の精力的な研究〔吉井1998・1999〕から多大なる刺激を受けたことを契機として起草したものである。氏の、新潟考古学談話会、新潟石器研究会における研究発表に対し、筆者は異なる見解を示し、多くのご指摘を賜った。本稿が、そういった議論の上に立脚していることを付記しておきたい。

本稿を草するにあたっては、次の方々から貴重なご指導とご教示を賜った。ここに深く感謝を申し上げたい。

織笠 昭先生、織笠明子氏、川口武彦氏、佐藤雅一氏、澤田 敦氏、鈴木俊成氏、高橋春栄氏、

立木宏明氏、堤 隆氏、中沢祐一氏、山本 克氏、吉井雅勇氏

註

1) 東北日本の細石刃石器群の変遷観を考察する上で欠くことのできない『樽口遺跡』の文化層分離〔立木1996b〕の方法を疑問視する見解がある。佐藤雅一氏は、立木宏明氏の文化層分離について層位的に検討把握がなされていないことを指摘し、「すべてを時間軸で整理するばかりでなく、空間軸における同時性も解釈の射程に入れ込んで吟味する必要がある」ことを指摘している〔佐藤雅一1999〕。

樽口遺跡の細石刃石器群は、白滝型細石核を有する文化層A-MS 文化層とホロカ型細石核を有するA-MII 文化層とに分離されているが、平面的・垂直的に分布は重複する。報告では、「お互いのブロック間に母岩の共有も無く、遺物の平面分布にも差があり」両石器群の並存は考え難いとしているが、平面分布は連続性を持って捉えることもできる。そこで立木氏は、石器形態および石材の相違、多く得られた接合資料などから、文化層を分離したという。

文化層分離については、調査担当者自身が調査時の所見をもとに慎重に分離していることはいうまでもない。すなわち、報告書の文化層分離が最も信頼できる記載であるという前提に立つ必要があろう。もちろん、第三者では判断しかねる要素も多々はらんでいるのであろうが、平面分布・垂直分布とも重複する石器群を意図的に分離することに問題はなかろうか。石器の形態や母岩の共有関係を検討しても、恣意的な文化層分離になってしまふ恐れがある。

実際、2000年5月～6月に発掘調査された新潟県中魚沼郡津南町上原E遺跡では、樽口遺跡で文化層を異にして出土しているような細石核が同一のブロックで同一層準から出土しており〔山本2000〕、極めて一括性の高い資料群〔佐藤雅一2000〕と評価されている。上原E遺跡の調査成果を踏まえて、樽口遺跡における文化層分離を再度検討する必要があろう。

2) 富樫雅彦氏の資料紹介〔富樫1990〕において、技術形態学的に「彫器」と分類されたものを、本稿では細石核原形と捉えておきたい。この資料は、扁平石核と細石核原形、双方の特徴を兼ね備えた形態と考えられる〔加藤学1998b〕。

3) 筆者は、荒屋型彫器の形態的範囲について、芹沢長介氏が『貝塚』誌上に最初に著した定義に基づくべきであるという立場を表明したことがある〔加藤学1999〕。すなわち、「やや縦に長い剥片を用いて、両側をまず片面加工の尖頭器のように仕上げたうえ、左肩に彫刻刀面をつくるのが通例である。主要剥離面の基部側に、こまかい調整痕を残す例も少なくない。〔芹沢1958〕」といった定義を基準に考えたい。詳細については、拙稿を参照されたい。

4) 1998年に新潟大学で行われた「第2回 東北日本の旧石器文化を語る会」において、芹沢長介氏によって紹介された〔佐藤宏之1992〕。

5) 同様に素材剥片の背面における剥離軸の構成を分析した例として、柳田俊雄氏の論考〔柳田1980〕や新田浩三氏による継続的な実践例〔新田1986など〕などがある。柳田氏は、ナイフ形石器の背面に残された剥離軸を検討し、剥片剥離技術の相違を導き出している。新田氏は、千葉県内における旧石器時代の報告書執筆に際して一定の視点で継続的に分析しており、膨大なデータを提供している。

6) かつて公表した拙稿〔加藤学1999〕では、裏面の剥離軸を「方向a」に固定したが、本稿からは通常の剥片の分析と同様に裏面の剥離軸を「方向e」に固定して分析することとした。なお、裏面の剥離軸を「方向a」にあわせたグラフについては、180度反転することで、まったく同じデータとなる。なお、荒屋のデータは、彫器の補足資料、彫器以外の剥片石器を分析対象に加えたため、若干異なるグラフとなっている。しかし、解釈を変更するほどの相違ではないと考えられる。

引用・参考文献

- 麻生 優 1965 「細石器文化」『日本の考古学1 先土器時代』河出書房
- 安藤政雄 1979 「日本の細石核」『駿台史学』第47号 駿台史学会
- 安藤政雄 1983 「縦長ナイフ形石器の製作」『季刊 考古学』4 雄山閣
- 石井浩幸 1986 「越中山遺跡群における細石器文化の探求—湯別技法による細石刃生産技術をめぐって—」『庄内考古学』20 庄内考古学研究会
- 石井浩幸 1987 「細石器文化の技術基盤と展開—東北地方における細石刃生産技術の実態—」『山大史学』6
- 伊藤典子 1996 「荒屋型鄭刻刀の使用痕研究」『東北史学会研究発表プログラム』東北史学会
- 宇野修平・上野秀一 1975 「角二山遺跡」『日本の旧石器文化』2 雄山閣
- 大塚和義 1968 「本州における湯別技法に関する一考察」『信濃』20-4 信濃史学会
- 小口達志・堤 隆 1991 「中ノ原第5遺跡B地点の石器組成について」『中ノ原第5遺跡B地点の研究』八ヶ岳旧石器研究グループ
- 小野 昭・菅沼 宜・藤田英忠 1991 「水原町大平遺跡の調査」『水原郷土誌料』22 水原町教育委員会
- 織笠明子 1993 「スクレイバー刃部の形態的研究」『大和市史研究』19 神奈川県大和市役所
- 織笠 昭 1979 「中部地方北部の細石器文化」『駿台史学』47 駿台史学会
- 織笠 昭 1983 「細石刃の形態学的一考察」『人間・遺跡・遺物—わが考古学論文集1-』文献出版
- 織笠 昭 1984 「細石器文化組成論」『駿台史学』第60号 駿台史学会
- 織笠 昭 1993 「日本列島における細石刃の研究」『北方ユーラシアにおける細石刃石器群の起源と拡散』国際シンポジウム実行委員会
- 織笠 昭 1994 「日本列島の細石器文化」『中日古人類・史前文化淵源関係国際学術研究討論会 柳州国際シンポジウム発表要旨』別府大学
- 織笠 昭・織笠明子 1997 「1996年の考古学界の動向 旧石器時代(東日本)」『考古学ジャーナル』423 ニュー・サイエンス社
- 梶原 洋 1991 「石器群形成に及ぼす石材環境の意義」『北からの視点』日本考古学協会宮城仙台大会シンポジウム資料集
- 加藤暁生 1985 「前田耕地遺跡出土の魚類顎歯について」『東京の遺跡』7 東京考古学談話会
- 加藤晋平・松本美枝子 1984 「日本細石刃文化の起源」『史跡』25
- 加藤晋平 1984 「日本細石器文化の出現」『駿台史学』第60号 駿台史学会
- 加藤博文 1996a 「細石刃石器群における生業活動の検討(上)(下) —シベリアからの視点—」『古代文化』48-3・4 財團法人 古代學協會
- 加藤博文 1996b 「モービル・トゥールとしての両面調整石器—縄文化にむかう技術組織の変動—」『考古学雑誌』西野元先生退官記念論文集
- 加藤 学 1996 「中ノ原5B地点・1G地点をめぐる行動形態の復原—縄石器文化期における素描—」『中ノ原第1遺跡G地点の研究II』八ヶ岳旧石器研究グループ
- 加藤 学 1998a 「小瀬が沢洞窟・室谷洞窟採集の遺物—スクレイバー刃部剥離痕の形態的検討を中心として—」『研究紀要』2 財團法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 加藤 学 1998b 「いわゆる角二山型搔器の検討—荒屋遺跡採集の搔器から—」『新潟考古学談話会会報』19 新潟考古学談話会
- 加藤 学 1999 「荒屋型彫器の地域間対比—素材剥片の検討を中心として—」『新潟考古学談話会会報』20 新潟考古学談話会
- 加藤 稔 1973a 「越中山遺跡の研究・序説」山形県朝日村教育委員会
- 加藤 稔 1973b 「東北地方の旧石器文化」『山形県立山形中央高等学校 研究紀要』3 山形県立山形中央高等学校
- 加藤 稔 1991 「東北日本の細石器文化の展開」『山形県立博物館研究報告』12 山形県立博物館
- 加藤 稔 1992 「東北日本の旧石器文化」考古学選書3.5 雄山閣
- 木村英明 1995 「黒曜石・ヒト・技術」『北海道考古学』31 北海道考古学会
- 剣持みどり 1979 「角二山細石刃石器群の構造」『山形考古』3-2 山形考古学会
- 桜井美枝 1991 「北方系細石刃文化の南下」『考古学ジャーナル』341 ニュー・サイエンス社
- 桜井美枝 1992 「細石刃石器群の技術的構造—山形県角二山遺跡の分析—」『加藤稔先生還暦記念 東北文化論のための先史学歴史学論集』
- 佐藤達夫 1974 「黎明期の日本」『図説 日本の歴史』1 集英社
- 佐藤宏之 1992 「北方系削片系細石器石器群と定住化仮説—関東地方を中心に—」『法政大学大学院紀要』29 法政大学大学院
- 佐藤雅一・岡修司・山本 克・和田秀一・成田健太郎・安部英二 1996 「新潟県中魚沼郡津南町の旧石器時代遺跡」『第10回 東北日本の旧石器文化を語る会 予稿集』 東北日本の旧石器文化を語る会
- 佐藤雅一 1999 「第IV章まとめ 3. 總括」『下モ原II遺跡 小坂平遺跡』津南町文化財調査報告 第27輯 新潟県中魚沼郡津南町教育委員会

- 佐藤雅一 2000 「まとめ」『津南町遺跡発掘調査概要報告書2000』津南町文化財調査報告書第33輯 新潟県中魚沼郡津南町教育委員会
- 菅沼 宜 1991 「北蒲原郡安田町中道遺跡の細石核」『北越考古学』4 北越考古学研究会
- 菅沼 宜 1999 「北魚沼郡川口町荒屋遺跡の採集資料について—彫刻刀形石器の分析を中心に—」『新潟考古』10 新潟県考古学会
- 菅沼 宜・野尻湖人類考古グループ 1994 「野尻湖周辺の細石刃石器群」『野尻湖博物館研究報告』2 長野県信濃町立野尻湖博物館
- 菅原俊行・石川恵美子 1993 「狸崎B遺跡・地蔵田B遺跡」秋田市教育委員会
- 杉原莊介 1974 『日本先土器時代の研究』講談社
- 鈴木俊成 1990 『月岡遺跡・古長沢遺跡』堀之内町文化財調査報告書第4集 堀之内町教育委員会
- 鈴木忠司 1985 「再論 日本細石刃文化の地理的背景—生業論への視点—」『論集 日本原史』吉川弘文館
- 鈴木道之助 1974 「縄文時代晚期における石鏃小考—所謂飛行機鏃と晚期石鏃について—」『古代文化』26-7 財團法人 古代學協會
- S. A. セミヨーノフ(田中 研抄訳) 1968 「石器の用途と使用痕」『考古学研究』14-4 考古学研究会
- 芹沢長介 1954 「信濃・矢出川遺跡の調査」『日本考古学協会第14回総会研究発表要旨』日本考古学協会
- 芹沢長介 1958 「細石器問題の進展(その一)」『貝塚』82
- 芹沢長介 1959a 「ローム層中に潜む文化 先縄文時代」『世界考古学大系1 日本1』平凡社
- 芹沢長介 1959b 「新潟県荒屋遺跡における細石刃文化と荒屋形彫刻刀について(予報)」『第四紀研究』1-5 日本国第四紀学会
- 芹沢長介 1961 「日本における細石器文化」『歴史教育』9-3 日本書院
- 芹沢長介 1974 『古代史発掘1 最古の狩人たち』講談社
- 芹沢長介 1986 『旧石器の知識』考古学シリーズ11 東京美術
- 芹沢長介・須藤隆・会田容弘・山田しよう 1990 「荒屋遺跡—第2・3次発掘調査概報—」東北大学文学部考古学研究室・川口町教育委員会
- 高橋春栄 1990 「新発田市上ノ山C遺跡採集の舟底形細石刃核」『北越考古学』3 北越考古学研究会
- 高橋春栄・沢田 敦・立木宏明・菅沼 宜・吉井雅英 1993 「中部北半・北陸地方の細石刃文化」『細石刃研究の新たなる展開II 列島諸地域における細石刃文化の様相』佐久考古学会・八ヶ岳旧石器研究グループ
- 滝沢 浩 1964 「本州における細石刃文化の再検討」『物質文化』3 物質文化研究会
- 竹岡俊樹 1996 「彫刻刀形石器の分析(上)(下) —『荒屋型・神山型・上ヶ屋型彫器』の再検討—」『古代文化』48-7・9 財團法人 古代學協會
- 千葉英一 1989 「北海道の細石器文化」『考古学ジャーナル』306 ニュー・サイエンス社
- 立木宏明 1988 「(2) 旧石器時代の遺跡」『FIELD NOTE』5 新潟大学考古学研究部
- 立木宏明 1996a 「中部地方北部における後期旧石器時代後半から縄文時代草創期前半の石器群の検討」『考古学と遺跡の保護』甘粕健先生追憶記念論集刊行会
- 立木宏明 1996b 「奥三面ダム関連遺跡発掘調査報告書V 樽口遺跡」朝日村文化財報告書第11集 新潟県岩船郡朝日村教育委員会
- 堤 隆 1997 「荒屋型彫刻刀形石器の機能推定—埼玉県白草遺跡の石器使用痕分析から—」『旧石器考古学』54 旧石器文化談話会
- 鶴丸俊明 1979 「北海道地方の細石刃文化」『駿台史学』第47号 駿台史学会
- 富樫雅彦 1990 「荒屋遺跡採集の石器について」『新潟考古』1 新潟県考古学会
- 徳澤啓一 1999 「星野コレクションの記録 川口町荒屋遺跡採集の彫刻刀形石器」『越佐補遺些』4 越佐補遺些の会
- 永塚俊司 1996 「細石刃生産システムとその工程分割・遺跡間連鎖」『中ッ原第1遺跡G地点の研究II』八ヶ岳旧石器研究グループ
- 永塚俊司 1997 「荒屋系細石刃石器群における一つの定点」『人間・遺跡・遺物』3 発掘者談話会
- 中村孝三郎 1960 『小瀬が沢洞窟』長岡市立科学博物館研究調査報告3 長岡市立科学博物館
- 中村孝三郎 1961 『越後の石器』長岡市立科学博物館研究調査報告 第4冊 長岡市立科学博物館
- 中村孝三郎 1965a 「中部地方北部の先土器時代」『日本の考古学1 先土器時代』河出書房
- 中村孝三郎 1965b 「中土遺跡」長岡市立科学博物館研究調査報告 第7冊 長岡市立科学博物館
- 中村孝三郎 1966 「先史時代と長岡の遺跡」長岡市立科学博物館
- 中村孝三郎・小林速雄 1975 「月岡遺跡」『日本の旧石器文化』1 雄山閣
- 新潟石器研究会 1996 「新潟県中土遺跡出土遺物の再検討」『長岡市立科学博物館研究報告』第31号 長岡市立科学博物館
- 新田浩三 1986 「石器群の比較研究に関するノート」『研究連絡誌』第18号 財團法人千葉県文化財センター
- 橋本勝雄 1988 「研究ノート 千葉県佐倉市木戸場遺跡A地点「第1・第2ユニット」から」『研究連絡誌』第4号 財團法人千葉県文化財センター
- 橋本勝雄 1998 「東日本の細石器文化—東北・北陸・中部高地・関東・東海地方の研究の動向—」『考古学ジャーナル』306 ニュー・サイエンス社

- 福井淳一 1999 『柏台1遺跡』北埋調報138 財團法人北海道埋蔵文化財センター
- 麻柄一志 2000 「角二山型擦器」『旧石器考古学辞典』旧石器文化談話会編 学生社
- 美安慶子 1995 「荒屋遺跡採集の彫刻刀形石器について」『佐久考古通信』65 佐久考古学会
- Merlan, R.E. 1967 The preceramic period Hokkaido. An Outline Arctic Anthropology. IV-1
- 矢島國雄 1979 「東北地方の細石器文化」『駿台史学』第47号 駿台史学会
- 八ヶ岳旧石器研究グループ 1991 「中ヶ原第5遺跡B地点の研究」八ヶ岳旧石器研究グループ
- 八ヶ岳旧石器研究グループ 1995 「中ヶ原第1遺跡G地点の研究I」八ヶ岳旧石器研究グループ
- 八ヶ岳旧石器研究グループ 1996 「中ヶ原第1遺跡G地点の研究II」八ヶ岳旧石器研究グループ
- 柳田俊雄 1980 「ナイフ形石器にみられる剥片生産技術」『旧石器考古学』21 旧石器文化談話会
- 山田晃弘 1984 「彫刻刀形石器の製作技術」『考古学ジャーナル』229 ニュー・サイエンス社
- 山本 克 1998 「川口町荒屋遺跡採集の彫刻刀形石器」『越佐補遺跡』3 越佐補遺跡の会
- 山本 克・安部英二 1998 「正面中高遺跡」『平成10年度 津南町遺跡発掘調査概要報告書』津南町文化財調査報告書第24輯 津南町教育委員会
- 山本 克 2000 「上原E遺跡」『津南町遺跡発掘調査概要報告書2000』津南町文化財調査報告書第33輯 新潟県中魚沼郡津南町教育委員会
- 横山裕平 1993 「東日本における細石刃石器群」『北方ユーラシアにおける細石刃石器群の起源と拡散』国際シンポジウム実行委員会
- 吉井雅勇 1998 「新潟県における北方系細石刃石器群について」『新潟考古学談話会会報』第19号 新潟考古学談話会
- 吉井雅勇 1999 「第1章 旧石器時代 第5項 細石刃石器群」『新潟県の考古学』新潟県考古学会編 高志書院
- 吉崎昌一 1961 「白滝遺跡と北海道の無土器文化」『民族學研究』26-1 誠文堂新光社
- 吉崎昌一 1963 「本州および大陸の中・旧石器文化との対比」『白滝遺跡の研究』白滝団体研究会
- 綿貫俊一・堤 隆 1987 「荒屋遺跡の細石刃文化資料」『長野県考古学会誌』54 長野県考古学会
- 藤井哲男・東村武信 1996 「樽口遺跡出土の黒曜石、安山岩製造物の石材产地分析」『奥三面ダム関連遺跡発掘調査報告書V 樽口遺跡』朝日村文化財報告書第11集 新潟県岩船郡朝日村教育委員会

図・表の出典

- 第1図 吉井1998
- 第2図 1: 中村1965b、2~7・12~15・綿貫・堤1987、8~11・16~20; 立木1988、21~38; 杉原1974
細石核の作業面: 第6図と同じ
- 第3図 新潟石器研究会1996
- 第5図 織笠昭1993・1994に一部加筆
- 第6図 1・6・8・9・13: 織笠昭1979、2: 菅沼1999、3・4・7・10~11; 芹沢ほか1990、5: 中村1965b
- 第7図 1・2: 中村1965b、3・5・7: 芹沢ほか1990、4・6・8: 菅沼1999
- 第8図 新潟石器研究会1996
- 第9図 1・9: 中村1965b、2・6: 美安1995、3・7・25・33・34: 綿貫・堤1987、4・14・16・19・27: 菅沼1999、
5・8・10~13・15・18・20~24・26・28~30: 芹沢ほか1990、17: 山田1984、31・32: 杉原1974
- 第10図 1・5・9: 菅沼1999、2・6・7: 芹沢ほか1990、3: 中村1965b、4: 杉原1974、8: 加藤学1998、
10: 立木1988
- 第11図 新潟石器研究会1996
- 第12図 1・3・4・9・11・13・15・16: 中村1965b、2: 立木1988、5: 杉原1974、8: 織笠昭1979、
6・7・10・12・14・17: 菅沼1999、18: 芹沢ほか1990
- 第13図 新潟石器研究会1996
- 第14図 1: 八ヶ岳旧石器研究グループ1996、2: 佐藤雅一ほか1996、3: 八ヶ岳旧石器研究グループ1991、
4: 桜井1992
- 第15図 山本・安部1998
- 第18図 1・2: 菅原・石川1993、3・4・7: 桜井1992、5: 中村・小林1975、6: 加藤稔1973a
- 第2表 新潟石器研究会1996

新潟県大洞原C遺跡の弥生時代末から古墳時代初頭の土器

春日真実

はじめに

大洞原C遺跡は新潟県妙高市大字坂口新田字山谷地に所在する（第1・2図）。遺跡は妙高山東麓の緩斜面上に位置し標高は440～450mを測る。1976年に新潟県教育委員会により実施された埋蔵文化財の分布調査により遺跡が発見され、その後上信越自動車道の建設に伴い、新潟県教育委員会・新潟県埋蔵文化財調査事業団により、1995年4月から8月にかけて、11,580m²の発掘調査が行われた。また、1997年には『上信越自動車道発掘調査報告書II 大洞原C遺跡』（以下では単に「報告書」とする）が刊行されている〔三ッ井ほか1997〕。調査の結果、遺構は検出されなかったが、縄文時代後期の土器・石器が20点、弥生時代末から古墳時代前期の土器が平箱約20箱、奈良・平安時代の須恵器・土師器が平箱1箱出土している。

出土土器の編年的位置 大洞原遺跡出土の弥生時代末から古墳時代前期の土器については、報告書の中で三ッ井朋子が編年的位置について検討を行っている〔三ッ井1997〕。また、筆者もかつて、簡単に触れたことがある〔春日1998〕。

三ッ井は、弥生時代末から古墳時代前期の土器を在地系・北陸系・東海系・中部高地系・近畿系・近江系などに大別し、系列ごとに、既存の編年案との対比を行っている。そして、在地系の土器については10・11を除き坂井・川村編年〔坂井・川村1993〕のII1・II2期（新潟シンポ編年〔日本考古学協会新潟大会実行委員会1993〕の5・6期）、北陸系については漆町編年〔田嶋1986〕の5・6群土器、東海系については廻間編年〔赤塚1990〕のII期、中部高地系については七瀬遺跡の段階区分による3段階、畿内系については庄内2式期〔寺沢1986〕に位置づけ、これらの所属時期の平行関係は矛盾しないとした。

一方筆者は新潟県の古墳時代前期の土器について概要を述べたことがあるが、その際に大洞原C遺跡出



第1図 大洞原C遺跡の位置
(国土地理院発行「妙高山」1:50,000原図 平成5年発行)

第2図 主な遺跡の位置

土の一部が、新潟シンポジウム年の9期ころに下るとした。以後、大洞原遺跡出土の弥生時代末から古墳時代前期の土器について検討を行った論考はない。

小稿の目的 大洞原C遺跡出土土器の一部が新潟シンポジウム年の9期頃まで下るという筆者の認識は、現在でも基本的には変わっていない。ただし、前稿〔春日1998〕(以下、前稿とある場合は、特にことわらない限り、これをさす)では時間的な制約もあり、太洞原遺跡出土土器の一部が新潟シンポジウム年の9期まで下る根拠について、詳しく述べることはできなかった。また、土器群の抽出が極めて恣意的なもととなっており、誤りも多い。そこで小稿では、出土状況の検討などから、新潟シンポジウム年9期を中心とする時期まで下る土器群を抽出し、誤りについては訂正したい。そして、抽出した土器群を基に、他遺跡から出土した当期の土器群も考慮に入れつつ、土器様相からみた当時の頸城地域と北信(主に善光寺平周辺)の交流のあり方も検討していきたい。

1. 出土土器の概要

報告書では弥生時代末から古墳時代前期の土器が64点図示されている。内容は釜(註1)1が55点、壺2点、小型壺・鉢4点、高杯1点、器台1点、鍋1点である(第3図)。以下、器種ごとに概要を述べる。なお、以下に示す大洞原C遺跡出土土器の番号は報告書の報告番号と一致する。

釜(10~55): 報告書の中で三ツ井が分類を行っており、ここではこの分類を参考にA~Gの7種に大別した。A類の大半およびB類は越後・佐渡も含めた北陸地方に広く確認できるものである。これに対しC~G類は、それ以外の地域の影響を受けた土器である。

A類(10~20・29~31・49・50)としたものは、口縁部が「く」字もしくは「コ」字に屈曲するものである。口縁端部などの形態により、口縁端部をつまみ出すA1類(10・11・13・14・16)、口縁端部に面を持つA2類(12・15・17~19)、口縁部が外反ぎみにのび、口縁端部が丸いA3類(20~23・25・26)、口縁部が長く直線的にのび端部が丸くなるA4類(27・28)、頸部の屈曲が緩いA5類(30・31)、口縁部が短く頸部が鋭く「く」字に屈曲するA6類(50)の5種に細別する。

B類(32~40)は有段口縁を持つものである。頸部から口縁部にかけての屈曲が明瞭で口縁部外面に擬凹線を施すB1類(32~34)、頸部から口縁部にかけての屈曲が明瞭で口縁部外面に擬凹線を施さずヨコナデのみのB2類(35~39)、口縁部下端を肥厚させることにより有段口縁状とし、口縁部外面に擬凹線を施さないB3類(40)の3種に細別する。

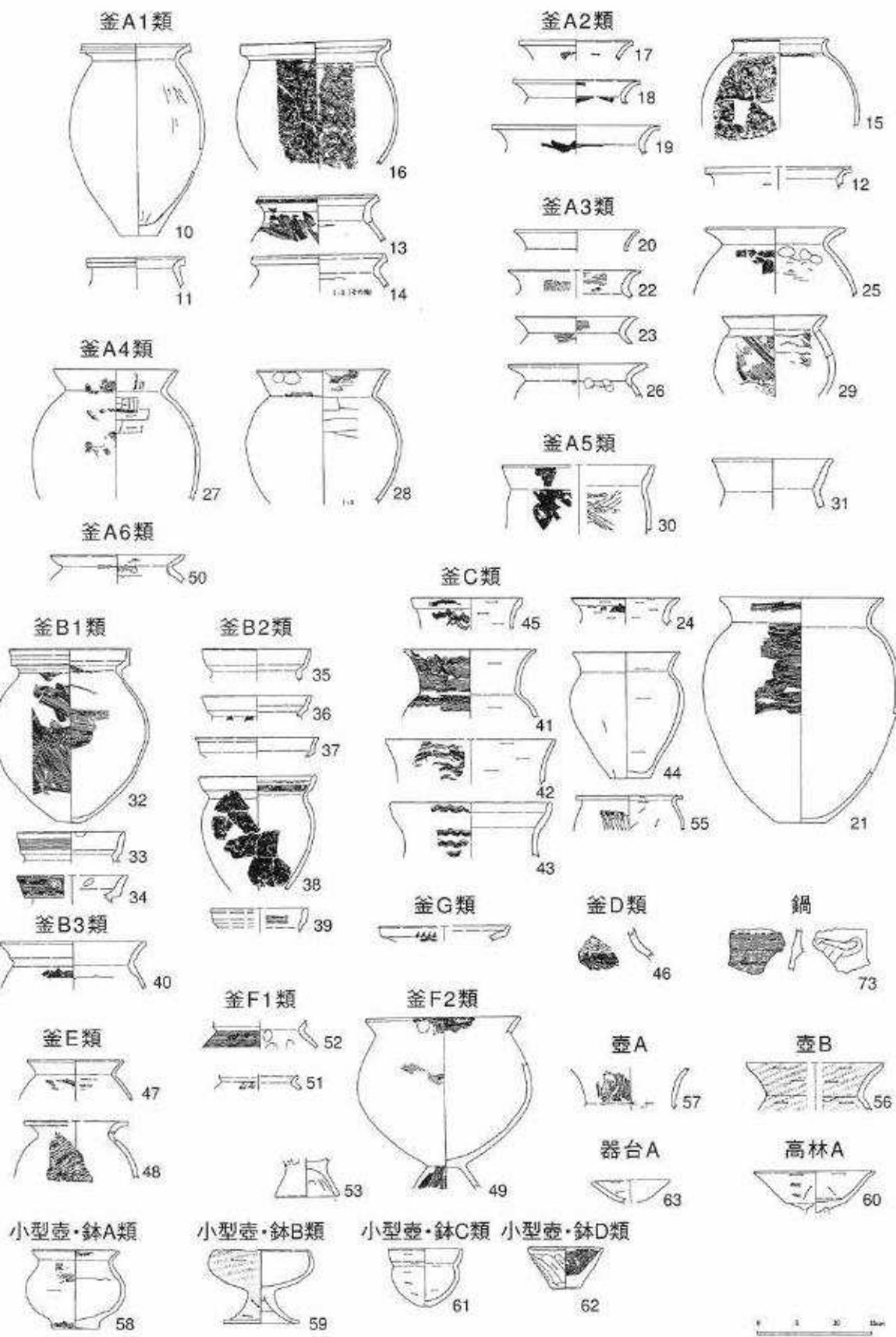
C類(21・24・41~45・55)は箱清水式土器の系譜を引くと思われるものを一括した。胴部から首部にかけて横描波状文がめぐるものが多い。

D類(46)は樽式土器の系譜を引くと思われるもの、E類(47・48)は体部にタタキ痕があり、「く」字口縁となるもので、近畿地方の影響を受けたと思われるものである。F類(51~53)は東海地方の影響を受けたもの。いわゆる「S」字状口縁付台窯(釜)をF1類、その他の台付釜をF2類とする。G類(54)には受口状口縁を持つ近江系の釜をあてた。

これらの釜のうち、主体を占めるのはA・B類である。また、C類も一定量確認できる。これに対してD~G類は客観的な存在である。

壺(56・57): 外反する比較的長い口縁部を持つもの(A類:57)と、箱清水式土器の系譜を引くと思われるもの(B類:56)の2種が確認できる。

小型壺・鉢(58・59・61・62): 4個体図示されているが、それぞれ形態が異なる。安定した平底を持ち、



第3図 大洞原C遺跡出土の弥生時代末から古墳時代前期の土器

口縁は「く」字状となるもの（A類：58）、無頸壺に低い脚がついたもの（B類：59）、有段口縁を持つものの（C類：61）、体部から口縁部にかけて直線的に伸びるもの（D類：62）がある。

高杯（60）：杯部が1点図示されている。便宜上A類とする。畿内系の屈折脚の高杯になるものと思われる。内外面とも横方向を基調としたヘラミガキを行なう。

器台（63）：報告書では蓋としたが、口径が小さく、外面よりも内面の調整が丁寧なことから器台の受部と考えた。内湾ぎみにのび、口縁端部は丸い。高杯と同様に便宜上A類とする。

鍋（73）：報告では平安時代のものとしたが、弥生時代末から古墳時代前期までさかのぼる可能性が高い。類例は、新潟県内では裏山遺跡にある。

以上、大洞原C遺跡から出土した土器について分類を行った。釜B・C類が定量確認でき、このうち釜C類のはほとんどに胴部から口縁部にかけて櫛描波状文が確認できる点、「く」字口縁で体部にタタキ痕を持つ釜が存在する点、赤塚次郎の分類による「S」字状口縁台付壺（釜）のB類とされるものが存在する点、小型壺・鉢B・C類が存在する点などから、新潟シンボ編年5・6期とした三ツ井の編年的位置づけは妥当であるように考えられる。ただし、畿内系の屈折脚の高杯が存在し、釜A2・A3・A4類が定量存在する点は、土器群の年代を考える際に留意しなければならないであろう。

2. 土器の出土状況

大洞原C遺跡からは、遺構は検出されなかったが、まとまって土器が出土している地点が数箇所存在する。集中地点毎に土器の時期差が認識できる可能性がある。ここではそれぞれの集中地点からどのような土器群が出土しているかみていく（第4図）。

集中地点1 4F・Gおよびその周辺にある略円形の遺物集中地点である。24・33～37・43が出土している。釜B類（有段口縁）が5点、釜C類（箱清水式土器の系譜を引くもの）が2点確認できる。

集中地点2 6Eおよびその周辺にある「L」字型の遺物集中地点である。12・13・16・17・19・28・41・42・44・45・58・60が出土している。釜はA1（「く」字口縁、端部摘み上げ）・A2類（「く」字口縁、端部面取り）が各2点、A4類（直線的で長い「く」字口縁、端部丸）が1点、C類が5点、このほか小型壺・鉢A類、高杯A類が1点確認できる（註2）。ここでは、釜A2類（12・19）・釜A4類（28）・高杯A類（60）および釜C類のなかでは特異な形態の55が、6E-18・19・25、7F-1といった集中地点2の南側から出土している点に留意したい。以下では6E-18・19・25、7F-1といった南側を集中地点2a、それ以外を集中地点2bとする。

集中地点3 6F・Gおよびその周辺に存在する帶状の遺物集中地点。10・11・15・21・38・40・49・50・53・57・59・61が出土している。釜A1類2点、釜A2類1点、釜B類2点、釜C類1点、釜F類1点、壺A類1点、小型壺・鉢B・C類が1点確認できる。

集中地点4 18B～Dにある帶状の遺物集中地点。18・22・23が出土している。釜A2類が1点、釜A3類が2点確認できる。

集中地点5 17・18F・Gにある帶状の遺物集中地点。14・25～27・29・62が出土している。釜A1類が1点、釜A3類が3点、釜A4類が1点、小型壺・鉢D類が1点確認できる。

以上、各集中地点ごとに出土土器を見てきたが、各集中地点ごとに釜の組成が異なる点が注目される。集中地点1ではB類とC類により構成されるのに対し、集中地点2aではA2類、集中地点2bはA1類とC類が主体を占める。また、集中地点3ではA1・2類、B類、C類、F類がほぼ同量確認でき、集中地点4・

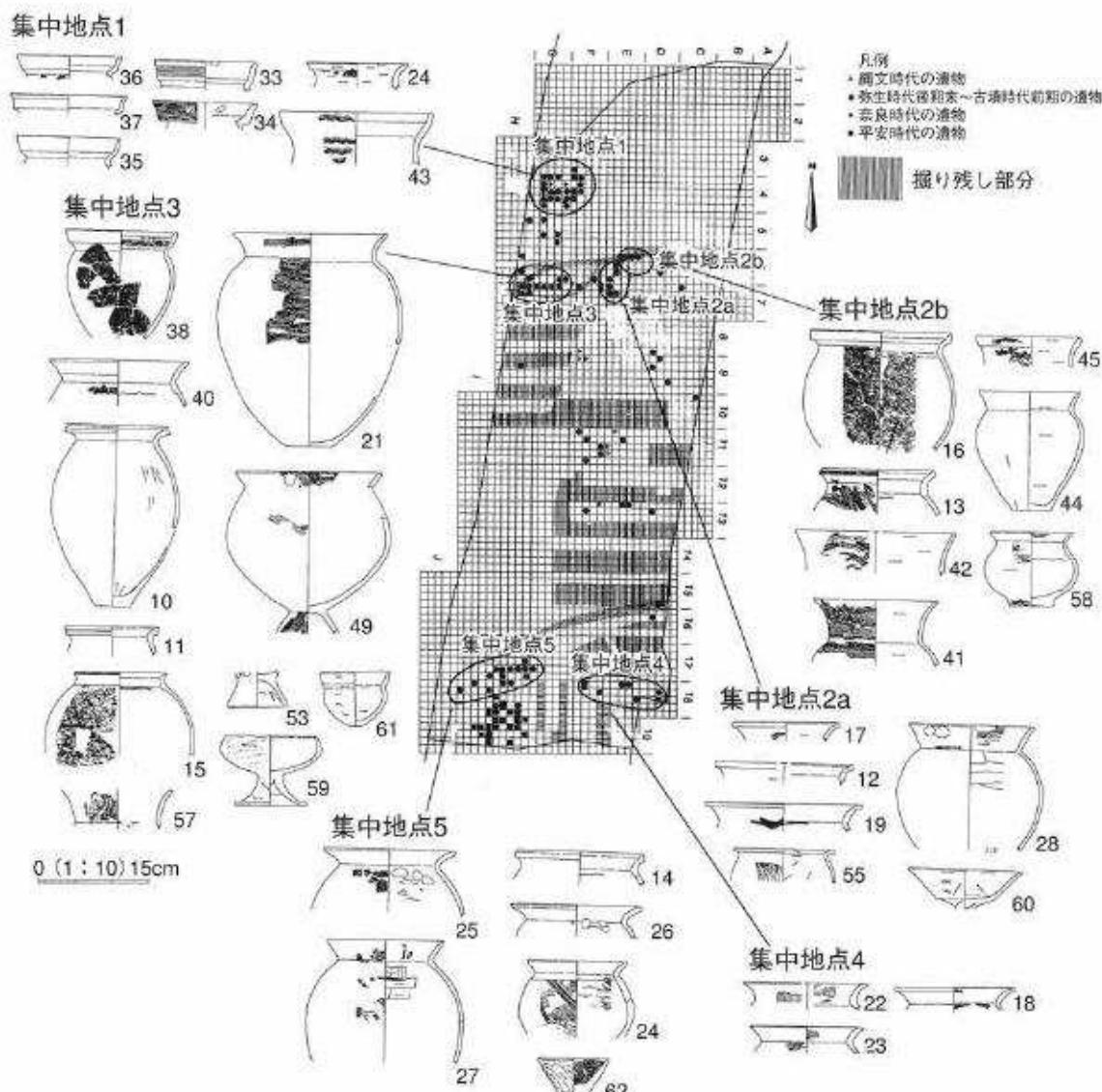
5ではA3類が主体を占める。

新潟シンボ編年5～10期にかけての釜の変化として、B類（有段口縁）が減少し、A類（「く」字口縁）が増加することが明らかになっている。また、A類は時期が下るにつれ、A1・2類（口縁端部を摘み上げるもの・口縁端部に面を持つもの）が減少しA3類（口縁端部が丸いもの）が増加する傾向が指摘できる〔坂井・川村1993、春日1998aなど〕。このような既存の研究成果を参考とした場合、土器集中地点1～5にみられた釜の組成の差は、時期差に起因すると考えるのが最も妥当な解釈と考える。

3. 土器群の編年的位置

このように考えるならば、大洞原遺跡出土の弥生時代末から古墳時代前期の土器について以下のような変遷案(註3)が提示できるものと考える(第5図)。

1期：集中地点1出土の土器をあてる。釜はB1・2類・C類により構成される。他の器種は共伴しておらず、その様相は不明である。



第4図 大洞原C遺跡の土器の出土状況

	釜B1	釜B2・B3	釜A1	釜A2	釜C(小型)	釜C(大型)	その他の器種
1 期	33 34	36 37 35		24 43			
2 期	金E		15 16 17 38 40 49	45 42 43 44	57 58 59	21	
3 期					55	28	61 60
4 期					17 18 19		27 26 25 23 22 29
							62
							0 1:8 15cm

第5図 大洞原C遺跡における土器の変遷

2期：集中地点2b・3出土土器をあてる。釜はB1・2類が確認できなくなり、B3類が出現する。A1・2類が増加し、C類は引き続き確認でき、F2類も当期には確認できる。41は首部の屈曲が鋭くこれは箱清水系土器の中でも比較的新しい特徴であろう。釜以外の器種では小型壺・鉢B（有段口縁の小型鉢）・C（台付の無類壺）、壺Aが確認できる。

3・4期：3期には集中地点2bをあてる。集中地点4・5はやや後続するものと考え4期とする。集中地点2bでは釜A2・4類、釜Cに高杯A類（60：畿内系の屈折脚の高杯）が加わる。55は頸部の屈曲が明確でないことと、内面にヘラミガキを行なうことからC類に含めたが、特異な形態のものである。当期には典型的なC類（41～43）は確認できない。また、釜A1・Bも確認できない。

集中地点4・5からは、釜A1・A2・A4類が各1点出土しているほかは、釜はいずれもA3類である。A1類に分類される14は混入か例外的な存在であろう。釜以外の器種では小型壺・鉢D類（62：体部から口縁部にかけて直線的に伸びるもの）が確認できる。

4. 既存の編年案との平行関係

近年、川村浩司氏は上越市における古墳時代の土器編年を示すとともに、既存の編年（案）との対応関係についても述べた〔川村2000〕。この川村氏の編年（以下、川村編年とする）の是非について網羅的に論じる力量は筆者には無いが、川村氏が「相対的に安定した編年案を提示できる」とする1段階から5段階については賛同する。ここでは、地理的に近接した地域の編年である川村編年と、在地系（あるいは北陸系）土器の対比を行うことにより、他の既存の編年案との対応関係も明らかにしていきたい。川村編年との対応関係については以下のように考える（第1表）。

大洞原1期は、釜B類（有段口縁）が相当量存在する。川村編年の基準資料で、釜B類が定量存在するものとしては、2段階とした前田遺跡SX121があげられる。ただし、大洞原1期に見られる釜B類の方が、前田遺跡SX121から出土したものより、口縁部の屈曲が明瞭で古い様相を持つ。また、やや地域が離れるが川村が1段階と同時期とした緒立B遺跡3号住居跡出土の土器群〔北村ほか1983〕には釜B類が定量存在し、大洞原1期の35・36に類似したものも確認できる。大洞原1期については川村編年の1段階とおおむね同じ時期と考える。

大洞原2期は、釜A1類（「く」字口縁、端部摘み上げ）が定量存在する。また釜B2類（有段口縁無文）・

第1表 編年対応表

新潟シンボ編年 日本考古学協会 [1993]	漆町編年 田嶋[1986]	坂井・川村 [1993]	春日 [1997]	上越編年 川村2000]	七瀬編年 赤塩[1994]	青木 [1998]	越間編年 赤塚[1990]	本稿
2期					1段階			
3期	3群				2段階	3期	I式	
4期	4群	I期（最新）						
5期	5群	II-1期		1段階	3段階	4期	II式	1期
6期	6群	II-2期		2段階				2期
7期	7群	II-3期	1期	3段階		5期	III式	
8期	8群	III期	2期	4段階				
9期	9群	IV期	3期	5段階		6期		3期
10期	10群		4・5期	6段階			松河戸式	4期
	11群			7段階		6期以降		
	12群		6期	8段階				

B 3 類（口縁下端を肥厚させることにより有段口縁としたもの）が確認できる。また 14 は川村が 1 段階とした前田遺跡 P 71 出土の小型壺・鉢 C（有段口縁）に比べ小型で口縁部の屈曲も緩く新しい特徴を持つ。これらのことから大洞原 2 期は川村編年の 2 段階と平行する時期と考える。甕 F 2 類（49・53）・小型壺・鉢 B 類（59：台付き無頸壺）の存在もこれに矛盾しない。

大洞原 3 期は、壺 A 2 類が定量存在し、高杯 A 類（60）が確認できることから川村編年の 5 段階を中心とする時期であろう。大洞原 4 期は釜 A 3 類が主体を占めることから 6 段階に平行する可能性が高い。以上のように、大洞原 C 遺跡出土の土器は川村編年の 1・2 段階および 5・6 段階、新潟シンポ編年では 5・6 期および 9・10 期に対応する時期のものと考えられる（第 1 表）。前稿で新潟シンポ編年の 9 期頃とした資料のうち 49・57・58 については川村編年の 2 段階・新潟シンポ編年の 6 期のものと考えられ、22・23・25～27・29・62 は川村編年の 6 段階・新潟シンポ編年の 10 期に下る可能性が高い。また、30 については新潟シンポ編年の 9 期頃という明確な根拠を示せない。現状では細かな時期は不明とするのが適当と考える。ここで訂正しておきたい。

5. 北信地域との関連

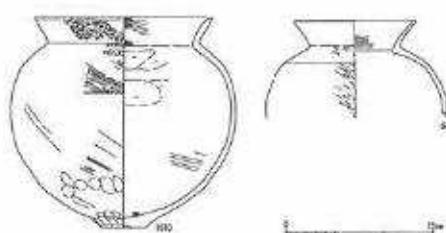
これらの土器群の評価については、様々な視点が存在するものと思われるが、ここでは、北信地域との関連という視点から、以下の 2 つに注目したい。1 点目は集中地点 2 a および 5 出土の土器群は、釜 A 2・3 類に伴って釜 A 4 類（27・28）が存在すること、2 点目は集中地点 2 a には畿内系の屈折脚の高杯（60）が伴っている点である。

釜 A 4 類の系譜：釜 A 4 類は、越後にみられる在地系の「く」字口縁甕と類似するが、越後の「く」字口縁甕の多くが、口縁部が外反し、体部は倒卵型で底径が小さいものが多いのに対し（第 7 図 4・22・33・39・46）、釜 A 4 類は、口縁部が直線的にのび、体部は球形に近く、底部は大型になるものと思われる。越後ではあまり出土例が無く、管見では中郷村横引遺跡〔土橋 1997〕・上越市一之口遺跡〔鈴木ほか 1994〕で各 1 点確認でき（第 7 図）、頸城地方に散見できるが、越後の他地域では出土例を確認できな（註 5）。一方、長野市篠ノ井遺跡群や更埴市石川条里遺跡など善光寺平に所在するいくつかの遺跡では、一定量存在するものである（第 8 図 3・6・26・36、第 9 図 3・4）。

また、釜 A 4 類の胎土は、大洞原 C 遺跡出土の 2 点に横引遺跡・一之口遺跡の各 1 を加えた 4 点とも橙色～褐色を呈し砂粒を多く含む。また焼成も堅緻である。こうした胎土・焼成の状況は、C 類とした箱清水式土器の系譜を引く一群の主体的な胎土と共に通する。そして白色から黄褐色を呈し、やや軟質の焼き上がりとなる在地系（ないしは北陸系）と考えられる A 1～3 群や B 群の主体的な胎土・焼成とは異なる。これらのことから、釜 A 4 類は善光寺平など北信地方の影響を受けたものと考えてよいだろう。

高杯 A について：60 は杯部のヘラミガキの方向が横方向を基調とする点に留意したい。高杯 A は新潟シンポ編年 9 期ころには、東北地方北部以北を除く東日本一円に定着するが、これは、脚部が長く杯部に縦方向のヘラミガキを行うものと、脚部が短く横方向のヘラミガキを行う大別 2 種が存在する。前者は東海地方や関東地方・東北地方南部で多く確認でき、後者は北陸地方（南西部）に多い。

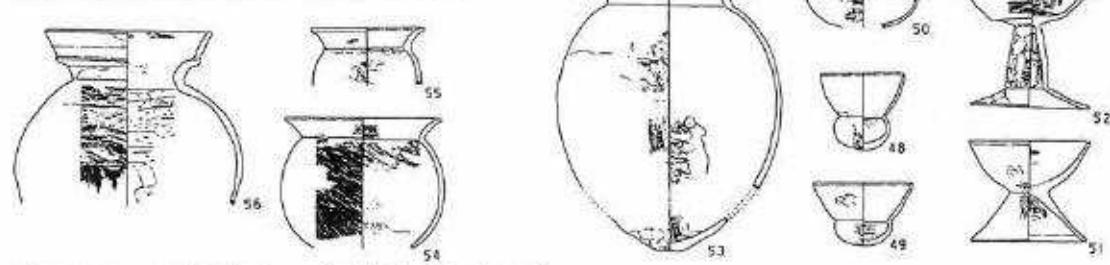
新潟県内で出土した高杯 A には長脚のもの（第 7 図 32・55）と短脚のもの（第 7 図 8・30）の両者が確認できる（第 7 図 8・



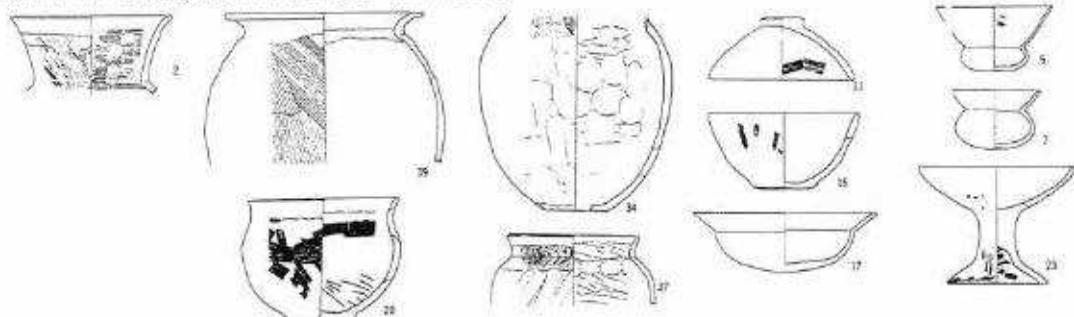
第 6 図 新潟県内出土の釜 A 4 類

左：一之口遺跡（東地区） 右：横引遺跡

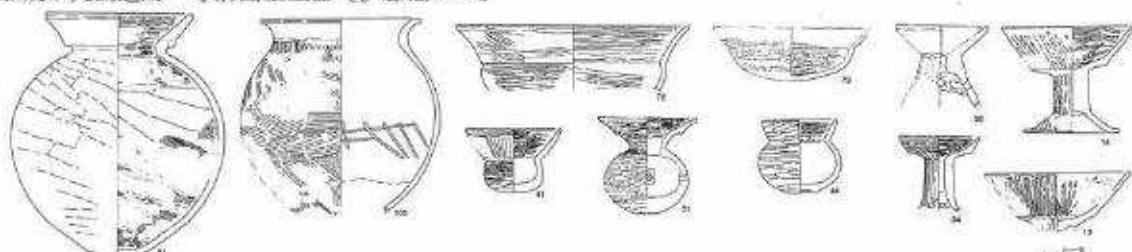
上越市津倉田遺跡SD66出土土器 [宍沢1999]



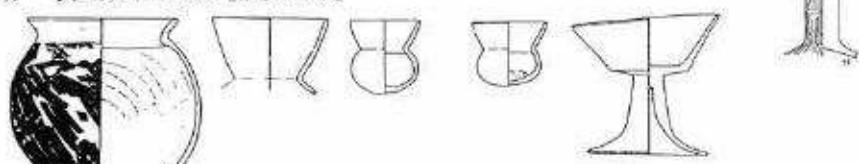
南魚沼郡六日町金屋遺跡SI12出土土器 [山本1985]



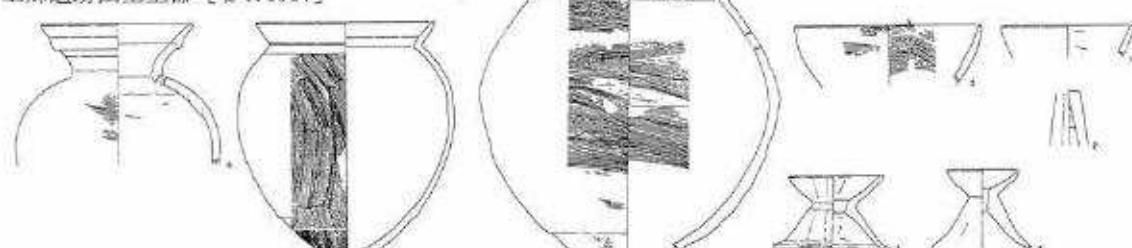
加茂市丸潟遺跡一号講出土土器 [伊藤他2000]



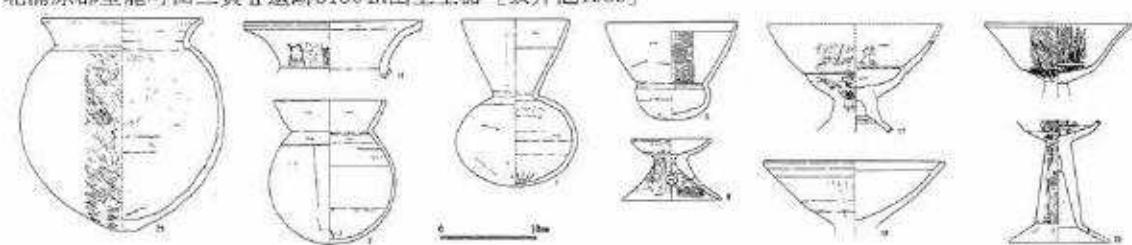
西蒲原郡巻町南赤坂遺跡一号住居出土土器 [前山1999]



中蒲原郡横越町
上郷遺跡出土土器 [春日1997]

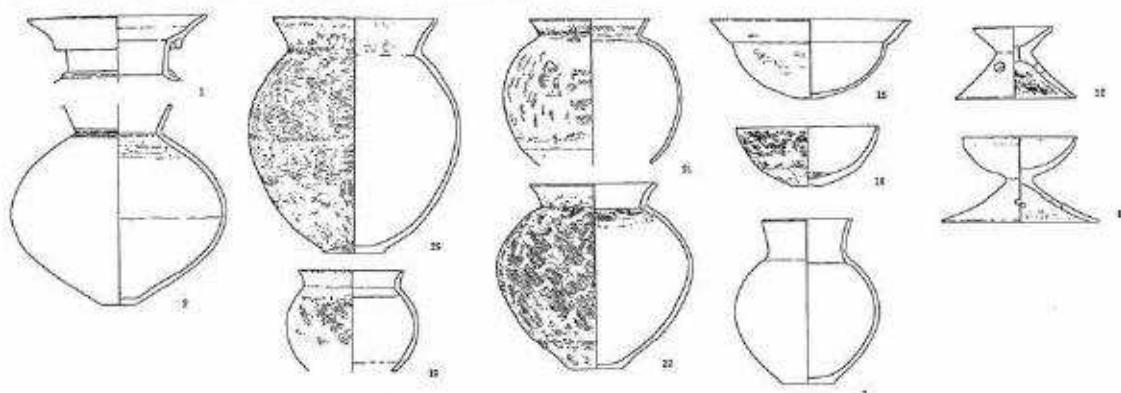


北蒲原郡聖籠町山三賀Ⅱ遺跡SI504A出土土器 [板井他1989]

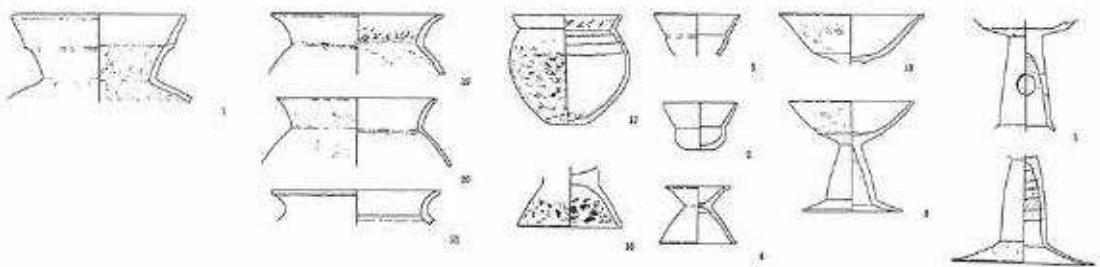


第7図 新潟県の関連土器

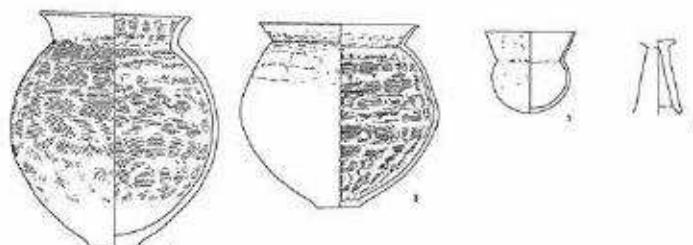
長野市篠ノ井遺跡群聖川堤防地点SB70出土土器〔青木他1992〕



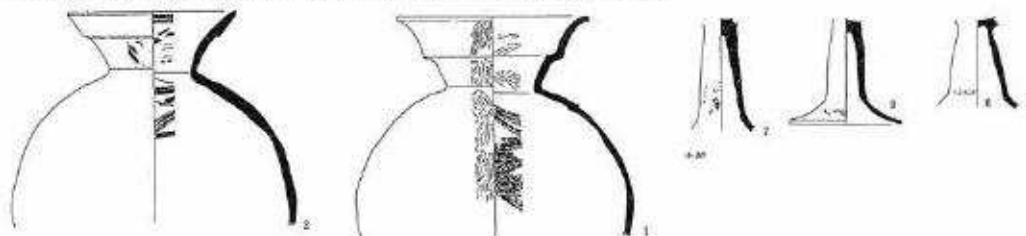
長野市篠ノ井遺跡群聖川堤防地点SB118出土土器〔青木他1992〕



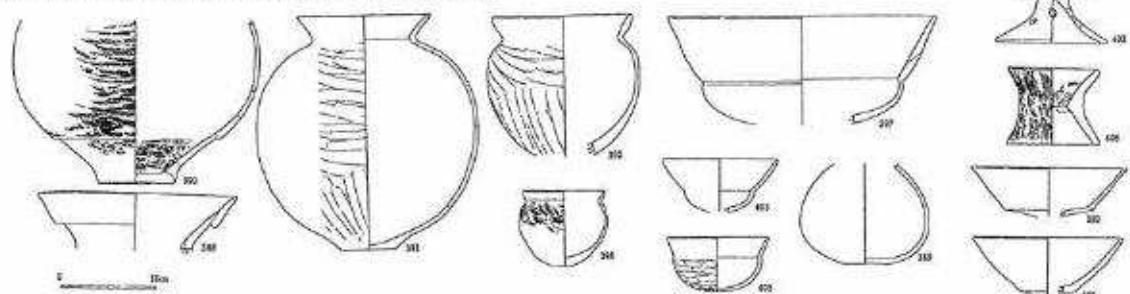
長野市篠ノ井遺跡群聖川堤防地点SDZ10出土土器〔青木他1992〕



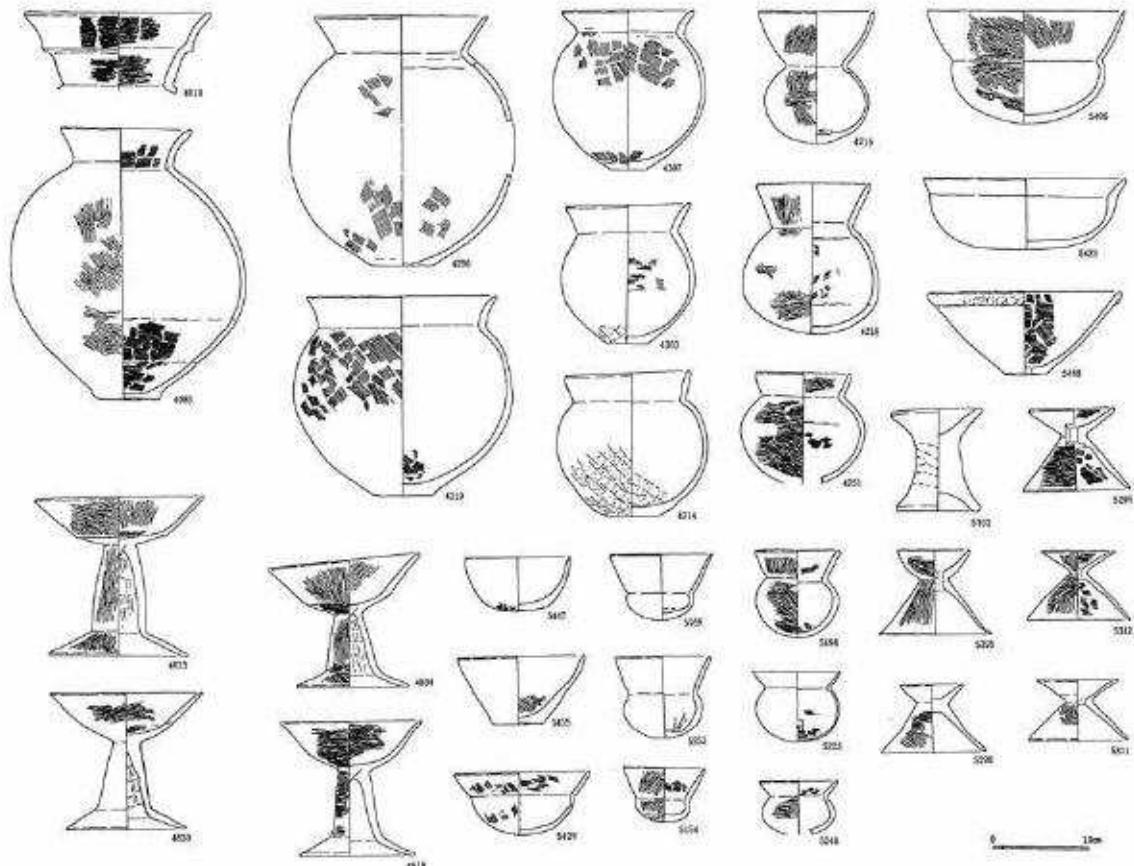
長野市嵐崎遺跡群小田井神社地点9号住居出土土器〔矢口他1986〕



長野市中俣遺跡15号溝址出土土器〔千野1991〕



第8図 長野県長野市の関連土器



第9図 長野県更埴市の関連土器群（石川条里S.Q.2016 [臼井・市川1997]）

30）。長野県の善光寺平でも、長野市篠ノ井遺跡群や更埴市石川条里遺跡などにみると、杯部のヘラミガキの方向が横方向で短脚のもの（第8図22・32・33、第9図15～17）と縦方向で長脚のもの（第8図23・24・31、第9図14）が混在する。長野県南部では、長脚で縦方向のヘラミガキを行うものが定量あり、善光寺平で出土するこのタイプのものは、長野県南部の影響下に成立した可能性があるが、脚が短く、横方向のヘラミガキを行う。高杯Aは、北陸南西部から越後を介し善光寺平に及んだ可能性が高い。具体的なルートとしては、蒲原平野から信濃川を遡上するルートと、頸城平野から頸南地域を介するルートが考えられるが、釜A4類の分布や大洞原遺跡での高杯Aの出土などから考え、現状では、後者のルートがより可能性が高いものと考える。

結び

小稿により明らかになったことは、多くないが、それらをまとめ結びとする。大洞原C遺跡出土の土器は出土地点ごとに時期差があり、小稿で集中地点1とした地点から出土した土器群は新潟シンポ編年5期（川村編年1段階）、集中地点2b・3から出土した土器群は、新潟シンポ編年6期（川村編年2段階）に比定できる。これらの土器群は、遺跡から出土した土器の大半を占め、報告書で三ヶ井が示した、新潟シンポ編年の5・6期を中心とする時期、という出土土器の編年的位置づけはおおむね妥当なものと考えられる。ただし、集中地点2a・4・5から出土した土器群はこれより新しく、新潟シンポ編年9・10期（川村編年5・6段階）の土器群と考えられ、これについては前稿を大筋で追認できた。これらの土器群の量は必ずしも多くないが、頸南地域の新潟シンポ編年9・10期の土器様相を知る上で貴重な資料となる。

頸南地域の土器様相をより整理して提示できた。また、これらの土器群の検討から古墳時代前期後半に

における頸城地域と北信（主に善光寺平）地域との交流の一端も明らかにできた。

小稿を作成するにあたっては三ツ井朋子氏・笛沢正史氏・菅沼直氏からご教示・ご配慮を頂いた。文末ながら記して感謝いたします。

註

1) 従来は「甕」と呼称されていたもの。宇野隆夫は「同じ煮炊具を縄文時代に深鉢、弥生時代にか甕（甕形土器）と呼び、後には貯蔵具を甕とするのは他分野の研究者には理解しづらいであろう。また、コンピュータが集計を誤るもととなる。ここでは深い煮炊具を釜、浅い煮炊具を鍋と呼び変えたい。」と述べている[宇野1992]。本稿では宇野の指摘に従う。

2) 単に「6E」とだけ記されたものも集中地点2に含めた。

3) 本来ならば、定量出土したC類（箱清水式土器の系譜を引くもの）の変遷についても長野県下の研究成果をもとに検討を行わなければならないが、筆者の力量不足から成し得なかった。

4) 脱校後、十日町市柳木田遺跡から釜A4類が出土していることを知った(十日町市役所[1996]写真456-3)。

引用・参考文献

- 青木和明ほか 1990 『篠ノ井遺跡群III 中電北信坂城線鉄塔地点・長野市営塩崎体育館地点』 長野市教育委員会
青木和明・寺島孝典ほか 1993 『篠ノ井遺跡群（4）聖川堤防地点』 長野市教育委員会
青木一男 1993 「土器様相変化の素描」『長野県考古学会誌』 長野県考古学会
青木一男 1996 第2編 第2章「まとめ」『大星山古墳群・北平1号墳』（財）長野県埋蔵文化財センターほか
青木一男 1997 「古墳時代前期の土器の分類と様相」『篠ノ井遺跡群 遺物編』（財）長野県埋蔵文化財センターほか
青木一男 1998 『松原遺跡 弥生・縄文6・弥生後期・古墳前期』長野県埋蔵文化財センターほか
赤塙 仁 1994 「弥生時代後期から古墳時代初頭の土器様相」『栗林遺跡 七瀬遺跡』長野県埋蔵文化財センターほか
赤塙次郎 1990 「考察」『廻間遺跡』（財）愛知県埋蔵文化財センター
伊藤秀和・平岡和夫ほか 2000 『丸湯遺跡・新通遺跡』 新潟県加茂市教育委員会・山武考古学研究所
白井直之・市川隆之ほか 1997 『石川条里遺跡 第2分冊』 長野県埋蔵文化財センターほか
宇野隆夫 1992 「食器計量の意義と方法」『国立歴史民俗博物館研究報告』第40集 国立歴史民俗博物館
宇賀神誠司 1988a 「長野県における古墳時代前期の地域的動向」『長野県埋蔵文化財センター紀要』2
春日真実 1994b 「山三賀II遺跡出土の古墳時代前期土師器について」『新潟考古学談話会会報』第14号 新潟考古学談話会
春日真実 1998 「北陸北東部の土器様相」『前期古墳から中期古墳へ』 東北・関東前方後円墳検討会
春日真実ほか 1998 『上郷遺跡』（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団・新潟県教育委員会
川村浩司 1996 「弥生後期における北信濃と北陸」『考古学と遺跡の保護』 甘粕 健先生退官記念論集刊行会
川村浩司 2000 「上越市の古墳時代の土器様相－関川右岸下流域を中心に－」『上越市史研究』 上越市
北村 亮ほか 1983 『結立遺跡発掘調査報告書』 黒埼町教育委員会
坂井秀弥ほか 1989 『山三賀II遺跡』 新潟県教育委員会ほか
坂井秀弥・川村浩司 1993 「古墳出現前後における越後の土器様相」『磐越地方における古墳文化形成過程の研究』
研究者グループ（研究代表者甘粕 健）
鈴木俊成 ほか 1994 『一之口遺跡（東地区）』（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団・新潟県教育委員会
田嶋明人 1986 「土師器より見た古墳時代土器群の変遷」『漆町遺跡I』 石川県立埋蔵文化財センター
千野 浩ほか 1991 『小島・柳原遺跡群 中俣遺跡・浅川扇状地遺跡群 押鐘遺跡・塙田遺跡』 長野市教育委員会
千野 浩ほか 1992 『浅川扇状地遺跡群 二ツ宮遺跡群 本堀遺跡・柳田遺跡・稻添遺跡』 長野市教育委員会
十日町市役所 1996 『十日町市史』資料編2 考古
土橋由理子 1996 「横引遺跡」「横引遺跡・籠峰遺跡・柳平遺跡」（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団・新潟県教育委員会
長野市教育委員会 1986 『塙崎遺跡群IV』
広瀬和雄 1991 「前方後円墳の畿内編年」「前方後円墳集成 中国・四国編」
前山精明 1999 「続縄文」『新潟県の考古学』 新潟県考古学会
三ツ井朋子 1997 「まとめ」『大洞原C遺跡』（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団・新潟県教育委員会
三ツ井朋子ほか 1997 『大洞原C遺跡』（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団・新潟県教育委員会
山本 肇ほか 1985 『金屋遺跡』 新潟県教育委員会
吉井雅男 1994 『古谷地B遺跡・寺田遺跡・赤井遺跡』 新潟県荒川町教育委員会

新潟県における古代の鉄生産

—鍛冶関連遺構の検討—

尾崎 高宏

はじめに

鉄（鉄器）生産遺跡は、①探鉱、②堀戸、③製錬、④選別、⑤精錬鍛冶（大鍛冶）、⑥鍛錬鍛冶（小鍛冶）または鋳造という6つの工程に大別して捉えることができる〔穴沢1989〕。

新潟県における古代の鉄生産（製錬）遺跡については、高田平野北東部の吉川町周辺（旧頸城郡）、柏崎平野の南部丘陵（旧三島郡）、島崎川流域の西山丘陵周辺（旧古志郡）、新潟平野東部の金津丘陵（旧蒲原郡）、笛神丘陵（旧沼垂郡）など律令期の郡内に分布の集中を示している。これら製鉄遺跡の成果については、金津丘陵製鉄遺跡群の報告において体系的な集成および考察がまとめられている〔渡邊1998〕。

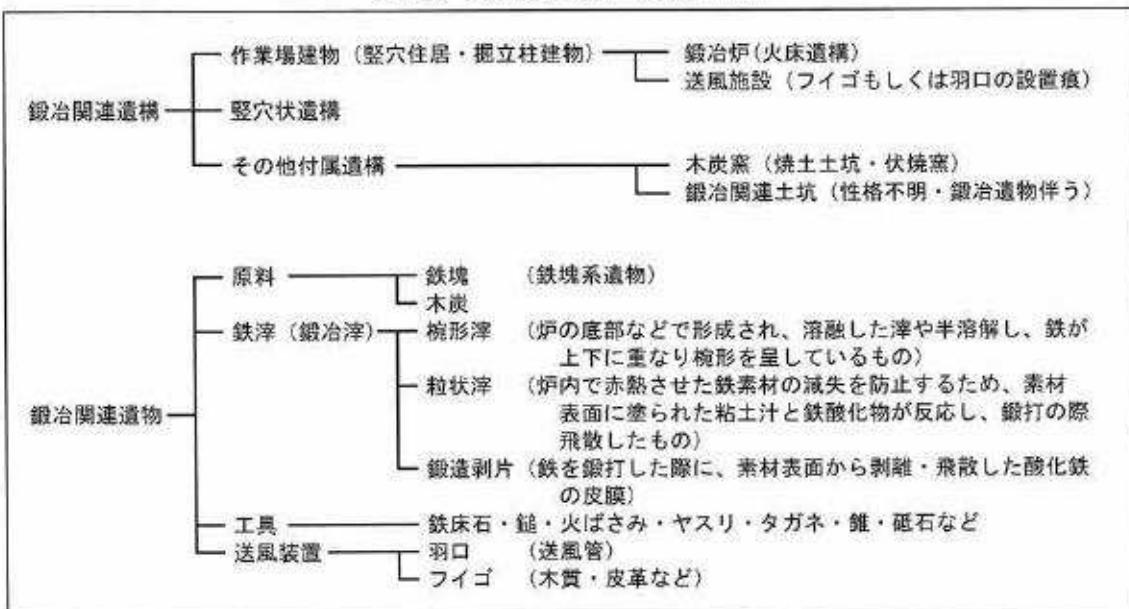
一方、鍛冶遺跡については、坂井秀弥氏により集成と考察がなされている〔坂井ほか1987〕。以降、調査の進展により、資料数も増えており、新たな集成・検討の必要性があると考える。本稿では、現時点での成果を整理とともに、鍛冶工房・鍛冶炉に注目して鍛冶関連遺構の考古学的な検討を試みたい。

1. 鍛冶関連遺構・遺物とは

検討を進めるに際し、遺跡から検出される、鍛冶関連遺構（註1）・遺物として考えられる項目の整理を行った。第1図にその模式図を示す。

鍛冶関連遺構には、炉を中心とし、建物などにより外部と区画された、工人の作業空間としての「鍛冶工房」と、木炭窯や土坑などの付随施設がある。また、炉のみが存在し、工房が認識されないものもある。図

第1表 鍛冶関連遺構・遺物の概念



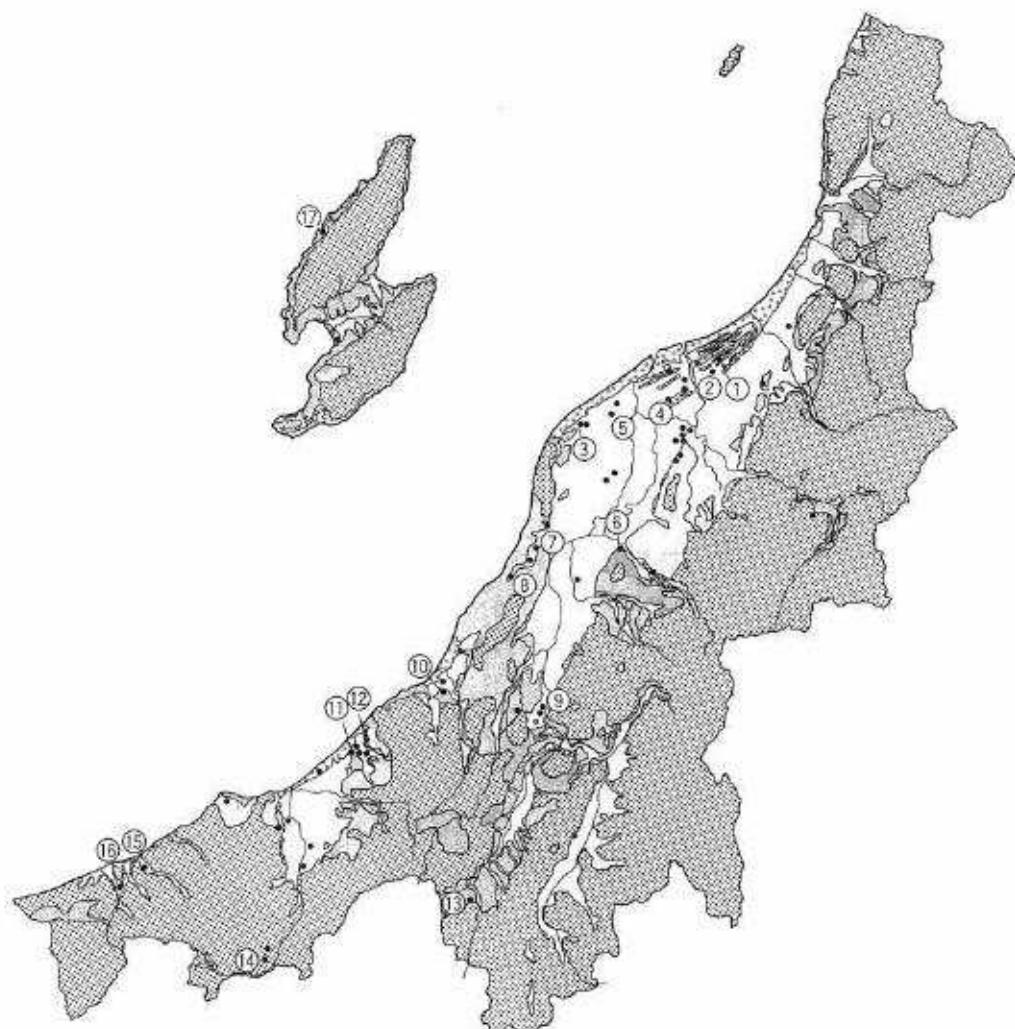
中には示していないが、現代の鍛冶の作業場の様子から推測すると、製品の焼き入れ・研ぎを行うために必要な水溜めの土坑(砥舟)や木炭を貯蔵しておくためのスペースなども存在していると思われる。

鍛冶関連の遺物は、遺跡内での鍛冶工程の存在のみならず、鍛冶作業の空間利用のあり方を認識することができる。特に、鍛造剝片は他の遺物群とは違い、炉の周辺に飛散した状況で確認される例が多く、削平等により、炉がはっきり検出されない場合でも空間認識の有力な手がかりとなる。

2. 県内の古代鍛冶関連遺跡の分布 (図1・第1表)

新潟県における古代の鍛冶関連遺構・遺物が確認された遺跡の分布は図表の通りである。立地の特徴は、製錬関連の遺跡が一般的に山間部に多いのに対して、鍛冶関連は、平野部の集落遺跡内から確認されている事例が大半を占めており、鉄素材製造と製品加工が立地的に分離したあり方を示している(註2)。例外的に柏崎市網田瀬C遺跡、吉川町樋田遺跡、高沢入遺跡、豊栄市新五兵衛山遺跡などでは、鍛冶溝のほか、製錬溝、精錬鍛冶溝が出土しており、製錬遺跡に付随した一貫した鉄生産操業が想定されている(註3)。

今回、検討資料として扱うのは、時期的には7世紀から12世紀前半までを対象とし、鍛冶炉および工房の存在が指摘されている遺跡に限定した。それらの遺跡のみを表に提示し、図中のドットに番号を示した。



第1図 鍛冶関連遺跡の分布

3. 鍛冶工房の検討（図3～5）

「鍛冶工房」を認識することは、遺跡内での鍛冶操業の専業性や操業の社会的背景を知る上で不可欠である。鍛冶工房を検討するにあたり、鍛冶炉の存在パターンに着目し、分類（註4）を試みた。その結果、大きく4つの類型が認められた。E類については、カマドの有無により2つに細分される。

（A類）上屋や外部との区画を持たず、屋外に鍛冶炉のみが単体で存在する。

（B類）上屋・区画を持たず、屋外にあり、鍛冶炉に土坑が付属するもの。

（C類）堅穴状の遺構内に炉が存在する。

（D類）掘立柱建物内に鍛冶炉が存在する。

（E類）堅穴住居内に鍛冶炉が存在する。

（E-1類）カマドのある堅穴住居内に炉が存在する。

（E-2類）カマドのない堅穴住居内（註5）に炉が存在する。

A類 屋外に鍛冶炉のみが存在していて、作業場の区画が認識できない場合である。本来から上屋・区画が存在していないのか、調査の状況により認識されなかったのか判別が困難であり、厳密には「工房」という定義にはあてはまらないが、短期間の操業にともなうものとして分類に加えた。大蔵遺跡、権田遺跡、高沢入遺跡、立ノ内遺跡、馬場遺跡がそれにあたる。製錬遺跡や製塩遺跡などに伴う例が多い点が特筆される。製塩との関連については後文で詳述する。

B類 A類に類似した立地状況であるが、作業場的に使用したと思われる土坑が併設されている。A類と比較して、長期的な操業が推測される。番場遺跡のSK24（第2図1）、金塚遺跡SK79・82に代表される。

C類 平面形が不整形で、カマド・柱穴を持たない堅穴状の掘り込みを作業場とし、床面に炉が掘り込まれているもので、綾ノ前・菖蒲沢遺跡SK105（第2図2）、網田瀬C遺跡に代表される。網田瀬C例について木炭窯作業場と兼用する形で操業が行われている。

D類 掘立柱建物の内部に鍛冶炉が存在するもので、今までのところ明確な炉の検出例はなく、工房としての専業性について述べる段階には到達していない。唯一、門新遺跡SB02において、2×3間の総柱建物内から、鍛冶関連の土坑・および炉下部のものと考えられる焼け込みが検出されており、工房であると考えられる（第2図3）。

E類 堅穴住居内に炉が存在するもので、カマドを持つE-1類は、居住空間と作業場の機能を兼ねていると思われる。相吉遺跡S11・S12、関川谷内遺跡B地点H2号堅穴がある（第3図1、2）。両者を比較すると、建物の規模・構造が極めて類似しており、工房が一定の規格に基づいて作られた可能性を示唆する。相吉遺跡のS12では炉下部の焼け込みの跡が検出された。関川谷内では、炉の周辺で鉄床石や粒状滓が確認されている。一方、カマドを持たないE-2類は、作業場としてのみの機能をもつと思われ、専業工房として分化した形態のものであるといえよう。山三賀II遺跡S1840・緒立B遺跡1号住居跡がそれにあたる。緒立B1号住では、直径約6mの円形の堅穴住居から炉が確認されており、鉄床石と思われる台石が炉の近隣に据えられていた。鍛冶との関連は不明であるが、堅穴中央から作業台状の石組が見つかっている。

そのほかに、炉は検出されないが、鍛冶関連の遺物が出土する堅穴住居・土坑がある。鍛冶との関連性は指摘できるが、単に廃棄された可能性もあり、類型化は行わなかった。

4. 鍛冶炉の検討 (第6図 第1表)

a) 鍛冶炉の形態分類

鍛冶炉の分類については、鍛冶炉の形態から火窓型・船底型・円形土坑型と整理した大澤正巳氏の分類 [大沢 1984]、炉床部分の構造から整理した安間拓巳氏の分類 [安間 1995] (註7) がある。ここでは安間氏の分類を参考に整理を行った。大きく2つの類型として捉えることができる。

地面に直接炉床を掘り込むもの (I類)

炉の下部に保溫・防湿構造 (地下構造) を構築しているもの (II類)

さらにI・II類を細分し、掘り込み面を直接の炉床とするもの (Ia・IIa) と、粘土などを張り付けて炉床とするもの (Ib・IIb) とに分類を行っている。この分類に基づき、県下の事例を整理すると、地面を掘りくぼめただけのI類の鍛冶炉が大半を占めている。一方、II類の炉は、番場遺跡・樋田遺跡・高沢入遺跡など製錬・精錬・鍛錬の一連の工程の存在が想定されている遺跡で確認されている。屋外に立地し、炉 (地下構造) の規模が大きい点など、精錬鍛冶炉の炉床である可能性も考えられる (註7)。

5. 鍛冶工房の時間的変遷

7世紀代の鍛冶工房の例は確認できなかった。8世紀代のものとしては、山三賀II遺跡S14・S1100 (8世紀末～9世紀初頭) などがある。今回資料提示しなかったが、鍛冶遺物等の出土から鍛冶工程の存在が推測されている遺跡の性格をあわせて考慮すると、生産開始期の7世紀末～8世紀代において、工房は大規模集落や官衙に関連する遺跡などに限定される傾向が見られる。(註8) 9世紀入ると、B・E類などある程度長期間の操業が推測される炉が一般集落においても見られるようになり、鍛冶工程が一般化していくと推測される。この動きの背景としては、律令生産体制の弛緩により、技術の拡散が要因として考えられる。そして、9世紀末から10世紀前半にかけては、A類を中心に、製錬遺跡や製塙遺跡に付随する鍛冶炉が顕著に見られるようになるなど、生産の複合化・多様化が進む。(註9) この時期に見られる集落再編の動き [春日 1995] と軌を一にした、生産体制の再編・変化が想定される。

6. まとめ

鍛冶工房および炉のあり方から、鉄生産についてまとめた。今回は、工房・鍛冶炉の類型化を主眼においたため、鍛冶関連の遺物のみが出土した遺跡については検討対象から外しているため、時期的・地域的な面で網羅されているとは言い難く、不十分な分析となってしまった。また、鍛冶関連遺物の検証による工程復元、製品の所有形態など遺物面からの検討は今後の課題したい。

註

1) 鍛冶関連遺構の中には、本文冒頭で挙げた工程；原料の鉄塊を成分調整する精錬鍛冶工程の遺構、製品加工の鍛錬鍛冶工程の遺構が含まれている。しかし、実際の操業においてそれぞれの工程が別の遺構において行われているのか、製錬工程のち精錬工程が必ずしも行われず、鍛錬鍛冶へ直接移行する場合も存在するのではないか、など疑問も生じる。だが、考古学による遺構・遺物の検討のみでは精錬・鍛錬の工程区分は困難であり、自然科学分析による金属学的な検討との提携により、工程を認識している。

2) 製錬を行う際の木炭 (燃料) の製造が容易に行える山間部に素材製造工程が集中しており、北陸地方全体を見ても同様の傾向を示す。[渡邊 1998]

3) 綱田瀬C遺跡では遺構として一連の工程が捉えられているが、その他の事例は出土鉄滓の自然科学分析の結果によるものであり、製錬炉および精錬鍛冶炉は確認されていない。

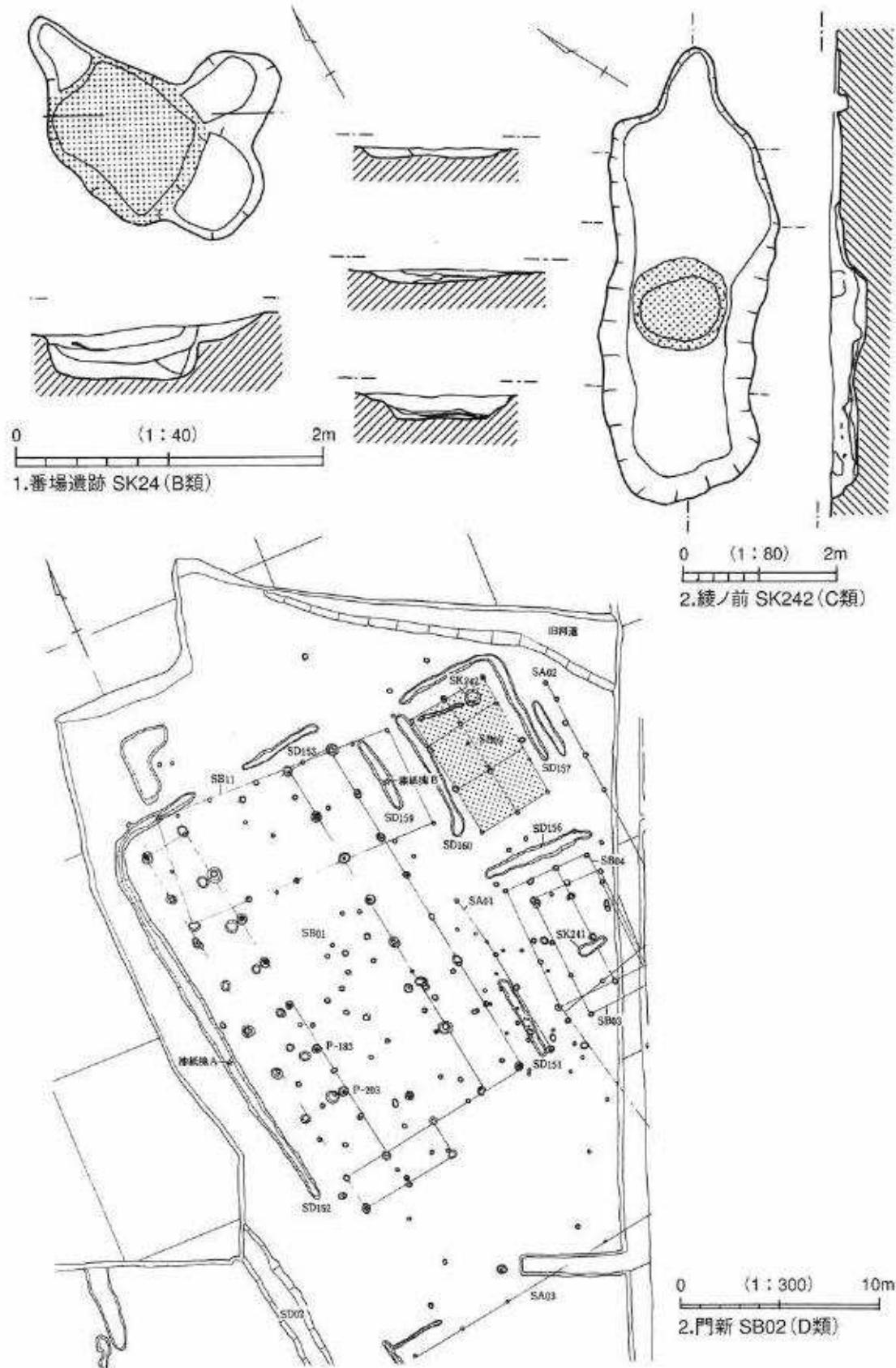
- 4) 鈴木 功氏〔鈴木1996〕・中島信親〔中島1996〕により提示されている分類基準を参考にした。
- 5) 「堅穴住居」という呼称は、「居住機能」を想起させ不適切と考えるが、作業空間との厳密な線引きが困難かつ、適切な用語がないためそのまま用いた。
- 6) 道構として確認される鍛冶炉はほとんどの場合、上部構造が残存していないため、炉床に着目した分類を行っている。
- 7) 安間氏は、防湿・炉内の保湿構造を持つⅡ類の炉構造を使用する目的として、高温を必要とする精錬作業もしくは鉄と鉄を接着する鍛接作業を挙げ、Ⅱ型の炉が精錬鍛冶炉である可能性を述べている。〔安間1995〕
- 8) 上越市今池遺跡（8世紀前半・国府推定）、新井市栗原遺跡（8世紀前半・都城推定）等が挙げられる。
- 9) 製塩遺跡との複合的生産については、京都府舞鶴市浦入遺跡〔田代・水野2000〕・石川県寺家遺跡などの例があり官衙主導による専業生産と考えられている。

引用・参考文献

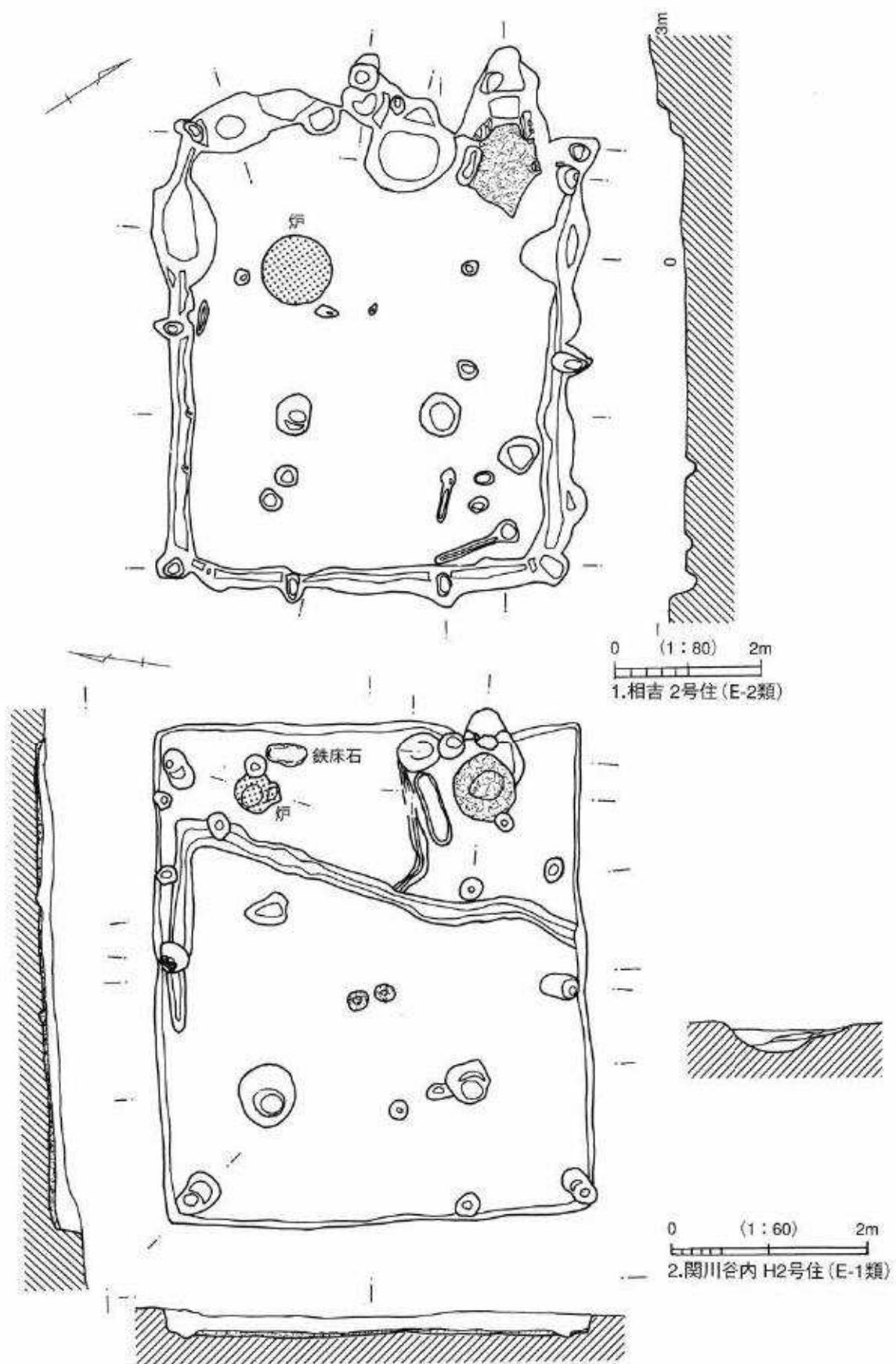
- 穴澤義功 1989 「製鉄遺跡研究の現状と課題」『青森県埋蔵文化財センター所報』第8号 青森県埋蔵文化財調査センター
- 安間拓巳 1995 「古代の鍛冶炉」『考古学研究』第42巻第2号
- 糸魚川市市史編さん委員会 1986 『糸魚川市史 資料集1－考古編』糸魚川市役所
- 春日真実 1995 「古代集落の展開」『研究紀要』(財)新潟県埋蔵文化財調査埋文事業団
- 大澤正巳 1984 「冶金学的見地から見た古代製鉄」『古代を考える46 古代鉄生産の検討』古代を考える會
- 金子正典・田村浩司 1994 『三条市文化財調査報告第7集 綾ノ前・菖蒲沢遺跡』三条市教育委員会
- 川上貞雄 1982 『亀田町文化財調査報告2 中の山遺跡』亀田町教育委員会
- 坂井秀弥ほか 1987 『新潟県埋蔵文化財調査報告書第48集 番場遺跡』新潟県教育委員会
- 坂井秀弥 1992 「新潟平野における古代塩生産の変容」『新潟考古学談話会会報』第10号 新潟考古学談話会
- 佐藤雅一ほか 1995 『津南町文化財報告書第20輯 相吉遺跡』津南町教育委員会
- 閑 雅之ほか 1988 『高沢入遺跡 新潟県中頃城郡吉川町高沢入遺跡発掘調査報告』吉川町教育委員会
- 高橋 保 1988 『新潟県埋蔵文化財調査報告書第49集 立ノ内遺跡』新潟県教育委員会
- 高橋 保ほか 1999 『新潟県埋蔵文化財調査報告書第92集 金塚遺跡・三仏生遺跡・割目A遺跡』新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 高橋 勉 1984 『栗原遺跡 第7次・第8次発掘調査報告書』新井市教育委員会
- 田代弘・水野聰哉 1999 「律令期の土器製塩遺跡における鍛冶構造」『京都府埋蔵文化財情報』第74号 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 田中 靖 1995 『和島村埋蔵文化財調査報告書第4集 門新遺跡』和島村教育委員会
- 立木(土橋)由理子・寺崎裕助ほか 1997 『新潟県埋蔵文化財調査報告書第84集 中ノ沢遺跡』新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 鉄器文化研究会 『東北地方に見る律令国家と鉄・鉄器生産』1999年度(第6回) 鉄器文化研究集会資料集 鉄器文化研究会
- 戸根与八郎ほか 1987 『新潟県埋蔵文化財調査報告書第47集 宮ノ平遺跡ほか9遺跡』新潟県教育委員会
- 中島信親 1996 「古代鍛冶工房と鉄器生産体制の変容について」『年報 都城』7 向日市埋蔵文化財センター
- 平間亮輔 1999 「宮城県における律令期の鉄・鉄器生産関連遺跡」『東北地方に見る律令国家と鉄・鉄器生産』1999年度(第6回)鉄器文化研究集会資料集 鉄器文化研究会
- 本間嘉靖ほか 1983 『馬場遺跡 新潟県佐渡郡相川町北片辺馬場遺跡発掘調査報告書』相川町教育委員会
- 室岡 博ほか 1989 『極田遺跡発掘調査概報』吉川町教育委員会
- 室岡 博ほか 1990 『極田遺跡 第二次発掘調査概報』吉川町教育委員会
- 室岡 博ほか 1991 『極田遺跡 第三次発掘調査概報』吉川町教育委員会
- 村上 恵道 1998 『倭人と鉄の考古学』シリーズ日本史の中の考古学 青木書店
- 渡邊 朋和ほか 1998 『金津丘陵製鉄遺跡群発掘調査報告書III 分析・考察編』新津市教育委員会

第2表 新潟県域の古代鍛冶関連遺跡

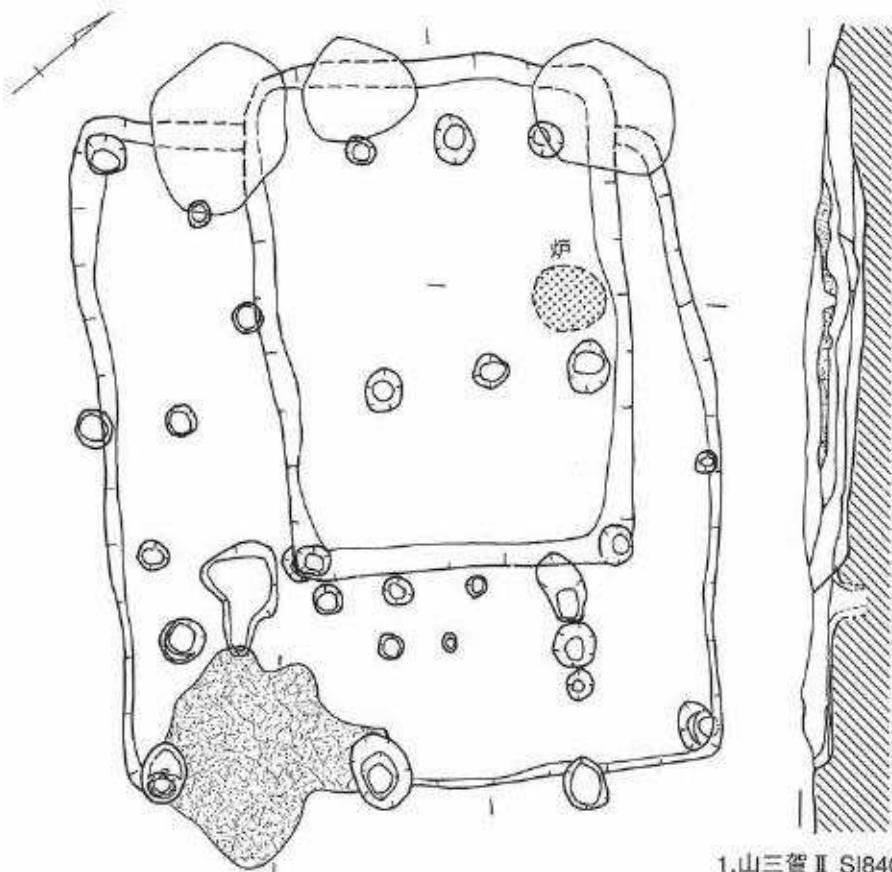
No	遺跡名	所在地	立地	年代	類型分類	炉形	規模	相次	鍛冶関連遺物		備考
									羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	
1	山三越Ⅰ遺跡	北蒲原郡堀川町大字三賀	内蔵砂丘	8・9C	円形	U.5	S1840(1.a)	鍛冶関連土坑3基 S145(-4号?) S1109(2.-1号?) S1340(6.-4号)	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	大刈根集落
2	新庄兵衛山遺跡	豊榮市大字太田字妙山	内蔵砂丘	8C中葉～ 10C後半	A類	円形 0.3 0.9×0.7 1.0×0.6 1.0×0.9	1～4号炉(II.b) (地下構造の3)	鍛冶関連土坑6	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	集落・精錬遺跡?
3	大樹遺跡	新潟市西区長竿字大数	内蔵砂丘	9C後半～ 10C後半	A類	円形 0.85	83量体5(1.b)	炉土堆積、鍛冶・精錬・鉄製品	羽口、鉢形、炉渣、鉄鐵、鉄製品	裏地廻跡	
4	甲の山遺跡	中條系朝龜田町元町中の山	内蔵砂丘	9C～中世	A類	楕円形 2.1×1.4 2.0×1.3	火床遺構(敷石炉?)2基	火床遺構(敷石炉?)2基	羽口、鉢形、炉渣、鉄鐵、鉄製品	集落	
5	猪豆遺跡B地点	西蒲原郡黒埼町大字黒崎	内蔵砂丘	10C後半～ 11C後半	C類	楕円形 0.45	鍛冶炉(II.b)	堅穴生垣(工房) 鍛冶炉4基	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	集落
6	船ノ前遺跡 高柳川遺跡	三条市大字月岡字綱ノ瀬、 正俊塚	8C末～ 9C後半	C類	0.45	SK105(1.a.5)	堅穴生垣2(SK105) 鍛冶関連土坑2基	羽口、鉢形(模様・鏡面磨治澤)	羽口、鉢形、鐵石	集落	
7	門脇遺跡	三条郡白鷹町大字上御 字下谷站	冲積地	10C後半	D類	1×0.8	SK242(1.30)?	獨立生垣物、方形土坑(SK24)	羽口、鉢形、鐵石	集落	
8	番坂遺跡	三条郡出雲崎町大字小木	丘陵部	9C末～ 10C後半	D類	1×0.8	SK24(II.a)	獨立生垣物、方形土坑(SK24) (地下構造D類)	羽口、鉢形、鐵石、ダガネ状鉄器品、 土坑残壁	集落	
9	金冠遺跡	小千谷市三松生字金冠	初期段丘上	9C後半	B類	円形 0.35	S632(1.35)	獨立生垣物、土坑、ピット、 清掃用土坑、鍛冶関連土坑	鉢形	集落	
10	柳田遺跡	柳田市藤崎字子網山裏	丘陵斜面	10世紀	C類	円形 0.45	鍛冶炉(1.45)?	鍛冶炉4基	堅穴(隔壁等)、鐵石	堅穴(隔壁等)、鐵石	堅穴(隔壁等)
11	織田遺跡	中頃郡柳河町大字西野島 字蓬田	微高地	80後半～ 10C中葉	A類	P3形 1.3	S88(II.3)	鍛冶関連土坑7基	堅穴(堅穴等)、鐵石	堅穴(堅穴等)	堅穴(堅穴等)
12	高波入遺跡	中頃郡柳河町大字西野島 字蓬田	自然凹地	10C後半～ 11C前半	A類	円形 約0.3	HP1～8(II.b)	堅穴8基、鍛冶関連土坑3基	羽口、鐵製品、鐵石	堅穴(堅穴等)	堅穴(堅穴等)
13	折吉瀬跡	中頃郡柳河町大字吉瀬	初期段丘上	10C後半～ 11C前半	E-1類	円形 0.25	S12(1.s)	堅穴生垣S11,S12	羽口、鐵形(堅穴等)	集落	
14	關川谷小池跡 (B地点)	中頃郡柳河町大字吉瀬 字高木	妙高山麓の 緩傾面	9C末	E-1類	円形 0.6	918(1.4)	堅穴生垣(2号生垣裏) 大也築土坑	鐵製品、鐵津、水汀端、刀子、火打石等 等身具、鐵石等	有力者居住宅?	
15	立ノ内遺跡	糸魚川市大字同明字立ノ内	自然凹地	90後半～ 10世紀前半	A類	円形 0.76	1個	土坑(6329)	羽口、鐵津、鐵石	堅穴道跡	
16	原山遺跡	糸魚川市大字苦竹原	河岸段丘	9C末～10C	E-1類			堅穴生垣2、堅穴(堅穴裏)	羽口、鐵津	集落	
17	馬鹿瀬跡	佐渡郡堀川町大字毛片辺 字馬瀬	砂丘	9C後半～ 10C	A類	円形 0.27～1.5	SK1～13(1.b)	堅穴(堅穴裏)13基	堅穴(堅穴等)、鐵製品、鐵石	堅穴(堅穴等)	



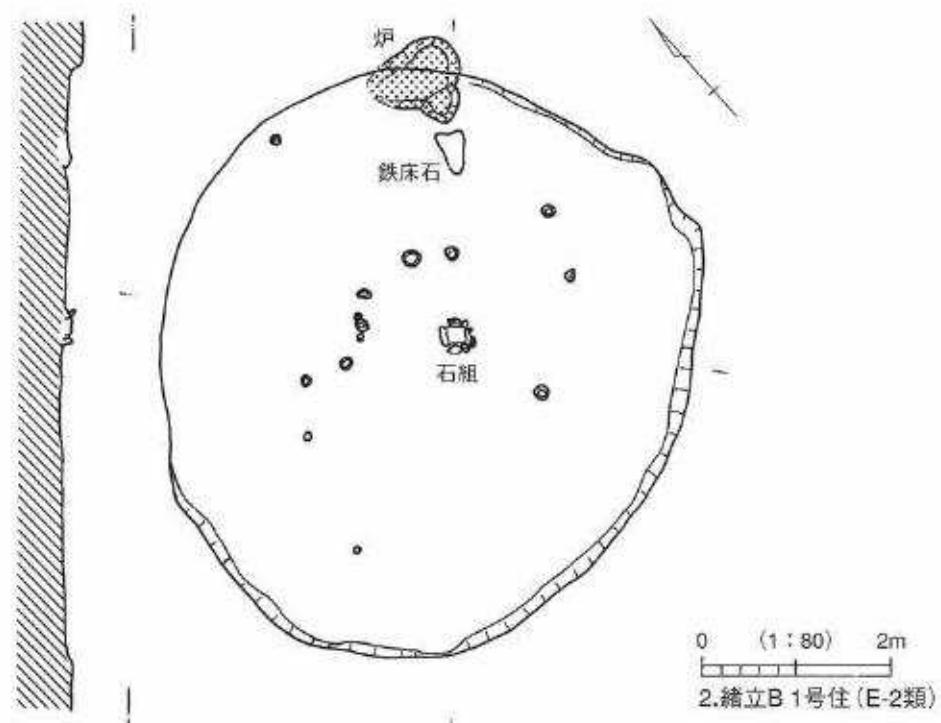
第2図 錫冶工房 (1)



第3図 錫冶工房 (2)

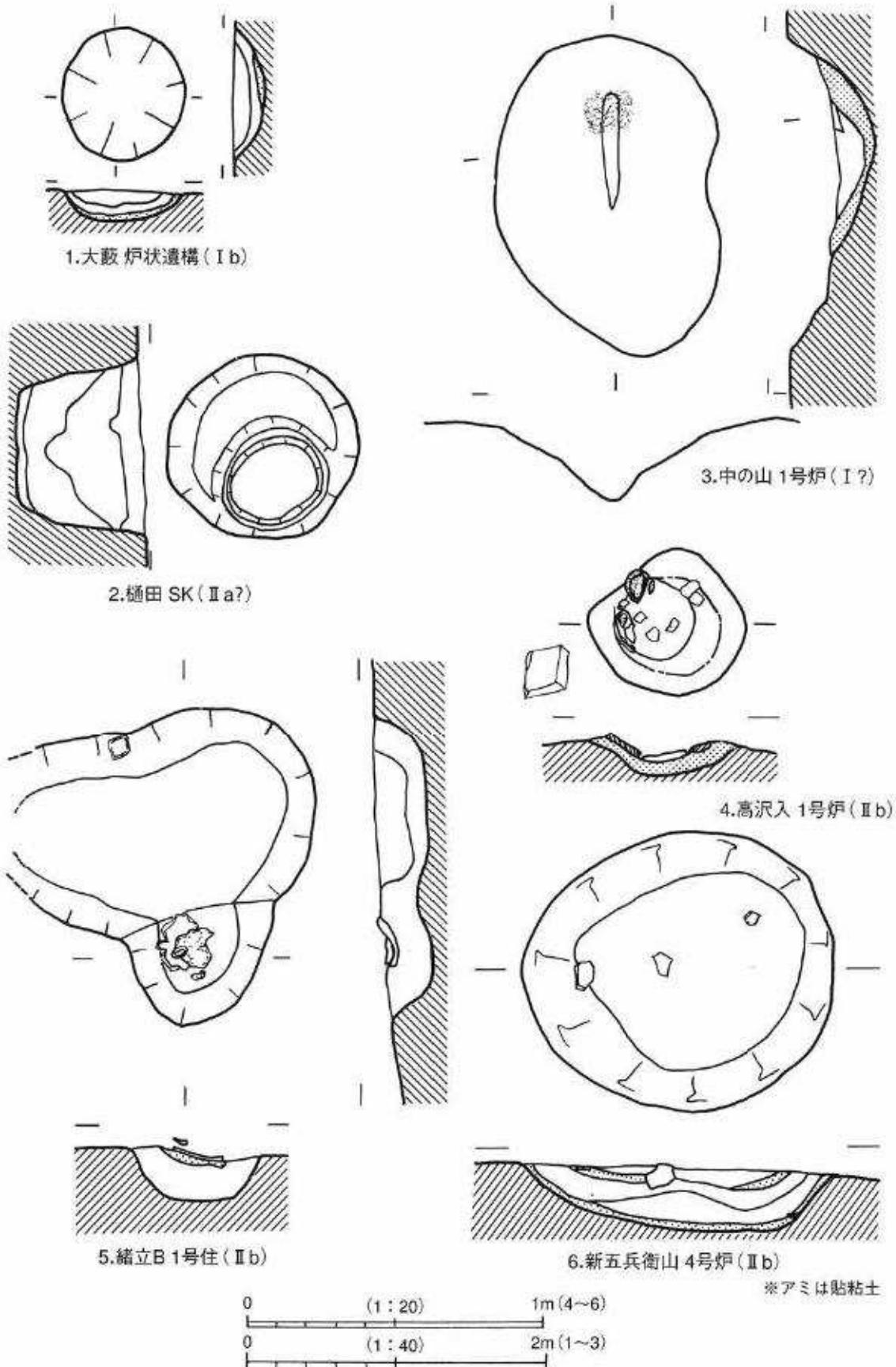


1. 山三賀Ⅱ SI840 (E-2類)



2. 繕立B 1号住 (E-2類)
0 (1 : 80) 2m

第4図 鍛冶工房 (3)



第5図 銀冶炉の分類

豊栄市正尺の立地

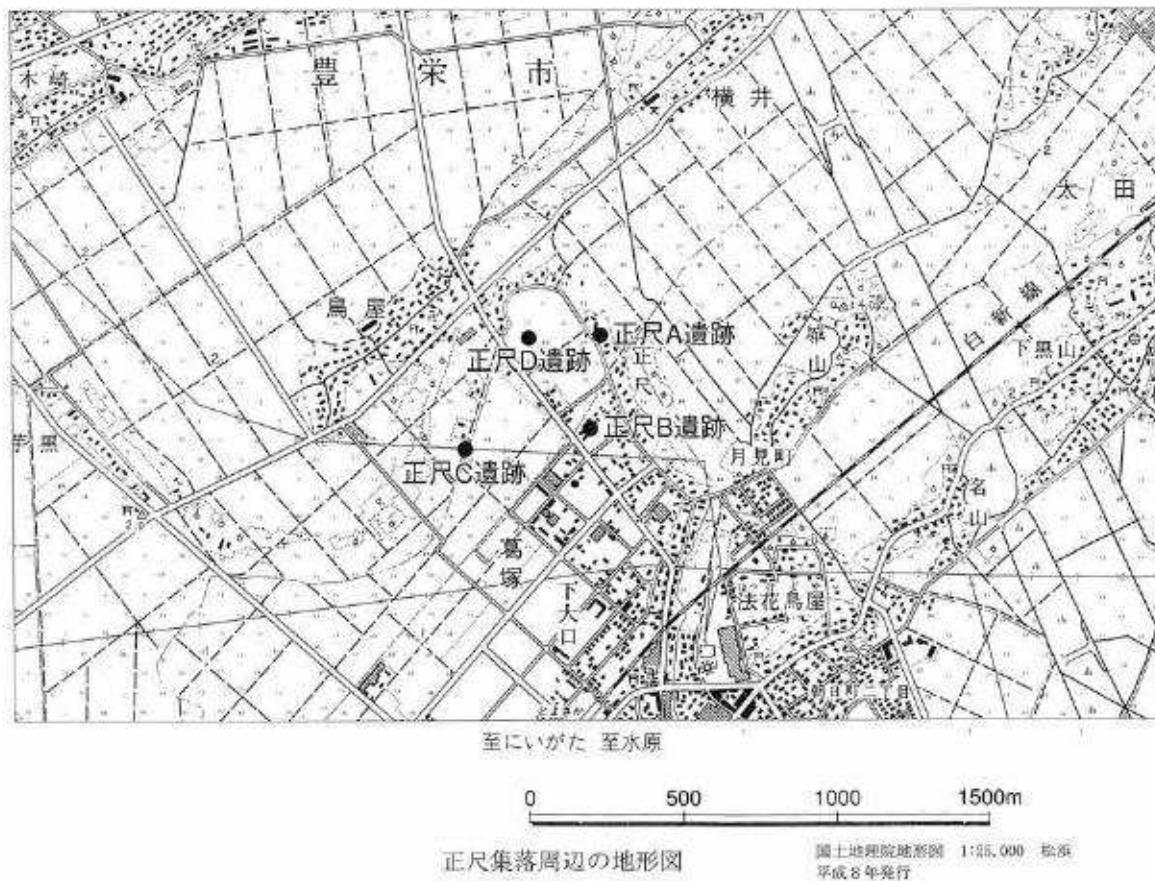
—正尺集落と正尺遺跡から—

松井 智

序文

本稿は、正尺遺跡（正尺遺跡についてはA～Dまで遺跡名が付けられているが、立地場所を考察する上で全て近接遺跡であるため便宜上一括して「正尺遺跡」とした）の立地場所を考察するに当たり、恐らく何がしかの影響を与えたであろう加治川水系や、正尺の立地環境、地質などを文献史料や調査資料を交え検討した。

第1章（A）では、加治川水系の往古の水路復元は砂丘列や自然災害などによって現地形からは複雑なため、紫雲寺湯（塩津湯という名称もあったが、ここでは現在の名称を使用する）の形成、近世の干拓開始から完了に至るまでの経緯等を考察するにとどめた。（B）では正尺遺跡に近く、何らかの形で関連性のある島見前湯や福島湯について、（A）と同様に検討した。第2章（A）では、民俗的に正尺集落の立地場所を検討した。（B）では、近世の洪水史料に見ることの出来る「正尺」から、その立地について考察した。第3章（A）では正尺近辺地域（主に豊栄）の概略的地質について触れることとし、（B）では（財）新潟県埋蔵文化財事業団の発掘調査による資料から考察を加えた。



1. 紫雲寺潟と福島潟

(A) 紫雲寺潟

紫雲寺潟は現在の紫雲寺町・中条町・加治川村の3町村に及ぶ潟湖であり、江戸時代中期まで存在した。はるか昔この地域は海であったが、胎内川・今泉川・加治川などが山から運んできた土砂と、日本海側特有の冬季間の季節風によって運ばれた海砂が堆積し、潟を形成した。正保国絵図には現在の名称である「紫雲寺潟」ではなく「塩津潟」と記載されており、広さは「長一里半余・横一里余」となっている。また「新潟湊よりの着船」とも書かれており、加治川・阿賀野川・信濃川を経て新潟湊への船運が開かれていたことがわかる。この紫雲寺潟であるが、いつからこの名称となったのかは不明である。元禄13(1700)年の岩船蒲原郡絵図(新発田市立図書館蔵)には「塩津潟」と記載されるが、宝永期(1704~11)以降になつて紫雲寺潟が文献に見えるようになる。

さて紫雲寺潟の形成について、史料的に発見し得るものは殆ど存在しない。近世宝暦年間の『紫雲寺潟新田発起覚書』には「夫、紫雲寺潟と申ハ何頃より之名乗、又言伝そや、伝記、書翰にて分明ならず、世俗言伝ふる所、往昔北国に津波来て、民家ハいふにたらす、郷村を平均す引波に、海辺砂山を寄出ス由、当國海辺皆同様たり、谷々水落口失ひ、仍而低所水湛て渺々たり、一円之潟と成候哉」とある[小野ほか1985]。また「温古談話會」の越後地誌風俗全書『温古の葉』の名所舊跡乃部に収録されている「鹽津の湖」と題された約500字足らずのものの内の一部である。

鹽津の湖は上古北越有名の大湖なり後に紫雲寺潟と名く北蒲原郡に属す傳に垂仁天皇五十五年丙戌洪水沿岸に溢れ村落を破壊す其後大同年中再び洪水ありて沿岸の被害莫大なりしが時の国司七流の川筋を掘鑿し悪水を岩船郡に決して海に注入せしむ之を七瀬と云ふ逐次水涸れ植出場となる享保年中信濃國人竹前某なるもの同地に來り開墾を企て拮据經營湖水を堀切川に落し藤塚濱と村松濱の間へ決出せしめ元文元辰年開墾の功成り新發田の城主溝口家将軍家の命を承け検地竿入草高一萬八千五百石と見積り(後略)

これは明治に発行された本であり、民間伝承をどの様な形でどこから採集したのか全く不明の書物である。辛うじて『郷土史概論』に、9世紀後半、清和天皇の貞觀5(862)年に越後地方に大地震が起こり、土地は隆起し、汀線が変動し、真野・道賀・草荷近辺は湖底であったところも隆起し内海が二分したと記している。これは恐らく『日本三代実録』卷第七に「五年六月十七日、戊申越中越後大震山崩谷陥壞民廬舍、圧死者衆。」から引いていると思われ、これを引用したであろう『越佐歴史』には「貞觀五年六月十七日地震甚だしく、山は崩れて谷となり、地は陥りて池を為し、民屋を壊ること算なく、圧死するもの幾千なるを知らず、直江津近海に存せし小島幾個、之がため壞滅せりといふ」とある。寛治6(1092)年夏の越後大津波によって、親不知・海府浦の海岸は崩壊して現状となり、寺泊以北の砂山・古潟・飛山は平均されて海中に没し、古津・金津・大面・長岡・与板・大河津付近の内海は、土砂が沈殿堆積して浅くなり、東潟と呼ばれていた福島潟も、それによって流出口を失い湖状に変化したといわれる[水戸部ほか1978]。この津波による引波のためであろうか、紫雲寺潟周辺から掘り出される樹木や阿房堀開削工事中に発見された樹木はほとんどが東西の方向に倒れ根はほぼ東を向いているようである。『日本災異志』の日本震災凶徴には「八月三日諸国大風伊勢内外神宮殿廊倒洪水海溢損田壠廬民多死」とあり、被害は諸国にまで及んでいたことが推測される。

平成11・12年度に(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団によって日本海沿岸東北自動車道建設に伴う旧紫

雲寺潟下の青田遺跡の発掘調査が行われた。その遺跡は縄文時代晩期末であり、上の土層には平安時代の遺物が確認できる。発掘調査によって紫雲寺潟が形成されたのは9世紀以後であることが明らかになっており、直接的な史料では紫雲寺潟の形成は見出せないが、発掘成果と関係史料『日本三代実録』によつて9世紀後半と推定することが出来る。

ではそれ以降の紫雲寺潟の変遷について史料を交えて概略的に触れておきたい。紫雲寺潟の歴史とは治水・水との戦いと干拓が主だったものとなる。湖岸には農耕や漁獵に従事する四五村程度の村が存在したが、加治川等が氾濫するたびに潟の湖面が上昇、耕地が水没する水害地域であった。この潟は当時周辺地域の水難防止を目的とした遊水池にされていた。潟端の地の開発が進むにつれ、水害を受ける度合いを増した。元禄11(1698)年、こうした水難を防止するために胎内川への放水路を掘削したが高低差の少ない地域であったため、成功しなかった。この潟の開発に着手したのは信州高井郡米子村(長野県須坂市)の竹前小八郎と兄権兵衛である。竹前家は米子村代々の庄屋をつとめ硫黄鉱山を経営する家柄であり、弟小八郎は江戸で煙草問屋を営み、その得意先の松平家への出入の間に紫雲寺潟周辺が開発可能な地であることを知ったものであろう。享保11(1726)年、自費による開発を幕府に請願した。

一、越後国蒲原郡紫雲寺潟水吐堀切之義、六年以前鈴木小右衛門様御代官所之節、潟廻四十五ヶ村一同御願申上、御公儀様御入用を以堀切被為仰付候處、水吐不申、年々御本田へ水入、其御上御損毛有之、下御百姓難儀仕候此度私入用を以、先年堀切之場所再堀仕、御公儀御物入之儀者不及申上、御百姓中難儀不被成候様ニ再堀普請仕、潟廻御本田へ水入無御座様仕、干方之場所大積五千石程御新田開発仕、御竿請御定法之通り御上納可仕候、私に被為仰付被下置候様奉願上候
(後略) [関ほか1986]

ここでは、「6年前に潟回り45か村一同がお願い申し上げ、公費で落堀を掘削したが、排水が上手くいかず御上も百姓も難儀している。この度は自費で先年の場所を再掘し、御上も百姓も難儀しないよう工事をする。潟回りの本田には水が入らないようにし、干上がった場所約5,000石を新田として開発し、検地を請けて御定法の通りに年貢上納するのでどうか私に開発工事を仰付けください」としている。享保12(1727)年10月に開発許可がおりた。

竹前兄弟は米子村の田畠山林を質入れし開発資金を調達、さらに江戸の町人会津屋佐左衛門の参加を得て、享保13年越後に赴き、竹前兄弟は柏崎の町人で新田開発を手がけていた宮川四郎兵衛の協力も得て、同年7月工事を着工した。当初小八郎のみが現地で開発を指揮したが享保14年他界したため、兄権兵衛が後をついだ。権兵衛は妻子を信州から越後の地により、紫雲寺潟開発に専念した。916両余の資金を投入しても工事は完工せず、資金不足で工事推進は困難となった。こうした折幕府は勘定所吟味役で治水家の井沢弥惣兵衛為永を現地に派遣、竹前家中心の工事推進をあやぶんだ幕府は潟水面と開発地を没収し、幕府が中心となって工事を続行した。その際、竹前家に500町歩を無地代で払い下げ、残り1,500町歩の開発者を再募集、新発田町の町人を主とした17人を選び干拓工事にあたらせた。

井沢弥惣兵衛の指導する工法は当時紀州流(近世前期の干拓法は関東流と呼ばれ、出水の際の遊水池を計画的に設置して水害の拡大を極力防止するものであった)とよび、従来の遊水池を残す開発から転換し、河川の堤を高くして、積極的に溢れる水を防止し、耕地拡大をはかるとするものであった。潟への加治川から流入する水を境川に堤防を築いて締め切り、潟から落堀を掘って日本海に放水し潟の干拓をはかつた。新発田藩では潟への加治川からの流入がせき止められることで遊水池がなくなり周辺村の水害が増大することを恐れ、その工法に反対した。

開発者（新発田組大庄屋等）は加治川の増水分を阿賀野川を経て日本海に放流する開削工事の実施を約束、新発田藩の積極的な協力を得、新潟町民の反対をおさえて松ヶ崎（新潟市）に排水路を開削。享保15（1730）年10月完工させた。この松ヶ崎堀割は享保16年春の融雪時の洪水で両岸が決壊し、一挙に幅が50間に広がり、阿賀野川が日本海に直流した。当時の技術では、復旧させることは不可能だったのである【田中・中村1998】。

阿賀野川が松ヶ崎の地で日本海へ直流することで北蒲原地域の水位は急速に低下し、紫雲寺潟干拓工事も一気に進展した。享保18年干拓工事は終了した。元文元（1736）年6月検地高入れが行われ、紫雲寺郷四二村新田総高16,858石余、1,930町歩の新開地が誕生したのである。

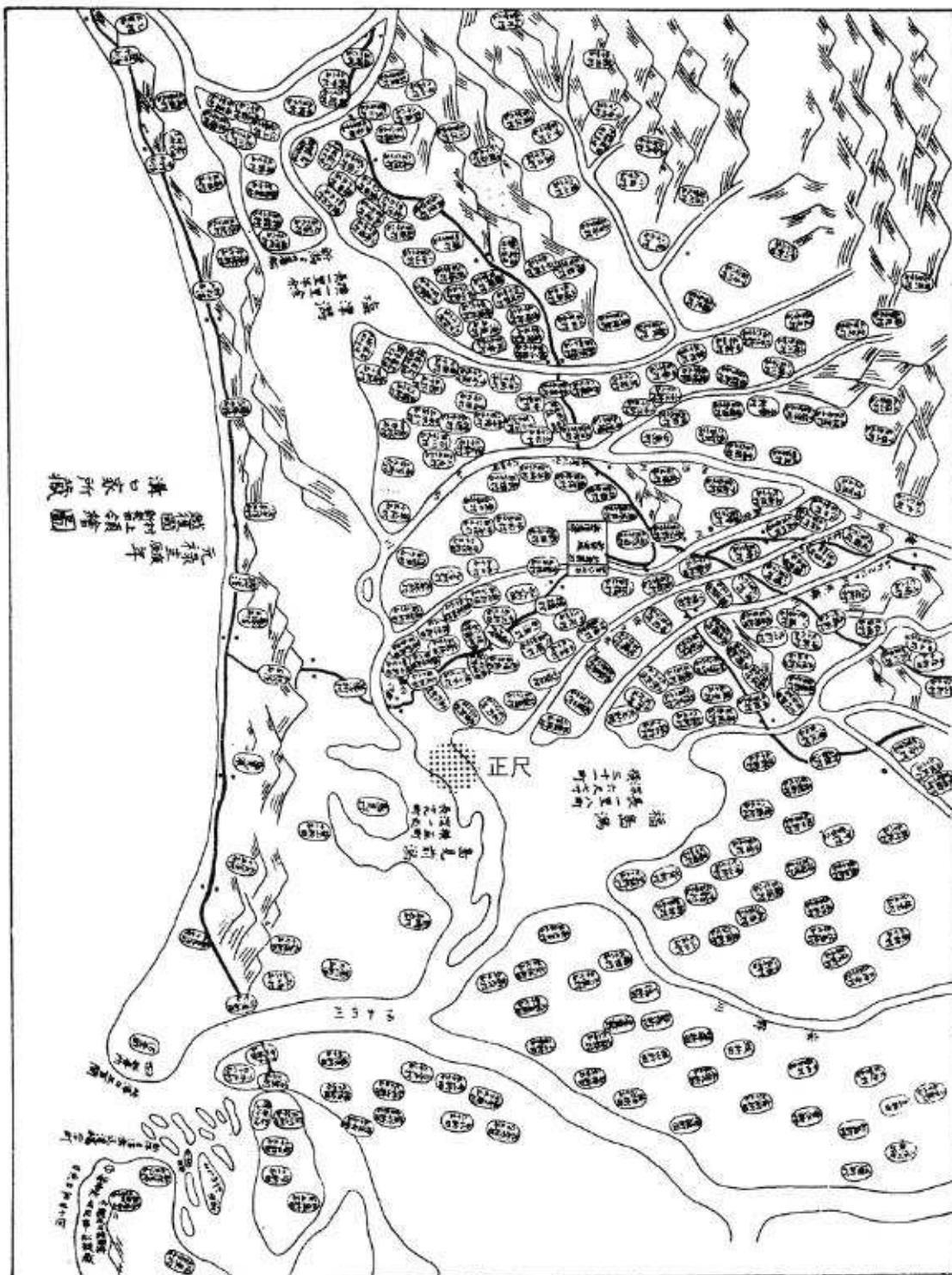
（B）福島潟と島見前潟

福島潟は現在の豊栄市域の大部分を占めていた潟湖である。かつては北の島見前潟とつながり、越の海とよばれる大きさをもっていた。しかし紫雲寺潟と同様その形成は不明であり、またあれだけの面積がありながら沿革・記述が残っていないという、非常に残念な潟である。しかし第1章（A）で触れたが、紫雲寺潟の形成が地震や津波などの自然災害によるものであるとすれば、紫雲寺潟と同じく加治川水系の流入する福島潟も同様に形成されたとみても問題はないと考えられる。さて正保国絵図に「福島潟横三一町・長一里八丁半深六尺七寸、島見前潟横五町・長一九町・深一丈」とあり、内陸部から安野川・本田川・米倉川・佐々木川などの河川が流入。両潟の水は一本の太い川で阿賀野川へ排水されている。宝暦期（1751～64）に福島潟を一部干拓した頸城郡鉢崎村（現柏崎市）の山本丈右衛門の「干拓経過上申書」には、貞享年中（1684～88）は「潟内水面五千八百町歩」も存在していた。福島潟の水は唯一の排水路である新井郷川を通じて阿賀野川に流出していたが、高低差があまりなく、阿賀野川が氾濫すれば逆流によって潟面が上昇する常襲的な水害地帯であった。そんな状況にあって、潟畔農家は船を所持して水上交通に利用するとともに、魚や鳥、あるいは菱・蓮根などを採取、また潟岸の草生地は入会耕場として福島潟を利用していたのである。

福島潟干拓の最初は、第1章（A）で触れたように紫雲寺潟の干拓に伴って行われた享保15（1730）年の阿賀野川松ヶ崎放水路の開削によってであった。これ以前にも新発田町近辺、真木山麓、阿賀野川右岸などに点在していた村から潟に向かって徐々に切添え的な開発が進められてはいたが、微々たるものであつた。松ヶ崎放水路の開削、さらに翌年の洪水によって両岸がえぐられたため放水路が当初の予定より大幅に拡幅されたことで、阿賀野川の水が大量に日本海に排水されるようになり、福島潟の水も大幅に減少し、干拓も一気に進んだ。「干拓経過上申書」には、これによって「草生水面共ニ只今千町歩程」にまでなったと記されている。福島潟の面積は貞享年中の約3分の1に縮小したことになる。紫雲寺潟の潟面よりも4mも低かった福島潟では、開発事業は困難を極め特に排水工事に難波した。主要工事としては、最も低い福島潟へ流入する太田川（旧佐々木川）の流末を宝暦10～11（1760～61）年に新発田川へ瀬替えし、新発田川の下流を宝暦10年と文化4（1807）年の2回にわたって内陸砂丘を掘り削って、砂丘の外側へ瀬替えし、新井郷川の下流へ流した。一方、唯一の排水河川である濁川を掘削し、阿賀野川へ注ぐ河口を数回にわたって阿賀野川の下流へ付け替え、排水の便を図った。さらに南東部から福島潟へ流入する駒林川を、濁川を延長掘削した新井郷川上流へ瀬替えさせ、ようやく文化8（1811）年の島見前潟の浚渫排水工事を最後に、開発・干拓事業を終わった【金子1981】。これによって島見前潟は完全に干拓されたのである。享保までの新田開発は新発田藩を中心として進められた。下興野新田全村99町歩が筆頭家老溝口内匠に与え

られたように、藩士の役割が大きかった。それとともに領内の有力富豪の資金力も導入され、のちに千町歩地主となる白勢長兵衛家は、土地亀新田において約50町歩を開発して新田地主となっている。しかし福島潟周辺には依然として広大な未開発地が残されていた。

宝暦年間に新田開発を始めたのは、鉢崎村の山本丈右衛門である。丈右衛門は寛保2年（1742）以来、福島潟を「御上様之御新田可相成御場所」とあると主張して、幕府に開発を願っていた。「開発願書」には



元禄13年 越後国村上新発田領絵図
(聖籠町史編さん委員会編 1978『聖籠町誌』(増補版) 聖籠町公民館より転載、一部加筆)

一、越後国蒲原郡福島潟之儀、貞享年中御検知之節、潟内水面五千八百町歩有之、國中之大潟ニテ、御料所之御地面ニ相違無御座候、私儀越後國出生仕、年来及承罷在候、然處享保十五戊午同國紫雲寺潟御新田開発被仰付候、蒲原郡為悪水落し阿賀野川ト申大川、松ヶ崎ト申突当り之砂山新規ニ堀割被仰付、直ニ海え堀落候ニ付、蒲原郡之内御料・御私領共ニ悪水落宜敷相成、福島潟水面自然ト引落、干形多相附、近辺之村々ヨリ段々新田開発仕、大方御私領之新田罷成、相殘候潟之分、草生水面共ニ只今式千町歩程ニ罷成候、抑御上様之御新田可相成御場所御捨被置候附、莫大之御新田所御私領之地面ニ罷成、殘念ニ奉存候

(後略) [小林ほか1980]

しかし、後略の部分に関連記述があるが、紫雲寺潟の領有権をめぐって幕府に押しきられた新発田藩が、福島潟の領有権を主張したため吟味は長期化した。そして一度は新発田藩の主張が認められ、開発願は退けられたが、丈右衛門の再度の開発願によって、幕府は宝暦4(1754)年新発田藩より福島潟地先の33ヶ村を上知させ、翌年丈右衛門に開発を許可したのである。幕府は新たに新田となるであろう土地を507町歩と見積り、このうち204町歩は潟周辺村落の入会耕場であることから周辺村落へ開発を命じ、残り303町歩の水面および草生地の開発を丈右衛門に命じた。この時期の開発は、村請開発と町人請負開発の2本立てで進められた。丈右衛門による開発は、宝暦6年に着手されたが、資金的な問題と(幕府から3,000両押借)、工事の難しさからあまり堆積せず、89町歩余を開発したところで明和9(1772)年に丈右衛門が没して終る。その時4,700両余の負債があったという。

丈右衛門没後、請負を希望する者が続出したが、安永3(1774)年に岩船郡紀伊国新田(現荒川町)の久左衛門に開発権が与えられた。しかし久左衛門の開発もあまり進捗せず安永8年病没し、開発権はその後天明4(1784)年に幕府領水原町(現北蒲原郡水原町)の万五郎へ移る。この間新発田藩では旧領返還運動を展開し、幕府は干拓が進展しないこともあり、安永6年に潟面を残して旧新発田藩領の村一部を返し、さらに天明6年には福島潟面をも新発田藩に返還する。新発田藩ではそれを新発田組大庄屋郡藏・川北組大庄屋嘉次右衛門に請負わせる。その3年後の寛政元(1789)年、幕府は再び福島潟面・新田を上知し、翌2年に水原代官領の大地主市島徳次郎など13人に開発を命じた。これを「十三人請」という。寛政から文化期(1804~18)にかけて市島新田など13の新田が開発される。その合計反別は文化元年に313町歩余であった。なおここで注目されるのは、これらの新田には人家がなかったことである。これらの新田は市島ら豪農層によって開発され、その所有に属し、近郷農民の出作りによって耕作されたため「人家なき村」になったのである[武田ほか1970]。

この間にも新発田藩による旧領返還運動は続けられ、文政6(1823)年福島潟近郷8,800石を幕府が新発田藩に預ける形で決着する。以後再び新発田藩の主導で開発が進められたのである。これに対して「十三人衆」は新発田藩の方法を批判して、水原代官所による直轄化を願ったが叶わず、天保6(1835)年には福島潟水面・新田共1,122町歩が13,875両余で、「十三人衆」から新発田町白勢瀬兵衛名義で新発田藩に譲渡される。譲渡地はさらに福島潟周辺村落に譲渡される予定だったが、資金的な問題からすぐには行われず、嘉永期(1848~54)に村々に譲渡され、以後の開発は村々に託されたのである。つまり幕府あるいは新発田藩の力をもってしても福島潟を全面的に干拓することができなかつたことを示しているのである。

その後、大正2(1913)年に加治川分水路が、同14年には新井郷川を阿賀野川から分離して直接日本海へ流す工事が完成した。また、昭和36(1961)年には新井郷川に動力排水機場が設置された結果、福島潟はわずか面積1.7平方kmの遊水池となり、現在豊栄周辺で見ることのできる乾田の景観が展開した。

2. 「正尺」の立地

(A) 民俗的にみる「正尺」

JR豊栄駅を降り、左手に向かいサティ方面に行くと二つ目の信号のある葛塚の十字路にたどり着く。その十字路の脇に堂が設けられ、日蓮宗関係の石碑二つと観世音菩薩1体が祀られていることに気付く。その十字路を踏切（北西）方面に曲がり若干高堤となっている線路を越えた所にも踏切地蔵が祀られている。その道を道なりに行き「城山」の矢印標識のあるところを入っていくと下大口町に入る。下大口町と月見町の分岐点に地蔵堂が設けられ3体の地蔵が祀られている。この分岐点から北北西方面に向かうと正尺の集落となる。道の右手には古い建物や家、木の生えた空き地等が続き、奥には一段低い水路と田が広がっている。左手には新興住宅地並の家々が連なり、埋め立てであろうかこの辺りでは見られないような新しい土で右手の地盤より高く盛られている感じがする。昭和40年代に埋め立てられたのは恐らくこの近辺と想像がつく。暫く行くと家並の途切れる場所がある。しかし正尺はここで途切れず横井集落の手前の北北東から西南西に鳥屋集落近辺まで集落として存在している所まで続いている。狭い道を北方向に進むと集落に入るが、入った所に正尺集落の地蔵堂があり、2体の地蔵が祀られていた。今回着目したのはこの地蔵である。

正尺の領域、入り口について触れるが、その前に一般的な領域・入り口について民俗的に述べておきたい。近畿地方の集落でしばしば見られるのが勧請縄である。道路が集落に入る地点に、祈祷の文章を書いた勧請板を中心吊り下げた注連縄を、道の両側に木や竹を建てて張るものである。集落に入るためにはこの勧請縄の下を通らなければならないのであるが、集落に災いをもたらす危険なものは祈祷文の呪力によって侵入を阻止され、集落の内側は平和で安全な空間になる。ところによっては、勧進板はなく、注連縄のみの場合もあるし、またその縄を太くして、大蛇の形にするところもあり、その縄をジャ（蛇）とかジャヅナ（蛇網）とよぶ。古くはこのような恐しい姿をしたものを見たものを設定し、その呪力で災いの侵入を阻止しようとしたのであるが、後に仏教寺院の影響下に入って祈祷文を記した勧進板を吊るす縄に変わったものと思われる。このような集落の入口に呪物を設定して集落を守ろうとする行事を道切り行事というが、勧進縄はその典型であり、全国各地でさまざまな形式で行われている。巨大な靈の存在を外に示し、侵入者に対し恐怖の念をいだかせようとするものである。また集落の内と外を区分するもう一つの標識は道祖神とか地蔵である。道路が集落部分に入ろうとする地点に道祖神と書いた石や神像を彫った石が立っているのを中部地方や関東地方ではよく見かける。そして近畿地方などでは同様の地点にしばしば地蔵が立っている。現在は地蔵が祀られている近畿地方の集落でも、古い村絵図や検地帳には道祖神の存在を示す記載があり、古くは道祖神であったものが地蔵に変わったことが知られる。この道祖神は「サイノカミ」とか「サエノカミ」とよばれるのが一般的であるが、この「サイ」は「境」の「サイ」であり、「さえぎる」の「サエ」であろう。道祖神は集落の入口で、内外の区別を明確にし、邪悪な靈の外からの侵入を阻止する神なのである。道切り行事に勧請される神仏と道祖神は同じ性格のものといえる〔福田・宮田1983〕。

以上を踏まえれば、地蔵は集落の道切り、つまり境を指していることがわかる。近現代における交通形態の変化、モータリゼーションによって各地に道路が新造、延長、拡幅され交通の障害となるような道標・常夜灯・地蔵は時として撤去・移築の憂き目にあう。しかし在ではそれほどの影響を受けず、逆に在の歴史・伝統・团结によって今もなおほとんど位置が移動せずに祀られていることが多い。北東側の正尺集落内を南東から北西に通る道路について見ると、大正年間の地図にも確認が出来る。拡幅があったとしても

さほどの影響を受けなかったものと推定出来る。地蔵の祀られているのは道路の北東側、近世以降に家屋の建てられた側に存在する。南西側は昭和40年代に埋め立てられて宅地化した土地であることを考えれば例え拡幅したとしても南西側と考えるのが妥当であろう。つまり地蔵にはそれほどの影響はなかったものと考えられる。これらから正尺の道切り・境が見えてくる。南は下大口との境、北は横井との境であろう。正尺は鳥屋遺跡の南側まで延びているが、地蔵は存在しない。恐らく地蔵を像立した頃にはまだ人家が存在しなかったのであろうし、また隣接集落に抜けるための主要道が存在しなかったこともその理由であろう。

そもそも日本における地蔵等の伝来は古く奈良時代まで遡るが、平安時代の末法思想頃からの地獄思想の発展によって地蔵信仰は民間で広まってくる。近世になると延命地蔵・片目地蔵・首無し地蔵・笠地蔵など、無数の現世利益的身代わり地蔵が創出されるようになり、地蔵信仰は広範になり一般に浸透した。

正尺・下大口の地蔵の祭祀年号は地蔵台座や蓮弁・背中に刻まれておらず、はっきりしない。葛塚の交差点の石碑並びに觀世音菩薩については、中央の「日蓮五百五十遠忌」のが「天保二（1831）年七月二八日」、左の觀世音菩薩像は年数字が欠損しているが「文化十口丙子年十七日講中（文化年間で丙子の年は十三年の1816年）」、右のについては年号二つ目の文字が欠損しており不明であるが、「延口四（延宝なら1676、延享なら1747）年五月日」と刻まれており、松ヶ崎放水路の開削が享保15（1730）年、正尺浦が検地されたのが宝曆6（1756）年を考慮すれば、右の日蓮宗関係石碑は延享4（1747）年である可能性が高いとともに、町場形成が早期に成されたことが伺える。以上を踏まえれば、正尺・下大口の地蔵もその頃以降に祭祀された可能性は否定出来ない。現在の地蔵の形式からさほど古いものではないことは推測出来るが、地蔵祭祀と民俗的事例としての道切りの行事から考察すれば以前祭祀の地蔵の場所に再び地蔵を祭祀した可能性がある。

正尺A・B遺跡はちょうど道切りによって境界づけられた正尺集落の中に存在する。DはAに近接しているので範囲内と見られるであろう。Cは少々西に離れているため地蔵による集落の道切りの中には入らないが、全遺跡は第3章にも関係するが、河川による自然堤防上に位置していることには間違いはない。そういう意味で近世の集落形成と古墳時代前期の遺跡が重複することは、当時の地形の差異がそれほど乖離していなかったことにつながるのであるし、また阿賀野川以北の地域を考える上で砂丘堤防上・自然堤防上・微高地などは重要であることを示唆している一例でもある。今現在でもなおそういった地域に住宅が多く、集落を形成しているのが多々見られる。しかし近世になって福島潟の範囲減少・島見前潟の干拓後にこの地が開けたことを考えれば、遺跡が存在していた時代と約1,400年もの間があいていることになる。この1,400年間に気候の変化・天変地異・自然災害などが幾度と無く繰り返されてきたことは想像に難くない。紫雲寺潟や福島潟・島見前潟の形成は第1章で触れたようにそれらによってなされたものであろう。集落の維持を断念せざるを得ない一事情がそこには存在したはずである。新潟県の場合、特に信濃川・阿賀野川の二大河川による沖積平野であることを勘案すれば今現在人が住していない場所（低地）にも遺跡は存在する可能性がある。

（B）史料的に見る「正尺」

史料として正尺の地名を初見することが正尺集落の始まりと考察してもそれほどの問題点はないが、遺跡として正尺を考える上では史料初見には大いなる誤謬を生じることは至極当然である。しかし史料に表されることによってその地域がどのような場所であったのかを推察・判断することは可能であろう。

葛塚は新潟砂丘列には属さず、河川による自然堤防上に立地している。近世になって開発によって人が住むようになったようであるが、確かに豊栄市では中世以前に遡る史料は殆ど見ることが出来ない。律令制では越後国沼垂郡に属していたと推測されるが、「和名抄」に見ることの出来る郷名の比定については不明である。また文永2(1265)年の大見政家譲状(大見水原文書)の「水原条西黒河・舟原境事」の中に「西限菅淵、河下飯野次柳」なる記載がある。これが指し示すのは山飯野村・里飯野村と推察される〔関ほか1986〕。

正尺の存在する豊栄であるが、中世以前に成立の確認できる村落は、六つ程しかない。内島見は北陸征夷時代、横江(現在の横井)は不詳、高森は伝持統天皇9年、飯野(現在の里飯野)は鎌倉時代初期、山飯野・長戸呂は室町時代末期である。史料的客觀性においてはその創村年歴には疑問を差し挟む余地はあるが、その内高森村・里飯野村・山飯野村・長戸呂村は阿賀野川自然堤防上に存在しており、実質豊栄を含む近郷の創村は近世になってからである。慶長3(1598)年に溝口氏が新発田に入国、その後元禄年間(1688~1703)までに新発田藩支配では400ヶ村以上、豊栄市内では享保年間(1716~1735)までに17ヶ村が創村された。これは大半が大河湖沼の開発によるものに他ならない。「正尺」も多聞に漏れず、葛塚新田として享保19(1734)年に成立、元文2年(1737)新発田藩による改村名では下興野新田として字3ヶ村(葛塚・正尺・樋ノ内)をもって創村されたのである。しかしながら、こここの村民は自作農民(本百姓)ではなかった。「宝曆六年譲り渡シ申田畠居敷証文」には「下興野新田一円之場所溝口内匠様先規御抱地」とあり、成立当時新発田藩家老溝口内匠の所領であり〔武田ほか1970〕、全農民が又小作だった。宝曆4(1754)年に幕府領となり、宝曆六年下興野新田の庄屋遠藤七郎左衛門が水原代官の援助を得、新発田町商人中村藤藏から800両を借用、溝口内匠に600両を支払い、村民の所持とした。その後遠藤は六斎市の開市に成功、この周辺は下興野新田を中心に発展し、水運の便利な新井郷川沿いに移っていくのである。そもそも正尺という地名は検地に由来する。そういった意味でも葛塚は近世成立が伺える。葛塚成立の「覚」の史料によれば、

(前略)

一、渴近所ニ葛塚ト申所元來人家無之内ニ候、何頃ヨリ家居出来候テ當時何軒程有之候哉ト御尋御座候

葛塚と申處元來人家中方ニテ芦・萱・真蘿生之場所ニ哉御座候處、享保十五年ヨリ草生悪敷場所年々口細ニ開発仕候、当分ハ近所何方ヨリ通イ作ニ仕候ヘ共、七年以前ヨリ作人家等作り、只今ハ作人家數七拾軒程造り申、右之外當分作場小屋等所々ニ造置申候

(後略)〔伊藤ほか1990〕

とある。ここでは「葛塚は芦や萱や真蘿の生える場所であり、人や家は内の方にあった。享保15(1730)年から草などが生えているところを僅かながら開発しており、近所から通って営んでいたが、享保7年以前から家小屋などを作り、元文3(1738)年頃には家数が70軒ほど存在し、他に作場小屋を所々に造っていた」とある。

実際正保国絵図には福島湯・島見前渴は記載されているが、現在の葛塚近辺には何も描かれておらず、村・集落としては存在していなかったことが伺える。恐らく、河川氾濫によってその都度水の浸る様な場所には積極的に住まうことはせず、比較的高い土地に生活し、何らかの用事を果たす場所としてしか利用価値はなかったと思われる。第1章にあるように新発田藩の施策もあり、福島湯の渴端近辺の開発により、人が住まうようになったのである。

さて、近世文書に現れる正尺について見ていく。近世末期の安政4（1857）年5月に大友興野付近で新発田川と新太田川の水が合わさって堤防が決壊し洪水が発生、約一ヶ月間水防に専念した。その当時の「下興野新田水害用留傳」〔伊藤ほか1990〕には、

乍恐以口上書奉申上候

上郷より押懸水之様子見受ニ遭候処、新ハた川筋之内太夫興野地内切所ニおよび、新ハた川、新太田川水勢と今笠柳切所吐出水と一同ニ相成、当村防所正尺裏へ突懸候間、右切所水戸留不仕候而は追々水富相増候処、わづかの吐場所ニ而ハ折角防留候當村水底ニ相成、数百軒之人家床上りいたし候外無之趣百姓共相歎 許ひ防留候ても払切も不致、数日水落不申候てハ、通し水之ため稻草水冠も同様、迷惑至極ニ奉存候、何卒早々水戸留払切之義、御手厚御本領へ御懸合被成下度奉願上候、右は追々危難場出來候ニ付此段急奉申上候、已上

下興野新田

閏五月十六日

庄屋七郎左衛門

御代官中様

と記されている。下興野新田（葛塚・正尺・樋ノ内）の防所であった正尺の裏へ突然水が打ち寄せたとしている。下興野新田の防所が正尺であったことには周辺地域が低湿地であったことが理由として挙げられる。松ヶ崎放水路完成以後、島見前潟・福島潟の干拓が進んだことは前述の通りであるが、それでもなお水害は完全には防ぐことは出来なかった。そのため、耕地を水害から守るための土居（堤防）が造られたのである。前述の庄屋遠藤七郎左衛門が築いたといわれ、「中大川土居」と呼ばれており、宝曆6（1756）年の検地帳に記載されている。旧大口川・旧新井郷川や旧大川など、葛塚周辺を流れていた河川からの水害を防ぐため、正尺・葛塚を囲むようにして耕地周辺の曲堤を築造したのである〔現地解説板より〕。この安政4（1857）年の水害は北東方向から松影近辺を通り砂丘間低地を沿うような形で正尺の北東側に流れてきたのである。この時の水防作業などが史料として見られるが、正尺の立地を考察する上で「正尺」の名前が散見出来る史料を抜粋した〔伊藤ほか1990〕。

一、鶴見辺水見帰る、未一番割切れ不申候得共、とても防方出来不申候よし、七郎左衛門重立之者
正尺うら通人足ニ面、木なとしけり往來相成兼候場所きらせ、道ヲひらき通路ヲよろしくいたす
(後略)

ここで言う「正尺うら通り」とは正尺の裏通りか浦通りかははっきりしないが、後の史料に「正尺浜往来」という文言が記載されているので、恐らく裏通りを水防のため草木等を刈り払い通行しやすいようにしたことを表していると思われる。

一、正尺浜往来と正尺裏手ニ面防留候得共、中大川下大川の防ニ相成不申ニ付、鳥屋と申合防候積之処、八郎右衛門開切れ其外所々切れ、とても防留相成不申候、内嶋見之もの番方なしに引取候趣とや次郎助申聞候間、往来防ハ見合、正尺一円裏手より防候積之事 (後略)

浜往来と裏手でもって水防のつもりがあたわず、一円裏手で対処するということを述べている。ここで言う裏手とは当時集落の存在した正尺北東側（第2章（A）で町切りされた範囲）の裏手（北東側）である。近世末期に正尺に越してきたと言われる常木氏（日本海沿岸東北自動車道建設に伴い発掘された正尺A遺跡の近接）の家構えからしても裏手は北東側である。ただ一円とすると、正尺地内として家屋があり存在していなかったであろう鳥屋近辺では、鳥屋との境の自然堤防・微高地に築造されたであろう中大川土居の外側、つまり大川を裏手としていたと思われる。

一、見る内ニ水相増、ハツ半時頃ハ正尺うら堤式尺位さへ出不申候事

この「正尺うら堤」が恐らく遠藤七郎左衛門の築堤した「中大川土居」であろう。当時どれ位の高さがあったのか現地形から復元できず、不明であるが堤が水面より約60cmしか出ていないということを示している。現正尺の北東側田圃の手前に水路が存在しており、その水路の田圃側に現状では人が歩くことが辛うじて可能な土盛りが存在しているが、それを伝って北北西方面に向かうと、第2章（A）で触れた正尺の地蔵の方向に向かう。しかし途中に田面よりは明らかに高い、木の生えた場所があり、非常に小さな祠が祀られている。日本の場合、祠を祀る場所は集落の外れが多い。そして大概は他よりは地面の高い所に見られる。正尺のこの祠の由来はよく分からぬが、その存在場所を考慮すれば第2章（A）の補強資料とも成り得るし、可能性としては「中大川土居」跡も否定出来ない。

一、十六日ハツ時頃、追々水増候間、所々手宛申付候處、中大川正尺七百間之場所防所ニ相成人数行足不申当感いたし候事

中大川正尺の700間（約1.3km）の場所は防所であるが、人数が足りなく困っていることを記している。

一、上大口正尺之ものなど床かき候趣ニ付、決て切所ニ不相成候間、床上りなど之支度いたし不申、防方ニ専らかかり候様申触候事

上大口や正尺の人達に、堤は決壊しないので水が上がってきた時の準備をする前に防方に専念せよと触れたことを記している。

一、正尺ハ家々ニ而其もの之屋敷堤ヲかため、難場ハ最寄より差添人足ヲ付候事、尤ニ男三男伴など差出し候事、上中下大川へ三ヶ所小屋かけいたし、在方百姓人足井町方賃人足ニ而固メさせ候事

正尺の屋敷堤を固め、困難な場所には人足を送るが、次男か三男などを差し出すようにとしている。屋敷堤とは何を示すのか、現在の正尺の裏手から調べてみたがそれらしきものは見出すことは出来なかつた。屋敷毎に堤が設定されていたのであろうか。それにしても家督を継ぐであろう長男は大切にされたのである。

一、昨夜より今日終日雨故、又々加治川出水いたし可申趣ニ相聞、左候得ばもはや人足才番とも疲れ居、堤ハ水ニ而弱らかく相成候處、此上出水ニ相成候而ハ、危難場ニ而ハ防方相成兼候間、七郎左衛門昼後中大川、下大川、正尺うらとも見廻り候處、中大川橋場之辺堤手弱く、其上西風ニ而波あらく打付かけ崩候様ニ付、小屋小屋人足呼集杭木土俵等ハ備置候分ニ而、堤左右ヘ杭ヲ付、竹しはりをかけ、土俵ヲ重ニかけ、波あらく打付候處ハ刈よし土俵ヲ張わたし相防候事

雨のため加治川出水、人々は疲れ堤も水で軟弱になってしまったが、更に出水されては防ぎようがないので巡回し、軟弱な堤を補強している。当時の堤の補強工事手法が伺える。

上記の他にも「正尺」の記載のある史料は散見出来るが、関連性が薄いため割愛した。以上、洪水時の水防関連史料から正尺を見てきたが、この地域はいつも水害に脅かされてきた場所であり、干拓によって耕地の拡大が計られたが、逆に低湿地であったが故に水防に腐心しなければならなかつたのである。人々は水害被害の少ない微高地等に家屋を構え、いつ来るか分からぬ自然の驚異に恐れながら圍堤を築き、堤内の低湿地開発、町場の水防としてきたのである。ちょうど正尺はそんな微高地・自然堤防の場所であり、その役割を果たしてきた場所でもあったのである。昭和41（1966）年の七・一七水害（いわゆる羽越水害）の時、中大口・下大口・本町通りなどの微高地は冠水を免れた、あるいは比較的被害の少ない冠水であったことを思い起こせば、正尺集落、正尺遺跡がどのような場所に立地していたかが想像されよう。おわり

に安政4（1857）年の水害史料から読みとれる、葛塚近辺の土壤に触れる。

一、六月十九日、松影水戸留之場所、新太田川出水ニ而危き趣相聞候間、用水組一同罷越し見分いたし候処、追々水も引落候様子ニ付番方も引上ケ候事、尤佐々木へ懸合水戸留之場所破損いたし候間、本普請いたし候様引会候処、追々御出役御出ニ付普請取懸之趣、要ハ申聞候事、其外堤通手薄く候間、是ハ用水組手ニ而益後手すき次第上置腹付いたし可申と申合候事右之節城山松影辺田畠見受候処、稻草一向いたミ不申、六七分之作ニ相成候様子、且松影などハ木綿、きふり、なす、豆、かほちや其外野菜様之もの一向いたミ不申、水ニ逢候様子無之候事、是ハ加治川水ハ冷ややかにて、同所などハ砂地故しめり薄く、且水後天氣ニ而早く乾き候間、かれ不申事と相見ひ候事、真土の処ハ嘉山など木綿ハ不及申、野菜不残すたりニ相成候事真土ハかんきおそらく湿気強く候間、枯れ損し候事と相見ひ候事、稲も真土之場所ハ赤く相成、皆無同様ニ相成候事

城山・松影周辺の田畠は稻草など痛まず、松影に至っては木綿、胡瓜、茄子、豆、南瓜や他の野菜も一切傷んでなく、水害にあつたようにみえなかった。加治川の水が低温であったためと、周辺が砂質で水が抜けやすかったことが要因である。それに対して嘉山などの土の所は木綿・野菜は腐ってしまった。湿気が多かったことが原因であるとしている。これは、城山・松影が河川流出の砂や季節風などによる砂丘などの土壤であった場所であり、この史料からも葛塚周辺を読みとることが出来る。

さて蛇足ではあるが、近現代の史料から正尺の地名を珍しいところから拾うことが出来る。明治34（1901）年7月の「改正川筋運賃表」である。抜粋すれば「○葛塚川筋 潟川、新井崎、名目所 右金武銭五厘 兄弟堀、松崎 右金武銭六厘 新井郷、大瀬柳、土地龟、葛塚町、嘉山、正尺、大口、須戸、早通り 右金武銭九厘」とある〔武田ほか1970〕。これらの地名は舟付場であり、船が行き来していたことを表している。しかしこの頃の正尺・大口近辺には船が行き交うほどの大川は存在していない。旧新井郷川ですら瀬替えされている。葛塚の舟付場は今現在でも確認できるが、正尺の遺跡に発掘にこられていた作業員さん達に尋ねてみても正尺の舟付場はあり得ないのではないか、ということであった。正尺・大口近辺の川とすれば大口川であるが、これも無くなっている。とすれば町浦川ではないかと思われるが、再び現地調査しなければならない。

3. 地形と発掘調査

（A）地形の概要と地形区分

信濃川、阿賀野川両大河により生成された新潟平野は日本海に沿って、南北におよそ100km、東西に10～25kmの広さをもつ、面積2,070平方kmを占める関東平野につぐ本州第二の大平野である。新潟平野は、日本海平野群と同様約1万年前はその全域が沖積世の海によっておおわれていたもので、わずかに弥彦・角田山が見えていた程度である。沿岸流によって運搬された土砂は波浪により堆積が始まり角田山北端に砂嘴が形成されるようになる。砂嘴は成長して砂州となり平野前線を閉塞したため広大な湖沼群が出現した。このように新潟平野は平野の出口を砂州の形成できぎられて発達してきた、いわゆる潟湖充填平野で、信濃川等の流入河川で運搬、堆積された土砂が被覆しており、現在に至ってもまだ盆地状の低湿地を残している。つまりこの地域は砂丘地を除けば大半が標高5m以下の低湿地で泥炭地が多く、いたるところに堆積の変遷を示す旧河道の氾濫原、蛇行跡、島畑、自然堤防等が見られる。

新潟平野は日本の代表的な穀倉地帯である。このように全域にわたって水田が開発されたのは藩政時代以来の低湿地克服のための排水と新田開発による。

信濃川の河川勾配は長岡から下流にかけて僅か4,000分の1の標高差であり、傾斜が極めて緩やかである。また、標高5m線は、信濃川河口から直線距離で28kmも内陸にあり、庄内平野の最上川が河口から9km、富山平野が海岸線から7.5km等に比べれば、その低平性は著しい。さらに新潟をはじめ、長潟、丸潟、鍋潟、道潟、升潟、大潟等、「潟」の名を有する地名が平野内に散在しており、そのほとんどが標高3m以下に位置する。標高0mの最低所も残っており、河川堆積を受ける以前の平野原形と考えられている。このような低湿性は泥炭地の分布によっても知られる。池沼の部分とその周囲、砂丘間低地、自然堤防後背湿地にあらわれ、広い沼沢地の分布を示している。以上、列挙したように新潟平野の低湿性は他の平野にみられない特徴といえるもので、そこに生活基盤を築くための低湿地の克服と洪水との戦いが越後の農民の宿命であった。慶長5(1600)年から昭和24(1949)年の約350年間に記録に残る大洪水は94回、ほぼ4年に1回は大洪水に見舞われていたことになり、小さな洪水は数多く起きたであろう。一度洪水ともなれば、平野一面海と化し、しかもその溢水はなかなか引かなかつたという〔永田ほか1973〕。

さて豊栄市は、平坦な沖積平野から成り立っている。傾斜区分図によれば、3~8度の緩傾斜面は、北部の向山~高山~屋敷沢、尾山~引越、横井~笠柳~藤寄、城山~松影の北東から南西にかけて発達する4本の新砂丘列部にみられるにすぎない。その他は3度未満の最緩傾斜面で、加治川・阿賀野川扇状地に挟まれる形で南から北へ傾斜している。おおむね平坦な沖積面から成り立っている豊栄市も地形分類上では、三つに区分することが可能である。それは、①砂堆・砂丘帯とその間の砂丘間低地、②阿賀野川・駒林川などの流路変更により形成された自然堤防とそれに伴う後背湿地帯、③最も低湿で盆状をなす潟湖を含む低地の三つである。

①砂丘・砂堆列は豊栄市において、内陸まで最もよくその跡がみられる。最も内陸側にある新砂丘Ⅰは、豊栄市では三列認められ、黒山~名山~中大口~上大口にかけての微高地は、この三列の内、最も内陸側のものである。新砂丘Ⅱは新砂丘Ⅰの海側にあり、四列から成り立っているが、豊栄市では、居山~内島見、引越~尾山などにみられる。さらに新砂丘Ⅲは、市域にはみられないが、海岸部に二列認められ、最も新しい起伏のある砂丘である。この三つの新砂丘列は、沖積世に内陸側から沿岸にかけて順次形成されていったものであるが、正確な形成年代についてはまだ不明な点が多い。砂丘地における遺跡の分布は、豊栄市における人間生活の黎明期との関連で、非常に興味深い問題である。

②概ね低湿な豊栄市の平地にあって、自然堤防の高まりは重要な集落立地の場であった。内陸側から砂丘が形成されると同様に、幾多の自然堤防が形成された。不明瞭な阿賀野川の扇状地は、谷口の馬下付近で海拔25m、水原で7.5mという緩傾斜面を形成している。豊栄市平林・十二・灰塚から胡桃山にかけての集落は、阿賀野川の自然堤防上に位置している。また、岡新田・竹ノ通・杓子潟の集落は駒林川、兄弟堀から嘉山・新鼻にかけては、新井郷川の自然堤防上の集落である。また旧新発田川に沿った木伏から内島見にかけての集落は、砂丘の影響を受けながらも自然堤防の景観が今日最もよく残っている地域である。特に阿賀野川・駒林川は流路変更が著しく、前者では焼山・閑屋・七島をとりまく旧河道や、十二潟(河跡湖)がみられる。自然堤防と後背湿地との高低差は最大2~3メートルで、阿賀野川から東へ進むにつれて数10cm単位と小さくなる。また駒林川の自然堤防は、ある程度連続性がみられるが、後背湿地には現在でも島畑が数多く分布し、近世以来、梨・桃・麦の生産が盛んであった。

③豊栄市で最も海拔高度の低い地区は、早通・芋黒・高森新田に囲まれた後背湿地と、福島潟を中心とした盆状の低地である。海拔高度が2m未満の低湿地では、ヨシ・マコモなどの植生がみられ、泥炭層や湛水地帯特有のグライ層とよばれる青灰色を帶びたシルト・粘土の含有が多い土壤が地下深く堆積してい

る。これらの低地は、小輪中の圓い地（郷地）が分布していた所で圃場整備を中心とした土地改良事業の遅れから、最近まで湿田が残っていた地域である。福島潟周辺の地下構造は複向斜と考えられ、かつては加治川と阿賀野川の間に存在した巨大なラグーンの最も水深の深い所であったと考えられる。ボーリング資料によれば、約31mまでの砂層は主として加治川・阿賀野川の堆積物によるものであると推定され、表層の泥炭層は福島潟の自然沈積作用によるものとされている。福島潟へ流入する中小河川は、例えば南部の折居川のように、デルタを発達させることにより湖岸線を後退させ、潟の面積を縮少させた。潟の北部では、加治川水系の河川が比較的緩やかに流れ込んでいるが、南部では湖岸から3~4kmしか離れていない洪積世の丘陵地である陣ヶ峯丘陵、あるいは菱ヶ岳山地から比較的急勾配の斜面を、本田川をはじめとする諸河川が一気に流入している。福島潟東岸は湖岸集落の発達が著しく、新川・天王・中ノ通などの集落が列状に連続してみられる。これらの集落は湖岸砂丘上にあるが、砂丘の形成原因是本田川などの運搬する土砂と、冬季間の北西季節風により生じた波浪によるものと考えられる。

以上のように、豊栄市には砂丘・砂堆、自然堤防とその後背湿地、最も低湿な盆状低地といったおよそ三つの地形上の特色がみられる。

では豊栄の集落の立地とその微地形はどうであったのか。居住地の選定は、その時代の生産様式や手段に大きく左右される。縄文時代は、狩猟・漁撈生活が中心で一般に河岸段丘・山麓と沖積平野の遷移点が、弥生時代から現代にかけては、農耕の発達と水防の関係から、自然堤防・砂丘・砂堆・人工堤防といった微高地が選択された。縄文中期の土器は新砂丘I-3・4にそれぞれ位置する松影と鳥屋遺跡から出土した。前者は砂丘上、後者は砂丘と古川（旧新井郷川）と呼ばれる旧河道の後背湿地の中間点にあり、それぞれ砂層中に発見されたものである。豊栄市以外では、加治川村の新砂丘I-1上に立地する山草荷遺跡から、縄文前期の土器が出土している。このように、最も古い内陸側の新砂丘Iには縄文土器が点在している。また、弥生土器は出土が非常に少なく、豊栄市では松影や新砂丘II-3の引越・たやしき・尾山にみられるのみである。新砂丘IIは、新砂丘Iに比べ連続的に分布している。古代にみられる土師器・須恵器は、新砂丘I~IIIのすべてと内陸の自然堤防からも発見されている。旧加治川以北の新砂丘IIIからは縄文と弥生土器の出土がなく、土師器・須恵器のみ出土する。その他、砂丘・砂堆には石鍬・石斧が数多く発見されている。このように市北部を占める木崎地区を中心とした砂丘・砂堆の南斜面は、先史から古代にかけて重要な居住地であったと考察されている〔島1988〕。

豊栄市内で本格的に沖積平野の開拓が始まるのは第1章に述べたように近世である。ここで宝曆5(1755)年絵図、「慶長十年給地方村々高目録」、「元禄検地帳」(1705年)に基づいて集落の成立を地形と関連づけて考えてみたい。慶長以前の集落は、長戸呂・山飯野など海拔2~3メートルで阿賀野川の自然堤防上にみられる。また里飯野も駒林川の自然堤防に立地する集落である。砂丘・砂堆上の集落の成立は相当古いと考察される。次に元禄検地帳に記載されている各集落も阿賀野川・駒林川の自然堤防、砂丘・砂堆上にみられる。長浦、葛塚地区の低湿地に集落が登場するのは宝曆図からである。駒林川下流、新井郷川とその旧河道の自然堤防・氾濫原には多くの集落がみられる。高森新田・大瀬柳のように高森・長戸呂の新田として、それぞれ本村からある程度離れた自然堤防上に成立した集落もある。また、下興野新田(後の葛塚)・太田興野もこの時期に成立している。下興野新田のうち現在の樋ノ内と白新町は、新井郷川の自然堤防と氾濫原の関係にあり、本町通りから大口通りは、黒山方面から続く新砂丘Iの微高地に位置していると考えられる。大口には、砂堆の一部と考えられる孤立丘陵状の丘に石動神社が建立され、砂堆に居住した農家の鎮守として信仰を集めた。伝承では、この丘は周辺の水路を航行する船の目印になつていて、葛

のつるがからまる木々が生い茂っていたため葛塚という呼び名が生まれたという〔五百川1995〕。昭和41(1966)年の七・一七水害(羽越水害)で、とくに中大口・上大口・本町通りの微高地は、冠水をまぬがれたり、比較的浅い冠水であったことからも、生活する上での家屋の建立には自然堤防及び微高地を選んでいたといえよう。

江戸時代後期の開発は、福島潟周辺に集中した。前新田・新鼻は、潟湖面を干拓した囲い地や、用排水路筋に形成された。明治期に入ると囲い地の造成がより活発になり、内沼沖・新鼻沖・前新田沖といった村々が、潟の人工堤防や囲い地の土手に形成された。これらの集落は堤防に沿って直線状に形成され、新しい干拓地を背後に、潟を前面にして立地した。これらの村々は漁業を副業とした半農半漁の村であった。以上のように豊栄市における集落の成立と発達は、先史・古代では砂丘・砂堆、緩いて自然堤防に移り、近世に入ってからは氾濫原・三角州へと展開し、最終的には福島潟干拓地とその堤防へ移動した。これを海拔高度からみると、10m前後の砂丘・砂堆の南斜面、3~5mの比較的高い自然堤防とその氾濫原、さらに0~1mの三角州および湿地へと移り変わっていたのである。

(B) 正尺A遺跡発掘調査から

平成12年4月・5月に2回に渡って(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団が行った発掘調査から得られた資料に基を見ていただきたい。この遺跡は豊栄市葛塚字正尺3,080番地近辺にあり、旧島見前潟の東縁の微高地上に位置し、旧大口川・旧新井郷川の川端でもあり、現在は宅地・水田化されている。この微高地は河川堆積による自然堤防と考えられる。さて、この発掘調査は、調査対象地の任意の位置に試掘トレンチを設定し、重機(バックホー)を使用して徐々に掘り下げる方法を探っている。遺物包含層については、一部人力で掘り下げ、遺構・遺物の有無を確認し、記録した。

平成12年4月の調査 土層の層序は、次の通りである。

I A層	褐・暗褐・暗灰色粘質土	盛土
I B層	黄灰色粘質土	盛土
II層	茶灰・暗褐・暗灰色土	旧表土。部分的に焼土、炭化物、褐鉄鉱を含む。
III A層	茶灰・灰・茶褐色粘質土	概ね褐鉄鉱、部分的に焼土を含む。
III B層	茶灰・黄灰色粘質土	III Aと同質だが酸化が少ない。
IV A層	青灰・灰・黄灰色粘質土	粘性が強い。若干シルト質。
IV B層	青灰・暗青灰色粘質土	粘性が強い。若干シルト質。IV Aと同質だが、酸化が少なく、しまりが若干弱い。炭化物を多く含む。水分が多い。古墳時代の遺物包含層。
V A層	青灰・淡灰褐色粘質土	シルト質が強い。若干炭化物を含む。水分が多い。
V B層	暗緑灰・暗青灰色シルト	植物の腐食物を含む。
V C層	青灰・淡灰褐色シルト	炭化物を微量に含む。
V D層	暗青灰・暗緑灰色シルト	砂質分が強い。

遺構・遺物については、平安時代と古墳時代の遺物が出土したが、平安時代は土師器の長甕が出土したのみで、この地に遺跡の本体が存在した可能性は低い。古墳時代は前期の土器が多数を占め、微高地のほぼ中央北側で出土している。遺物包含層が良好な状態で存在しており、遺物集中地点では遺構の存在する可能性がある。今回調査地点の自然堤防に沿って南側に周知の正尺A遺跡・正尺B遺跡、西側に正尺D遺

跡が存在するため〔阿部1988・新潟県埋蔵文化財包蔵地調査カード〕、正尺C遺跡〔鈴木1999〕を含めたこれらの遺跡は、同一河川による自然堤防上に存在した古墳時代前期の一連の遺跡と考えられる。

平成12年5月の調査 4月の調査では、古墳時代の良好な包含層が確認され、遺跡が西側に拡大すると考えられたため、西側を調査することになった。土層の層序は、次の通りである。

- | | | |
|------|-------------|--|
| I層 | 褐・暗褐・暗灰色粘質土 | 盛土。 |
| II層 | 茶灰・茶褐・黒褐色土 | 旧表土。 |
| III層 | 茶灰・灰・茶褐色粘質土 | 概ね褐鉄鉱。 |
| IVA層 | 青灰・灰・黄灰色粘質土 | 粘性、しまりが強い。若干シルト質。 |
| IVB層 | 青灰・暗青灰色粘質土 | 粘性、しまりが強い。若干シルト質。IVA層と同質だが、酸化が少ない。炭化物が多い。水分を微量に含む。 |
| V A層 | 青灰・淡灰褐粘質土 | シルト質が強い。炭化物を若干含む。水分が多い。 |
| V B層 | 暗緑灰・暗青灰色シルト | 砂質分を微量に含む。 |

遺物については、古墳時代前期の土器が出土した。微高地の西縁近辺に良好な状態で包含層が存在し、一個体の土師器を検出した。遺構の存在する可能性がある。また、微高地南西側縁試掘の結果から旧表土は南側にわずかに落ちこんでおり、遺物も出土しなくなることがわかった。戦後米軍によって撮影された航空写真によって、自然堤防に乗る形で古墳時代前期の遺跡が存在することがわかった。橋状に延びる自然堤防上に正尺A遺跡が広がると予想される。

以上が正尺A遺跡の発掘報告の抜粋である。平成12年11月段階で、正尺A遺跡(註1)・正尺C遺跡(註2)とも発掘調査は終了している。より最新の情報、詳細で精緻な結果が出るであろうから、それを参照すべきである。

末文

以上のように正尺の立地について触ってきたが、第1章から紫雲寺潟・福島潟の形成が恐らく9世紀頃であろうとすることから、正尺遺跡との関連は殆ど無いことが判明した。しかし、潟が形成される以前から大小河川が存在していたことは想定される。菅谷川や加治川・佐々木川、さらに福島潟が形成される前に流れていたであろう豊栄近郊の中小河川が豊栄・北蒲原南部を疊闇していたことは確かである。旧河川の調査が行われれば、ある程度までの水路復元がなされると思われる。そういう意味では第1章は蛇足であり近世正尺の考察のためもの感は拭えない。どちらにしても、豊栄・北蒲原地区は先史から現代に至るまで水との戦いの歴史であったことは確かである。これらの中で、第3章(A)で触れたように、集落の成立と発達は、先史・古代では砂丘・砂堆、緩いて自然堤防に移り、近世に入ってからは氾濫原・三角州へと展開し、最終的には福島潟干拓地とその堤防へ移動した。これを海拔高度からみると、10m前後の砂丘・砂堆の南斜面、3~5mの比較的高い自然堤防とその氾濫原、さらに0~1mの三角州および湿地へと移り変わっていったのである。つまり、水と戦い利用し克服することによって生活範囲を沖積地まで拡大した。正尺遺跡はその人間と水との歴史の中の一時期存在したのである。正尺遺跡の人々の足取りはそこで途絶え、再び人が生活するようになるには約1,400年の開きが存在するのである。しかしそれだけの年代差があるにも関わらず、第2章(A)で触れたように人々は同じ場所に住まいしたのである。ではそこはどのような場所であったのか。第2章(B)・第3章(B)から、自然堤防であり、それを上手く活用し安全に暮らすための水防の場であったのであり、生活の場でもあったことが読みとれるのである。

註

- 1) 本文中の発掘調査のほか、平成11年6月、平成12年6月から10月に（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団が調査を行っている。
- 2) 平成9年12月、平成11年7月、同年9月から12月、平成12年4月から12月に（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団が調査を行っている。

引用・参考文献

- 阿部朝衛 1988 「正尺遺跡」『豊栄市史』資料編1 考古編 豊栄市
- 五百川 清 1995 『にいがた歴史紀行四 豊栄・北蒲原郡②』 新潟日報事業社出版部
- 石川 亨ほか 2000 『新潟県地質図』 新潟県
- 磯部利貞・林 正巳・山崎久雄監修 金子 智ほか 1981 『新潟県の地理散歩一下越郷一』 野島出版
- 伊藤 充ほか 1990 『豊栄市史』資料編2 近世編 豊栄市
- 井上紳夫 1979 『新潟県の歴史』 山川出版社
- 大木金平 1921 『郷土史概論』
- 大熊 孝 1979 『信濃川 治水と歴史』 アーバンクボタNO.17 久保田鉄工株式会社
- 太平覚太郎 1977 越後地誌風俗全書 『温古の采』 歴史図書社
- 小熊博史 1996 「越後平野における旧石器・縄文時代の遺跡の立地とその変遷」『第四紀研究』第35卷第3号
- 小野弥造ほか 1985 「紫雲寺潟新田発起覚書」『中条町史』資料編第三巻 近世下 中条町史編さん委員会
- 樋根 勇 1985 『越後平野の一〇〇〇年』 新潟日報事業社
- 菊池利夫 1966 『新田開拓』 至文堂
- 木村 碩 1980 『近世の村』 教育社
- 古田島貞一ほか 1984 『国説にいがた歴史散歩 豊栄・北蒲原1』 新潟日報事業社
- 小林巖雄ほか 2000 『新潟県地質図説明書』 新潟県地質図改訂委員会
- 小林 弦 1979 『わが町の歴史 新潟』 文一総合出版
- 小林 弦ほか 1980 『新潟県史』資料編8 近世三 新潟県
- 小林 弦ほか 1989 『角川日本地名辞典』一五 新潟県 角川書店
- 斎藤晃吉 1969 『湖沼の干拓』 古今書院
- 坂井秀弥ほか 1989 新新バイパス関係発掘調査報告書『山三賀Ⅱ遺跡』 新潟県教育委員会・建設省新潟国道工事事務所
- 坂井陽一ほか 1991 『新潟市史』資料編12 自然 新潟市
- 阪口 豊 1954 「越後平野の古地理の問題によせて」『第四紀研究』第3卷5号
- 島 吾郎 1988 「豊栄市の自然環境」『豊栄市史』資料編1 考古編 豊栄市
- 鈴木栄太郎 1968 『日本農村社会学原理』 未来社
- 鈴木 勉 1999 「正尺C遺跡」『新潟県埋蔵文化財調査事業団年報』平成11年度
- 関 雅之ほか 1980 「鳥屋遺跡I」新潟県豊栄市・縄文晚期土坑群の発掘調査報告 豊栄市教育委員会
- 関 雅之ほか 1986 『新潟県の地名』日本歴史地名大系15 平凡社
- 関 雅之ほか 1989 『新五兵衛山遺跡I』新潟県豊栄市新五兵衛山遺跡第一次発掘調査報告 豊栄市教育委員会
- 関 雅之ほか 1996 『新五兵衛山遺跡II』新潟県豊栄市新五兵衛山遺跡第二次発掘調査報告 豊栄市教育委員会
- 関 雅之ほか 1999 『葛塚遺跡』新潟県豊栄市葛塚遺跡発掘調査報告 豊栄市教育委員会
- 武田広昭ほか 1970 『福島潟』新潟県干拓地民俗緊急調査報告書 新潟県教育委員会
- 竹内利美 1976 『信州の村落生活』名著出版
- 田中圭一・桑原正史・阿部洋輔・金子 達・中村義隆・本間恂一 1998 『新潟県の歴史』県史15 山川出版社
- 田中久夫ほか 1978 『亀田郷』新潟県文化財調査年報第17 新潟県教育委員会
- 田辺健一 1941 「日本海岸砂丘の形態的分類並に土地利用」『地理学評論』第17巻
- 丹呂善衛ほか 1980 『新潟県のあゆみ』 新潟県
- 茅原一也ほか 1977 『新潟県地質図説明書』 新潟県
- 鳥谷部 仁 1966 『亀田郷治水史』 亀田郷水害予防組合
- 豊栄市博物館 1979 『低湿地とよさか』
- 永田 啓ほか 1973 『新潟県土地分類基本調査 新潟』 新潟県農地部農地計画課
- 新潟古砂丘グループ 1974 「新潟砂丘と人類遺跡－新潟砂丘形成史I－」『第四紀研究』第13卷第2号
- 新潟古砂丘グループ 1975 「新潟砂丘」『第四紀研究』第14卷第4号
- 新潟古砂丘グループ 1978 「新潟砂丘砂－新潟砂丘の形成史II－」『第四紀研究』第17卷第1号
- 新潟古砂丘グループ 1996 「新潟砂丘の形成史」『第四紀研究』第35卷第3号
- 福田アジオ・宮田 登 1983 『日本民俗学概論』 吉川弘文館
- 福田アジオ 1982 『日本村落の民俗的構造』 弘文堂

- 松島静雄・中野 卓 1958 『日本社会要論』 東京大学出版会
- 町田 貞・荒巻 學 1965 「阿賀野川右岸地域の海岸砂丘・砂堆について」『東京大学地理学報告』九
- 宮崎芳春・関 雅之ほか 1992 『上土地龜遺跡』新潟県豊栄市上土地龜遺跡発掘調査報告 豊栄市教育委員会
- 宮本常一 1964 『ふるきとの生活』『日本の村』 未来社
- 水戸部 正ほか 1978 『聖籠町誌(増補版)』 聖籠町誌編さん委員会
- 村川三男 1968 「阿賀野川右岸地域における微地形と水田分布の地域的变化—沖積平野の地理的研究—」『新潟県高等学校教育研究会社会科部会研究論集』第13集
- 山川菊栄 1983 『わが住む村』 岩波書店
- 山本大右衛門 「千拓経過上申書」 豊栄市役所蔵
- 山本 駿 1996 「越後平野における弥生時代～中世の遺跡の立地とその変遷」『第四紀研究』第35巻第3号
- 柳田国男 1962 『日本農民史』 筑摩書房
- 柳田国男 1964 『郷土誌論』 筑摩書房

「遺跡カード」デジタル化作業の経緯と問題点

調査課資料担当普及班

1. 情報検索システム構築の経緯

当事業団は、平成8年度末に郵政省の「お年玉寄付金付年賀はがき寄付金配布事業(みのり)」(以下、郵政省みのり事業と略す)から総額1,260万円の配分を受け、コンピュータ機器を配備するとともに、平成10年度には当事業団の調査・研究の便宜を図るために、図書情報・遺跡情報・遺構情報・遺物情報の4つからなる「情報検索システム」の開発を進めた。図書情報については、それ以前に所有していたデジタル情報をこれに移植して、当事業団が所蔵するすべての書籍等を管理している。

郵政省みのり事業は、全国埋蔵文化財法人連絡協議会(以下、全埋協と略す)コンピュータ等研究委員会における集約によって配分を受けたものであったが、現在では種々の理由によって埋蔵文化財関係法人への配分は打ち切られている。当事業団は設立翌年の平成5年度から全埋協コンピュータ等研究委員会に参加しており、同委員会の大きな目的は、コンピュータ機器導入の研究とともに郵政省みのり事業の適正な割り当てにあった。当事業団では、全埋協コンピュータ等委員会に対応する分掌として「コンピュータ委員会」が作られたが、機器の配備・ソフトの開発が終了した以降は委員会が解消され、今年度は資料担当普及班が「情報検索システム」の運用・保守業務を担当している。

本題の遺跡情報は、新潟県教育委員会(以下、県教委)の「埋蔵文化財包蔵地調査カード」(以下、遺跡カード)を原材とするもので、平成10年度春から入力作業を進め、11年9月に、約12,000件の入力作業を終了した。当事業団が県教育庁文化行政課埋蔵文化財係分室の組織再編によって設立されたという経緯もあり、入力作業は分室時代の遺跡カードの複写をもとに進めていたが、事業団の設立以後、県内市町村の遺跡カードの追加や変更などの情報がもたらされなくなっていたため、平成11年度冬季には県文化行政課の配慮を受けて遺跡カードの複写を最新の情報に更新した。また、その後にはそれまでに入力していたデータを調査課職員が総点検し、12年度はデータ修正と補充を行って平成11年度末現在の情報について入力作業を終了した。

2. 遺跡カードデジタル化の基本的方向

「情報検索システム・遺跡情報」は、遺跡カード原本との整合性を保つように文字情報を入力している。そのため、発掘調査報告書・市町村史等が刊行されていて加筆・訂正が必要である場合でも、入力作業は明らかな誤記以外、原材の情報をできるだけ改変しないようにした。ただし、遺跡カードの記載(特に種別・時代時期欄)が、カード全体の情報と整合していない例については、カード全体から類推して一部を改変した。新しいデータを付け足さず遺跡カード原本と整合させたのは、オリジナルのデータと書き替えられたデータが混在することの混乱を防ぐためであり、引用はオリジナルのデータを尊重するという常識に従った結果である。とはいっても、遺跡基本情報は遺跡カードを迅速に検索するためのツールであって、これを代替するものではないこと、遺跡カードの情報のすべてをデジタル情報化することは不可能であるこ

■ 遺跡検索条件入力

検索したい条件を入力し、 ボタンをクリックして下さい。

遺跡名	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>	遺跡名かな	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>
市町村	<input type="text"/>				
時代・時期選択					
<input checked="" type="checkbox"/> 旧石器時代 <input checked="" type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 不明			<input type="checkbox"/> 飛鳥時代 <input type="checkbox"/> 奈良時代 <input type="checkbox"/> 平安時代 <input type="checkbox"/> 鎌倉時代 <input type="checkbox"/> 南北朝時代 <input type="checkbox"/> 室町時代 <input type="checkbox"/> 安土桃山時代 <input type="checkbox"/> 江戸時代 <input type="checkbox"/> 不明		
<input checked="" type="checkbox"/> 魏晉時代 <input type="checkbox"/> 草創期 <input type="checkbox"/> 前期 <input checked="" type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 早期 <input type="checkbox"/> 中期 <input type="checkbox"/> 晩期 <input type="checkbox"/> 不明					
<input checked="" type="checkbox"/> 弥生時代 <input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 中期 <input checked="" type="checkbox"/> 後期					
<input checked="" type="checkbox"/> 古墳時代 <input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 中期 <input checked="" type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 不明					
種別	<input type="text"/>				
管理番号	<input type="text"/>				
<input type="button" value="検索"/> <input type="button" value="条件クリア"/> <input type="button" value="終了"/>					

第1図 情報検索システム遺跡情報の検索画面

とを付記しておく。

遺跡情報は県教委が所有する最新の情報とほぼ同様ではあるが、その内容については現状にそぐわない古いものが多々認められる。これについては、県教委と市町村教委との間のやり取りで更新されることを期待するほかない。したがって、本システムの情報が「古くて信頼できない」というような評価ができることも十分に予測している。

なお、遺跡カード裏面の画像情報については、取り込み作業の労力が多大であること、データ容量が膨大になることを考慮して、入力欄がありながらも今回は入力を保留した。また、遺跡位置図については、画像として取り込むよりもG I Sなどの地図情報ソフトを活用した方が有効であろう。

3. 各フォームの入力

長年にわたって多数の人間が蓄積した膨大な情報は、全体としての齊一性を著しく欠いている。したがって、検索可能なデジタル情報とするために「この表現はこのように情報化する」というようなルールを多々設定している。このルールは検索者が意図する情報を正確に抽出するために不可欠なものであり、ここで入力作業上の意図を明確にしておきたい。

1) 遺跡名・遺跡名かな

遺跡名は遺跡が所在する小字を基本とするため、旧字体・異字体の漢字が多く含まれており、原本のまま入力できないこともある。遺跡名かなは「遺跡カード」にはない事項で、わかっているもの以外の大半は空欄にしている。したがって、遺跡名の検索で遺跡名かなを用いると、多くの遺跡は表示されない。た

だし、遺跡名の検索は、それに含まれる漢字1文字・かな1文字でも該当するものを抽出するので、両欄の入力は必ずしも必要条件ではない。例えば、中魚沼郡津南町上野（いわの）遺跡は、遺跡名かなを「うえの」で検索しても存在しないデータとみなされるが、遺跡名かなを「の」、あるいは遺跡名を「上」とすれば、「の」・「上」を含むすべての遺跡名が漢字で示され、上野遺跡を選択すれば、詳細情報が示される。

2) 所在地

地番については、1つまたは2つを代表させて入力し、行末に必ず「ほか」を入力している。検索は遺跡名と同様、それに含まれる漢字1文字・かな1文字でも抽出するようにしているので、「堀」で検索した場合、堀之内町地内の遺跡のほかに、新潟市堀之内など堀がつく地名の遺跡すべてを抽出する。したがって、市町村単位の検索は末尾に市町村を入力するか、各市町村の管理番号（市町村コードと同一）を用いる必要がある。

3) 地所有・現状・指定

遺跡カードの記載にしたがっている。

4) 主な時代

遺跡カードの記載から推定して、主な時代1つを入力している。検索対象項目ではい。

5) 時代時期・種別・種別小項目

遺跡情報の入力フォームは、複合遺跡にも対応できるようにしている。時代時期が複数にわたる場合、遺跡カードの種別が集落・包蔵地となっていても、時代時期と種別がどのような関係にあるのか不明であるが、入力はその点をカードの記載から類推している。

遺跡基本情報							
管理番号		J001-0001					
遺跡名		中山遺跡			主な時代	縄文時代	
遺跡名かな		なかやまいせき				時代時期	
所在地		新潟市藏岡字上境1-2-3ほか				種別	
土地所有		民	現状	水田	指定	補充カード枚	
遺跡の概要	立地	砂丘	標高	0m	北緯		
	小項目				東經		
	特徴	範囲一水田一反ぐらい。 新潟市で一番古い時代の遺跡。					
その他	1954.5年頃の開田土取作業時発見。附近の手代山からも數十個の石錐が出土したという。1997年新潟市作成遺跡分布図により範囲変更。						
カード作成	作成者		作成		所蔵・保管場所		
文献							
調査内容	調査期間始め	調査期間終わり	調査主体	調査員	調査面積	範囲(東西)	範囲(南北)
	1973/12/09			酒井和男	0	0	0
	1985/06/07			山口宗一	0	0	0
	1985/08/07			高橋保雄	0	0	0
遺構と遺物 他の遺物 補充カード 一覧表示へ戻る 検索画面へ戻る 終了							

第2図 情報検索システム遺跡情報の基本情報画面

第1表 種別の分類

種別	種別小項目
包蔵地	包蔵地
集落	住居 廐棄 貝塚 その他
墳墓	古墳 横穴 墓壇 その他
宗教遺跡	寺院 神社 その他
祭祀遺跡	祭祀遺跡
城館	山城 平城 居館 その他
官衙	国府 郡衙 その他
生産遺跡	製鉄 水田 窯 その他
塚	塚
その他	条里 洞窟 牧 道路 その他

遺跡基本情報の画面では、該当遺跡のもっとも古い時代時期とそれに対応する種別・種別小項目が始めに表示されるよう設計されている。例えば、縄文時代前期の包蔵地と室町時代の居館が複合する遺跡は、時代時期のブルダウン（▼印）を室町時代としないと居館の情報は表示されない。なお、種別による遺跡の検索は種別小項目を使っており、城館は種別小項目である山城・平城・居館のいずれかで検索することになっている。

これらの欄については、用語として「時代時期ともに不明」が欠落しているという設計上の大きな問題がひとつあった。なおかつ時代時期の入力がされないと種別・種別小項目の入力が不可能となる入力規制もなされていた。時代時期と種別小項目をセットの情報とするという観点からすれば、この入力規制はプログラムの設計上きわめて合理的なことではあるが、事業団では時代・時期とも不明の遺跡が存在することを永らく想定できずにいた。また、当初は〇〇時代不明という語もなかったために、一時は縄文時代と記載されているカードは草創期から晩期すべての時期をチェックせざるを得なかつた。いずれも入力した情報を“検索”するという想像が欠落していたことによる。デジタル情報化するということが活字で書かれていることと大差なく想像されていたと言ってもよい。

この問題によって、例えば時代時期不明の塚については、種別小項目に「塚」と入力できず、種別小項目からの検索では、塚の多くが抽出されない状態になっていた。したがって、塚については遺跡名横索で「塚」とし、その他の時代時期不明と疑われる遺跡については、遺跡の種別を特定する「城」「石」（石造物・石仏等）などの遺跡名の1文字を入力する必要があった。

平成12年11月には、時代時期に「不明」の項目を追加する等のプログラム書き替えを行ない、上記の問題は解決された。しかし、すべてのカードを点検して該当する遺跡の再入力を行なうという、非効率な作業を行なうことになった。

① 時代時期の区分

第1図のとおり、遺跡カードと同語を用いつつ、より細分している。

旧石器時代については、遺跡カードには基本的に前期・後期の記載がないので、これを尊重して「旧石器時代不明」と入力している。

縄文時代以降の時代で、時期の記載がないものは「〇〇時代不明」としている。

中世と書かれているカードは、便宜的に鎌倉・南北朝・室町・安土桃山すべての時代時期をチェックしている。「中世時期不明」という語が必要であったかと思われる。また、中世城館カードの時代時期区分が「鎌・南・室・戦」となっていて、遺跡カードの時期区分とはスケールに齟齬があるため、中世城館カードの「戦」については、便宜的に室町・安土桃山と置き換えている。

② 種別・種別小項目

分類は、第1表に示すとおりである。この分類は事業団がソフト開発業者に示したものだが、検索時の合理性を意識しなかったために不合理な点が目立つ。種別小項目に集落という語がないために、縄文時代

の集落跡というごく定型的な検索ができない。住居という語を入力して集落跡の遺跡を引き出すのは不自然である。

6) 遺跡の概要

① 立地・立地の小項目・標高

カード記入の際に地形分類の基準があるわけではなく、また、記入者によって記載内容は大きく異なるため、第2表のとおり入力の用語は規定されているが、曖昧な状態に留まっている。カードから明快な立地を読み取ることは困難である。標高の記載がないものはシステム上では「0」と表示される。

② 特徴・その他

字数制限があるため、カードの記載内容を多少要約して入力している。

7) 主な遺構・主な遺物

遺跡カードのうち、昭和58年から61年にかけて作成された「新潟県中世城館等分布調査カード」(いわゆる中世城館カード)が存在する部分は、県教育文化行政課が旧来の遺跡カードを取り外して中世城館カードを差し替えている。これらについては、遺跡カードと書式が異なって情報量が大きく、制限字数を大きく超えているので、基本的な項目のみの入力としている。他の時代が複合する城館については、それに関わる情報が差し替えによって失われている場合もある。

8) 調査内容

カード最下端「調査年月日・調査者」の欄にある情報のみを入力した。したがって、分布調査・踏査などの調査内容である。発掘調査については、記載があるものだけを、「遺跡の概要」欄の「その他」の欄に入力した。調査面積・範囲等は多くのカードが不明で、基本的に数値を入力していない。システム上では「0」と表示される。

4. データベース構築成果の普及について

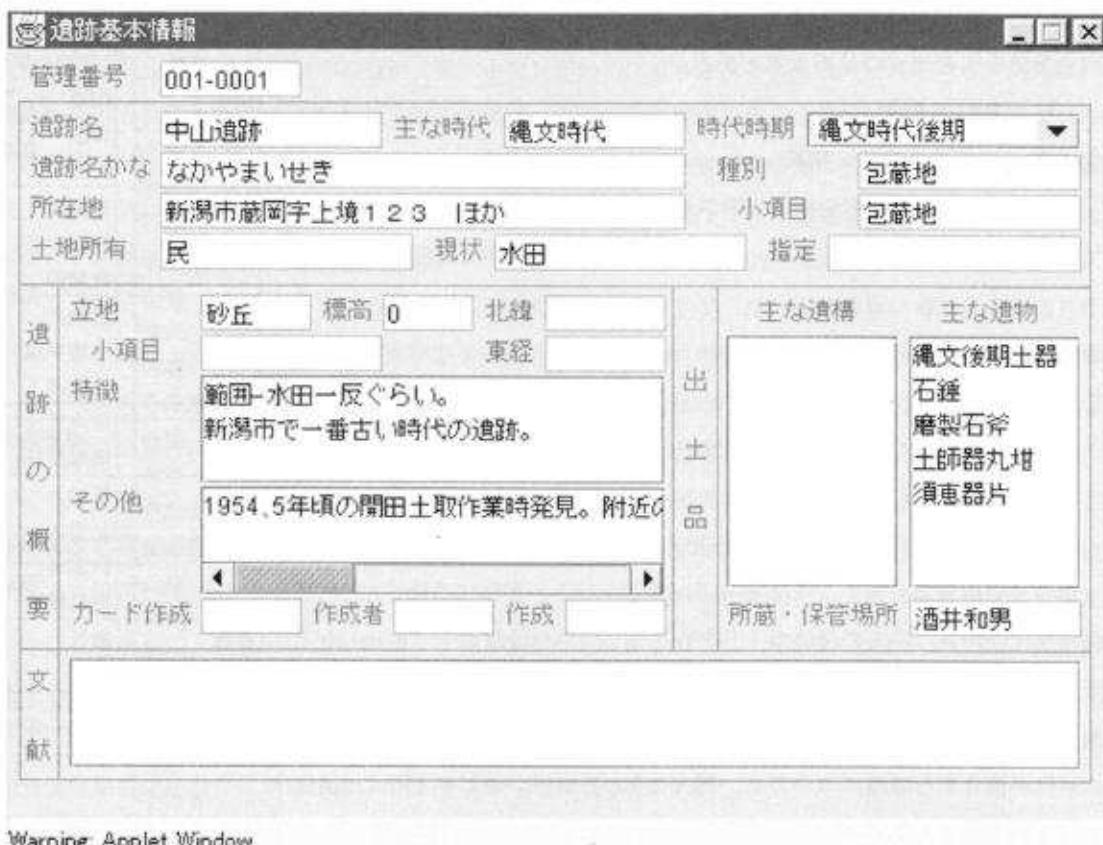
情報検索システムは株式会社BSNアイネット(本社新潟市)・株式会社A.I.D(本社福岡市)に開発を委託したもので、当事業団の情報検索システムネットワーク(サーバー1台、端末4台)で運用している。これはMicrosoft社Accessをベースにしているが、データのみを取り出してもAccess上で表示させることはできない。したがって、データの閲覧は基本的に当事業団職員に限られている。ただし、データの保護・活用の観点から、同社Excel形式で書き出す機能を持たせている。

システムは、当事業団の調査・研究の利便を図る目的で導入されたものであるため、部外者の閲覧は必要なことではないが、県遺跡カードとほぼ同等のものであるため、データが共有できれば県や市町村教育委員会の文化財保護業務に利便をもたらすことは十分に予想できることである。システムの二次的な利用方策はデータ入力の途上で次第に課題となっていました。県内の遺跡の情報は新潟県教育委員会が昭和54年に発行した『新潟県遺跡地図』、県教育委員会が管理している「遺跡カード」と「市町村遺跡台帳」など得ることはできるが、そこから必要な情報を検索することは極めて膨大な労力を要する。

情報検索システムのデータを、一般的のパーソナルコンピュータ上でも閲覧できるソフトを開発できないかとA.I.Dに打診していたところ、インターネットのホームページを閲覧するWWWブラウザを利用する方法

第2表 立地の分類

立地	立地小項目
山地	山頂
	山腹
	山麓
丘陵	丘陵上
	丘陵中腹
	丘陵裾
台地	台地上
	台地中腹
	台地裾
段丘	海岸段丘
	河岸段丘
沖積	低地
	低湿地
	微高地
	自然堤防
砂丘	砂丘
水中	水中
その他	その他



第3図 簡易遺跡ヴューワの表示画面

を提案され、平成12年7月にはデータの一部を省略した形で検索・閲覧のできるソフト「簡易遺跡ヴューワ」を開発した。また、同年11月には付属ソフトの追加を受け、最新の検索システムデータをCD-Rディスクに書き込む環境が整っている。CDの動作はMicrosoft社のInternet Explorer4.0以上、またはNetscape Communications社のNetscape Communicator4.0以上(Netscape 6については動作未確認)がインストールされているWindows機であることが条件である。前者のソフトはWindows機にあらかじめインストールされているものであり、後者のソフトもコンピュータ情報誌などで無償頒布されていたものである。したがって、CD利用の制限はごく低いことができる。簡易遺跡ヴューワはCDに添付されるJava 2 Runtime Environment Standard Edition v1.22をインストールすることで使用可能となる。

ヴューワの検索は、情報検索システムとほぼ同等な条件で実行できるように設計されている。前述のように、情報検索システムでは平成12年11月、遺跡の種別に「その他」を追加してソフトの書き換えを行ったので、性格不明の遺跡を抜き出すことは可能であるが、ヴューワの種別検索では「その他」を入力しても表示されるデータはない。また、ヴューワは印刷機能を備えていないので、Windowsのプリントスクリーン機能を使ってMs Paintなどで出力することになる。

なお、情報検索システムのデータおよびヴューワを収録したCDの利用方策については、平成11年度から県教育委員会文化行政課と協議を重ね、文化財保護業務の参考資料として利用することを条件に、希望する市町村教育委員会・県内各教育事務所に配付することを平成12年12月に合意した。

研究紀要 第3号

2001

印 刷 平成13年3月10日

発 行 平成13年3月10日

編集発行 財團法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団

〒956-0845 新潟市大字金津93番地1

TEL 0250-25-3981

印 刷 北越印刷株式会社

TEL 0258-33-0306
